

香川県報



号外

平成 15 年

6月27日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告示

○漁業法の規定による区画漁業、定置漁業及び共同漁業の免許の内容となる事項等の決定
（水産課）

告示

香川県告示第三百七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業定置漁業及び共同漁業の免許の内容となる事項等を次のように定める。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 区画漁業（第一種区画漁業のうち釣り養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業）

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第一号（のり）

（一） 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市松島西地先

点の位置

基点 A 松島東端

” B 松島南西端

” C 徳島県鳴門市大麻山高頂

” D 徳島県鳴門市北灘町暮の浦漁港防波堤基部

” E 東かがわ市引田庁舎中央

” F 神山高頂

（二） 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

（三） 制限又は条件

（1） 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（2） 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

（3） 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

（4） 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

（四） 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第二号（のり）

（一） 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市安戸池地先

点の位置

基点 A 犬もどり

” B 兵庫県男鹿島高頂

” C 双子島高頂

” D 一ツ島高頂

” E 丸亀島高頂

- " F 翼山西高頂
- " G 地の大鼻北端
- " H 城山鼻東端
- " I 引田漁港東防波堤突端
- " J 松島南西端
- " K 徳島県鳴門市大麻山高頂
- 点 イ AからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点
- " 口 AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点
- " 八 IからH見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点
- " 二 DからC見通し延長線上口から南東へ一〇〇メートルのところ
- " ホ EからD見通し延長線上イから南東へ一〇〇メートルのところ
- " ヘ FからG見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点
- " ト DからC見通し延長線上八から南東へ一二五メートルのところ
- " チ トから入見通し延長線上へから北へ二〇〇メートルのところ
- " リ ニから水見通し延長線上ホから北へ二〇〇メートルのところ

(二) 漁場の区域 リチ、チト、トニ、ニリの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

(一) 計画番号区第三号(のり)

漁場の位置及び区域 東かがわ市明神浜沖

点の位置

基点A 犬もどり

" B 鹿浦越崎北端

" C 双子島の東島南端

" D 双子島の西島西端(イヌイ角)

" E 一ツ島高頂

" F 庵治町高島高頂

" G さぬき市馬ヶ鼻

" H 兵庫県男鹿島高頂

" I 通念島高頂

点 イ AからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点

" 口 AからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点

" 八 EからC見通し延長線上口からCへ一〇〇メートルのところ

" 二 EからC見通し延長線上Cから二〇〇メートルのところ

" ホ EからI見通し延長線上へからIへ三六メートルのところ

" ヘ BからD見通し延長線とEからI見通し線との交差点

" ト BからD見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

" チ FからG見通し延長線上イからGへ一〇〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市明神浜地先

点の位置

基点 A 犬もどり

” B 兵庫県男鹿島高頂

” C 一ツ島高頂

” D 女郎島

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

” ロ CからD見通し線上イからCへ五〇〇メートルのところ

” ハ CからD見通し線上イからCへ一〇〇メートルのところ

” ニ AからB見通し線と平行にハから南へ一〇〇メートルのところ

” ホ AからB見通し線と平行にロから南へ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、八二、ニホ、ホ口の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第五号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市松原地先

点の位置

基点 A 新川東から一番目突堤突端

” B 不動明王

” C NTT三本松営業所鉄塔

” D 三本松港赤灯台

” E 一ツ島西端

” F 兵庫県男鹿島高頂

” G 鹿浦越崎北端

” H 白岩

点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点

” ロ AからE見通し線とHからC見通し線との交差点

” ハ BからF見通し線とHからC見通し線との交差点

” ニ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、八二、ニイの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市松原
計画番号区第六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 東かがわ市須賀沖
点の位置

- 基点A 鹿浦越崎北端
- " B 白鳥港瀧川中央防波堤(一三五メートル)突端
- " C 湊川西側護岸防砂堤突端
- " D 湊、三本松境界
- " E 丸亀島高頂
- " F さぬき市津田町鷹島南端
- " G 秋葉山高頂(九七メートル)
- " H 一ツ島高頂

- 点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " 口 BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " ハ BからE見通し線とGからD見通し延長線との交差点
 - " ニ AからF見通し線とGからD見通し延長線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号区第七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 東かがわ市須賀地先
点の位置

- 基点A 湊川西側護岸防砂堤突端
- " B 秋葉山高頂(九七メートル)
- " C 湊、三本松境界
- " D 丸亀島高頂
- " E 一ツ島高頂
- " F 白鳥港瀧川中央防波堤(一三五メートル)突端

- 点イ BからC見通し延長線とDからF見通し線との交差点
 - " 口 AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
 - " ハ EからA見通し線と上口からAへ二五〇メートルのところ
 - " ニ BからC見通し延長線上イからCへ二五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯沖

点の位置

基点A 網島南端

" B 女島南端

" C 中鼻北端

" D さぬき市津田町鷹島北端

" E 内海町風ノ子島高頂

" F 虎丸山高頂

" G 三本松港浜町地区埋立地南西角

点イ AからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

" ロ FからG見通し延長線上イからGへ九〇〇メートルのところ

" ハ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点

" ニ CからE見通し線上ハからCへ九〇〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロニ、二ハ、ハイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯地先

点の位置

基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角

" B 虎丸山高頂

" C 袖無鼻北端

" D 網島南端

" E 女島南端

" F さぬき市津田町鷹島北端

" G 内海町風ノ子島高頂

点イ BからA見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点

" ロ CからG見通し線とイからF見通し線との交差点

" ハ BからA見通し延長線上イからAへ九〇〇メートルのところ

" ニ BからA見通し延長線上ハからAへ三〇〇メートルのところ

" ホ GからC見通し線上ロからCへ九〇〇メートルのところ

" ヘ GからC見通し線上ホからCへ三〇〇メートルのところ

漁場の区域 ハニ、ニヘ、ホハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第一〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域 東かがわ市網島沖

点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

" B 網島西端

" C さぬき市津田町名古屋南端

" D さぬき市津田町鷹島北端

" E 三本松港浜町地区埋立地南西角

" F 虎丸山高頂

" G 女島南端

" H 丸亀島南端

" I 網島南端

点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

" ロ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点

" ハ AからB見通し延長線とIからD見通し線との交差点

" ニ イからD見通し線上八からイへ五〇〇メートルのところ

" ホ CからH見通し線上口からHへ五〇〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホ口の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第一一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域 東かがわ市網島地先

点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

" B 網島西端

" C さぬき市津田町名古屋南端

" D 丸亀島南端

" E 女島南端

" F 双子島北端

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

" ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点

" ハ CからD見通し線上口からDへ五〇〇メートルのところ

" ニ FからE見通し延長線上イからEへ五〇〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号区第一二号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先
点の位置

- 基点A 虎ヶ鼻東端
- " B 馬ヶ鼻北端
- " C 鷹島南端
- " D 鷹島東端
- " E 兵庫県西島高頂
- " F 東かがわ市一ツ島高頂
- " G 東かがわ市鹿浦越崎北端
- " H 東かがわ市丸亀島東端
- " I 東かがわ市北山の東から三番高(一三メートル)
- " J 東かがわ市、さぬき市境界
- " K 東頭白岩中央
- " L 鵜部鼻北端
- " M 松琴閣東端
- " N 鶴羽、津田境界の海境石

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

- 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホへ、へチ、チヌ、ヌロの六直線に囲まれた区域
- 点
イ Nから真方位四五度の線とBからF見通し線との交差点
ロ BからF見通し線とIからFへ三〇〇メートルのところ
ハ BからF見通し線とJからE見通し線との交差点
ニ BからF見通し線と八からBへ一〇〇メートルのところ
ホ IからH見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点
ヘ AからD見通し延長線とKからホ見通し線との交差点
ト Nから真方位四五度の線とAからD見通し延長線との交差点
チ AからD見通し延長線と上下から南へ一〇〇メートルのところ
リ Nから真方位四五度の線とCからG見通し線との交差点
ヌ CからG見通し線と上りからGへ一〇〇メートルのところ
- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽
計画番号区第一三号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地元地先
点の位置
基点A 鵜部鼻北端

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 さぬき市津田町鶴羽
- 計画番号区第一四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先
- 点の位置
- 基点 A 津田港北防波堤突端から基部へ二〇七メートルのところ(旧突端)
 - " B 雨滝山高頂
 - " C 津田川右岸護岸北端

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

第一種区画漁業

- 漁場の区域 口八、八二、二ホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リ口の八直線に囲まれた区域
- " D 丸山鼻高頂
 - " E 丸山鼻東端
 - " F 丸山鼻赤岩
 - " G 猿子島南西端
 - " H 萱落黒岩
 - " I 大鼻東端
 - " J 虎ヶ鼻東端
 - " K 馬ヶ鼻北端
 - " L 庵治町高島南の高
 - " M 鷹島東端
 - " N 鷹島南東端
 - " O 東かがわ市丸龜島北東端
 - " P 東かがわ市丸龜島南西端
 - 点 I HからI見通し延長線とJからO見通し線との交差点
 - " 口 Iから真方位四五度二〇〇メートルのところ
 - " H HからI見通し延長線とBからD見通し延長線との交差点
 - " 二 LからK見通し延長線とFからN見通し延長線との交差点
 - " ホ Aから真方位六三度の線とNからP見通し線との交差点
 - " ヘ Aから真方位六三度の線とGからE見通し延長線との交差点
 - " ト CからN見通し線とGからE見通し延長線との交差点
 - " チ CからN見通し延長線とJからO見通し線との交差点
 - " リ JからO見通し線と口からM見通し線との交差点

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第一五号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町萱落地先

点の位置

- 基点 A 名古屋高頂
- " B 猿子島西端
- " C 猪塚港北防波堤突端
- " D 大鼻南東端
- " E バク岩中央
- " F 鷹島北端
- 点 イ CからE見通し延長線とDからF見通し線との交差点
- " ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点
- " ハ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第一六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田釜居谷地先

点の位置

- 基点 A 鷹島高頂
- " B 虎ヶ鼻
- " C 蛭子神社鳥居
- " D あたご岩
- " E かけの鼻
- " F 池田町三都崩鼻
- " G 内海町大角鼻灯台
- " H 兵庫県津名郡津名町妙見山高頂(五一九メートル)
- 点 イ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点
- " ロ CからH見通し線とFからE見通し延長線との交差点
- " ハ DからG見通し線とFからE見通し延長線との交差点
- " ニ DからG見通し線とAからB見通し延長線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市小田

(一) 計画番号区第一七号(のり)

漁場の位置及び区域
さぬき市小田沖
点の位置

- 基点A 馬ヶ鼻
- " B トビガス中央
- " C 小田漁港北防波堤基部
- " D 西浜護岸西端
- " E センクの浜西端
- " F 弁天鼻北端
- " G 苦張漁港西防波堤突端
- " H 小林の高
- " I バクの岩中央
- " J 大串崎長ソワイ北端
- " K 池田町太麻山高頂
- " L 池田町長者鼻西端
- " M 内海町塩谷鼻
- " N 内海町大福部島西端
- 点イ AからJ見通し線とDからN見通し線との交差点
- " BからI見通し線とDからN見通し線との交差点
- " H BからI見通し線とEからM見通し線との交差点
- " CからH見通し線とEからM見通し線との交差点

- " ホ CからH見通し線とFからL見通し線との交差点
 - " ヘ BからI見通し線とFからL見通し線との交差点
 - " ト BからI見通し線とGからK見通し線との交差点
 - " チ AからJ見通し線とGからK見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの八直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市小田

(一) 計画番号区第一八号(のり)

漁場の位置及び区域
さぬき市鴨庄長浜沖
点の位置

- 基点A 大串崎
- " B イモクイ
- " C 二本木鼻
- " D 新開漁港防波堤突端
- " E 小串崎北端
- " F 牟礼町源氏ヶ峰(二二八メートル)

- " G 牟礼町五剣山頂北の谷
 - " H 庵治町太鼓鼻から海岸沿い北へ二メートルのところ
 - " I 庵治町竹居鼻
 - " J 土庄町高見山高頂(一五三メートル)
 - " K 池田町沖ノ鼻
 - " L 土庄町大余島東端
 - " M 長ぞわい南端
 - 点 イ MからI見通し線とDからL見通し線との交差点
 - " 口 BからF見通し線とDからL見通し線との交差点
 - " 八 EからJ見通し線上Eから一五メートルのところ
 - " 二 EからJ見通し線とAからG見通し線との交差点
 - " ホ 二からK見通し線とイからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口B、C八、八二、二ホ、ホイの六直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業(区第八二〇号)の漁場区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市鴨庄
- 計画番号区第一九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先
- 点の位置
- 基点A 二本木ガラモ鼻
 - " B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
 - " C 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端
 - " D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端
 - " E 白方大水門東端
 - " F 立石から海岸沿い北へ三〇メートルのところ
 - " G 小串崎北端
 - " H 庵治町太鼓鼻東端
 - " I 土庄町戸形崎
 - " J 二本木鼻
 - " K 日盛山高頂

点 イ CからI見通し線とBからF見通し線との交差点

- " 口 Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点
- " 八 DからH見通し線とBからF見通し線との交差点
- " 二 DからH見通し線とGからA見通し線との交差点
- " ホ AからG見通し線とJからD見通し線との交差点
- " ヘ BからF見通し線とホからK見通し線との交差点

漁場の区域 F八、八二、二ホ、ホへ、へイ、イC、口Eの七直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第二〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦沖

点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から真東へ一〇〇メートルのところ

" B 牟礼町房前鼻

" C 牟礼町金比羅山高頂

" D 庵治町高島高頂

" E 蜂ヶ浦北端

" F 蜂ヶ浦石川勝吉宅(鴨庄三六五番地)西側走出北端

" G 蜂ヶ鼻

" H 灯籠鼻

点 I HからB見通し線上Hから一五〇メートルのところ

" O AからD見通し線とGからC見通し線との交差点

" A AからD見通し線とFからC見通し線との交差点

" E EからC見通し線上Eから一〇〇メートルのところ

" H HからI見通し線とFからC見通し線との交差点

" G GからI見通し線とFからC見通し線との交差点

" F FからI見通し線とGからC見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
第一種区画漁業	

のり養殖業

十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第二一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市志度沖

点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ

" B 庵治町高島西端

" C さぬき市、牟礼町境界

" D 牟礼港川西地区埋立地南端

" E 室沖岡谷清酒雄宅(鴨庄四五九番地)西側護岸南西角

" F 小串崎北端

" G 牟礼町金山防波堤北東角

" H 志度港新町西防波堤基部

点 I AからB見通し線とEからD見通し線との交差点

" O AからB見通し線とFからG見通し線との交差点

" A CからB見通し線とFからG見通し線との交差点

" H CからB見通し線とEからD見通し線との交差点

" G CからB見通し線とEからD見通し線との交差点

" F FからG見通し線とHからB見通し線との交差点

" E HからC見通し線上八からCへ一五メートルのところ

" D CからB見通し線上二からBへ一〇〇メートルのところ

- 〃 チ AからB見通し線上イからBへ一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 ヘホ、ホ口、ロチ、チト、トへの五直線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (5) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。
 (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
 計画番号区第二二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 木田郡牟礼町地先
 点の位置
 基点A さぬき市、牟礼町境界
 " B 房前川右岸防砂堤基部
 " C 庵治町高島高頂
 " D さぬき市権現鼻西端
 点イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点
 漁場の区域 Aイ、イBの二直線とAB間沖出し一〇メートルの只曲線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 木田郡牟礼町
 計画番号区第二三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 木田郡牟礼町鷹ヶ巣地先
 点の位置
 基点A 金山鬼ヶ岩
 " B 松ヶ鼻東端
 " C さぬき市小串崎
 " D さぬき市蜂ヶ浦南端
 点イ AからD見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 " BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ
 " H BからC見通し線上Bから二〇〇メートルのところ
 " ニ AからD見通し線上Aから三〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

<p>(一) 漁場の位置及び区域</p> <p>漁場の位置 木田郡庵治町高尻地先</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 牟礼町金山鬼ヶ岩</p> <p>〃 B 松ヶ鼻東端</p> <p>〃 C 太鼓鼻</p> <p>〃 D さぬき市大串崎</p> <p>〃 E 内海町大角鼻南の高頂(一五九メートル)</p> <p>〃 F さぬき市小串崎北端</p> <p>〃 G 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ</p> <p>点イ CからD見通し線上Cから二〇〇メートルのところ</p> <p>〃 Gからイ見通し延長線上イから二〇〇メートルのところ</p> <p>〃 H CからD見通し線と平行に口から西へ六〇〇メートルのところ</p> <p>〃 ニ CからD見通し線上Cから四〇〇メートルのところ</p> <p>〃 ホ BからF見通し線上Bから五〇〇メートルのところ</p> <p>〃 ヘ AからE見通し線とニからホ見通し延長線との交差点</p> <p>〃 ト AからE見通し線とGからイ見通し線との交差点</p> <p>漁場の区域 口ハ、八ニ、二ヘ、ヘト、ト口の五直線に囲まれた区域</p> <p>漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種区画漁業</p>	<p>(二) 制限又は条件</p> <p>(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。</p> <p>(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p> <p>(四) 地元地区 木田郡牟礼町</p> <p>計画番号区第二四号(のり)</p>
--	---

<p>(一) 漁場の位置及び区域</p> <p>漁場の位置 木田郡庵治町生の国地先</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 高尻漁港防波堤突端</p> <p>〃 B 鞍谷海岸防砂堤基部より海岸沿い北へ八〇メートルのところ</p> <p>〃 C さぬき市大串崎</p> <p>〃 D さぬき市大串崎北の高頂北の高(大串温泉南端)</p> <p>点イ AからD見通し線上Aから一〇〇メートルのところ</p> <p>〃 BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ</p> <p>漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種区画漁業</p>	<p>(二) 制限又は条件</p> <p>(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。</p> <p>(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p> <p>(5) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。</p> <p>(四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町</p> <p>計画番号区第二五号(のり)</p>
---	--

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第二六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町高島東浦地先

点の位置

基点 A 高島南東端

” B 高島北東端

点 イ Aから真方位九〇度一五〇メートルのところ

” ロ Bから真方位九〇度一五〇メートルのところ

” ハ 口から真方位九〇度四六〇メートルのところ

” ニ イから真方位九〇度四六〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(三) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第二七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町高島西浦地先

点の位置

基点 A 高島北端

” B 高島中の鼻

” C 牟礼町房前高頂

” D 太鼓鼻

” E 白石

” F 竹居鼻

” G 土庄町大余島西端

” H 土庄町大余島南端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

” ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

” ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

” ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第二八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町鎌野地先

点の位置

基点A 平谷鼻

" B 高島北端

" C 鎌野漁港三号防波堤北東角

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第二九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町笹尾地先

点の位置

基点A 鎌野漁港西防波堤から海岸沿い西へ五〇メートルの防砂堤基部

" B センソ旧防砂堤基部

" C 笹尾の浜西端防砂堤から海岸沿い東へ一五〇メートルの石積防砂堤

" D 土庄町大余島東端

" E 池田町飛火崎

" F 池田町沖ノ鼻

点イ CからD見通し線上Cから八〇メートルのところ

" BからE見通し線上Bから八〇メートルのところ

" H AからF見通し線上Aから八〇メートルのところ

漁場の区域 Cイ、イ口、口八、八Aの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第三〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町竹居地先

点の位置

基点A 笹尾の浜西端防砂堤突端

” B 竹居観音崎

” C 竹居鼻(竹居西の鼻)

” D 稲毛島南東端

” E 土庄町黒崎

” F 土庄町大余島西端

点イ AからF見通し線上Aから七〇メートルのところ

” BからE見通し線上Bから七〇メートルのところ

” CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハCの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第三二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町江の浜地先

点の位置

基点A 江の浜東の鼻

” B 御殿鼻

” C 鑑島西端

” D 兜島弁天鼻

点イ AからD見通し線上Aから八〇メートルのところ

” BからC見通し線上Bから七〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第三二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町稲毛島地先

点の位置

基点A 竹居鼻

” B 稲毛島東端

” C 稲毛島西の南端

” D 鑑島南西端

” E 大島北の高頂(六二メートル)

” F 池田町地藏崎灯台

- 点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点
 - 〃 〇 AからB見通し延長線とEからF見通し線との交差点
 - 〃 八 EからF見通し線と上口からFへ八五〇メートルのところ
 - 〃 二 DからC見通し延長線と上イから東へ八五〇メートルのところ
 - 〃 水 BからA見通し線と上イからAへ三〇メートルのところ
- 漁場の区域 〇八、八二、二水、水口の四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
- 計画番号区第三三三号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町大島東側地先
- 点の位置
- 基点 A 池田町地蔵崎灯台
 - 〃 B 御殿鼻
 - 〃 C 丸山大西鼻
 - 〃 D 大島東端
 - 〃 E 大島東の高頂
 - 〃 F 大島北東端

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
- 計画番号区第三四号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町大島地先
- 点の位置
- 基点 A 高松市長崎鼻西端
 - 〃 B 大島アバギの鼻西端
 - 〃 C 重岩
 - 〃 D 大島北西端

- " E 矢竹島北端
 - " F 土庄町豊島東端
 - " G 高松市男木島高頂(二二三メートル)
 - " H 高松市男木島南端
 - 点 イ DからE見通し延長線とCからG見通し線との交差点
 - " ロ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 Dイ、イロ、ロBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、魚類小割式養殖業(区第八三七号)の漁場区域を除く。
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
- 計画番号区第三五号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町船かくし地先
- 点の位置

- 基点 A ハジキ鼻
- " B 相引川尻中央点(牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中
- " C 高松市屋島長崎鼻中の高頂

- " D 高松市屋島長崎鼻北の高頂
 - " E 高松市屋島長崎鼻北端
 - " F 大島アバギの鼻西端
 - " G 大島東の高頂
 - " H 大島東端
 - " I 白石
 - " J 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台
 - " K 庵治漁港旧一文字灯台
 - 点 イ BからF見通し線とEからI見通し線との交差点
 - " ロ BからF見通し線とCからK見通し線との交差点
 - " ハ CからK見通し線と上口からKへ五〇メートルのところ
 - " ニ AからH見通し線とDからJ見通し線との交差点
 - " ホ AからG見通し線とEからI見通し線との交差点
 - " ヘ EからI見通し線と上イからIへ五〇メートルのところ
- 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
- 計画番号区第三六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町才田埋立地地先
点の位置

基点 A ハジキ鼻

" B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

" C 新開沖一文字防波堤南端

" D 新開埋立地南西角

点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点

漁場の区域 Aイ、イDの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第三七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島東町瀨ノ内北部地先
点の位置
基点 A 相引川尻中央点(牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)

" B 庵治町大島アバギの鼻西端

" C 屋島台頂北端(北嶺北端)

" D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

" ロ AからB見通し線とイからBへ三〇〇メートルのところ

" ハ AからB見通し線とイからAへ六〇〇メートルのところ

" ニ CからD見通し線とイからCへ三〇メートルのところ

" ホ DからC見通し線と平行に口から西へ五〇メートルのところ

" ヘ DからC見通し線と平行にホから西へ三六〇メートルのところ

" ト DからC見通し線と平行にハから西へ五〇メートルのところ

" チ DからC見通し線と平行にトから西へ一八〇メートルのところ

漁場の区域 ホへ、へニ、ニチ、チト、トホの五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町、高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第三八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町大余島東地先
点の位置
基点 A 土庄町、池田町境界

- " B 池田町蒲生角田川尻
 - " C 池田町沖の鼻南端
 - " D 庵治町高島東端
 - " E 大余島南端
 - " F 大余島北東護岸の北端
 - 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 - " ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点
- 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- (二) 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄
- 計画番号区第三九号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島南地先
- 点の位置

- 基点A 門ヶ鼻南端
- " B 木香西鼻南東端
- " C ホテル観海楼前桟橋
- " D 双子浦浜野別荘東側埋立地西端

- " E 池田町室生弁天島高頂
 - " F 池田町長者鼻西端
 - " G さぬき市小串崎北端
 - " H 庵治町高島西端
 - " I アワラ島南端
 - 点 イ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点
 - " ロ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
 - " ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点
 - " ニ CからH見通し線と八からI見通し線との交差点
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- (二) 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄
- 計画番号区第四〇号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町鹿島南西地先
- 点の位置

- 基点A 柳亀石の鼻南端
- " B 門ヶ鼻南端

- " C 黒崎南端
 - " D アワラ島北端
 - " E 豊島礼田崎南端
 - " F 庵治町稲毛島東端
 - " G 庵治町五剣山高頂(西高頂三六六メートル)
 - " H 庵治町太鼓鼻東端
 - " I 庵治町高島西端
 - " J 大余島牛の子鼻西端
 - " K 土庄東港埋立地突出部南西角
 - " L 土庄東港埋立地南西角
 - " M 鹿島西鼻東端
 - 点 イ AからG見通し線とEからC見通し延長線との交差点
 - " 口 BからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点
 - " 八 BからH見通し線上口からHへ二五〇メートルのところ
 - " 二 DからC見通し延長線とFからK見通し線との交差点
 - " ホ FからK見通し線とIからL見通し線との交差点
 - " ヘ IからL見通し線とJからM見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イ口、口八、八二、二ホ、ホへ、へM、MAの八直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄
計画番号区第四一号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 小豆郡土庄町千軒地先
点の位置
基点A 千軒川尻
" B 千軒海岸北側突堤基部
" C 黒崎南端
" D 庵治町大島西端
" E 高松市女木島南端
" F 小豊島高頂(一三三メートル)
- 点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
- " 口 BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

漁場の区域 Aイ、イ口、口Bの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- い。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第四二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町戸形崎南地先

点の位置

基点A 戸形崎南西端

" B 千軒西滝川尻

" C 黒崎南端

" D 高松市女木島南端

" E 百尋磯灯浮標

" F 小豊島高頂(一三三メートル)

点 イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

" ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

漁場の区域 A口、ロイ、イBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

ただし、灯浮標周囲一四四メートル以内の区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第四三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町戸形崎地先

点の位置

基点A 沖之島南端

" B 室崎西端

" C 小瀬港西防波堤北端

" D 戸形崎南西端

" E 百尋磯灯浮標

" F 小豊島ツミ東端

" G 小豊島砂鼻南東端

点 イ CからF見通し線とAからB見通し延長線との交差点

" ロ EからG見通し線とAからB見通し延長線との交差点

" ハ EからG見通し線上Eから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハDの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第四四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町アオギ地先
点の位置

- 基点A 柚ノ浜川尻
" B 重岩
" C 中国電力南側ケーブルハウスから海岸沿い北へ一〇〇メートルのところ
" D 小瀬地区護岸南から二番目の階段
" E ガラモソワイ灯浮標
" F 小豊島砂鼻南東端
" G 豊島宮崎北端
" H 豊島虹崎北端
" I 岡山県岡山市米崎東端
" J 沖之島南端
" K 室崎西端
" L フトガ鼻南西端
" M 泊ノ鼻突端
" N 袖ノ浜北端から海岸沿い北へ一〇〇メートルのところ
点イ AからH見通し線上Aから一五〇メートルのところ
" 口 BからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ一五〇メートルのところ
" 二 DからE見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
" 八 CからF見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
" 二 DからE見通し線とJからK見通し延長線との交差点
" 水 BからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ四五〇メートルのところ
" へ AからH見通し線上Aから四五〇メートルのところ
" ト NからI見通し線とへからL見通し線との交差点
" チ NからI見通し線とイからM見通し線との交差点
漁場の区域 イ口、口八、ハC、D二、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの九直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
(四) 地元地区 小豆郡土庄町土庄
計画番号区第四五号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

点の位置

- 基点A 妙見崎
" B 大島南端
" C 岡山県玉野市石島北端
" D 岡山県和気郡日生町大多府島西端
" E 兵庫県飾磨郡家島町松島頂
" F 小島高頂
点イ AからB見通し延長線とFからD見通し線との交差点
" 口 AからB見通し延長線上イから東へ二〇〇メートルのところ
" 八 DからF見通し線上イからFへ二六〇メートルのところ
" 二 CからE見通し線とFからD見通し線との交差点
" 水 CからE見通し線上二からEへ二二〇メートルのところ
" へ 八から口見通し延長線上八から二二五〇メートルのところ

漁場の区域 八二、二ホ、ホへ、へ八の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町大部

計画番号区第四六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦港地先

点の位置

- 基点A 直島町井島鞍掛ノ鼻灯台
- " B 甲崎
- " C 岡山県岡山市切石鼻西端
- " D 白崎北端
- " E 龜石山高頂
- " F 家浦港外一文字防波堤西端
- " G 家浦港灯台
- " H 甲崎山高頂
- 点イ AからB見通し延長線とGからF見通し延長線との交差点
- " 口 AからB見通し延長線とEからC見通し線との交差点
- " 八 DからH見通し線とEからC見通し線との交差点

" 二 DからH見通し線とGからF見通し延長線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、八二、二イの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第四七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先(団子瀬)

点の位置

- 基点A 家浦、唐櫃境界(深谷川尻)
- " B 岡山県岡山市幸西外波崎
- " C 龜石
- " D 岡山県岡山市米崎
- " E ケサガ鼻
- " F 魚見山高頂(一〇三メートル)
- " G 直島町井島戸尻
- 点イ AからB見通し線とFからE見通し延長線との交差点
- " 口 CからD見通し線とイからG見通し線との交差点
- " 八 CからD見通し線上口からDへ五〇〇メートルのところ

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 計画番号区第四八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島甲生地先

点の位置

- 基点A タツタカ鼻
- " B 土庄中央漁業協同組合甲生支所油倉庫
 - " C 礼田崎
 - " D 黒崎
 - " E 高松市女木島南の高頂
 - " F 高松市勝賀山高頂
- 点イ AからF見通し線上Aから五五〇メートルのところ
- 点ロ BからE見通し線上Bから四〇〇メートルのところ
- 点ハ BからE見通し線とDからC見通し延長線との交差点
- 点ニ AからF見通し線上イからFへ八七五メートルのところ

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 計画番号区第四九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島南東地先

点の位置

- 基点A 小豊島北端
- " B 葛島東端
 - " C 重岩
 - " D 戸形崎北西端
 - " E 黒崎南端
 - " F 池田町地蔵崎
 - " G アワラ島北端
 - " H アワラ島西端
 - " I 高松市男木島北西端
 - " J 豊島ダメの高頂(二三三メートル)
 - " K 小豊島南西端

- 点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点
 - " ロ イからB見通し線とAからC見通し線との交差点
 - " ハ DからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点
 - " ニ DからJ見通し線とKからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aロ、ロイ、イハ、ハニ、ニKの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江
- 計画番号区第五〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先
- 点の位置
- 基点 A 豊島蛇山と壇山との窪
 - " B 葛島北西端
 - " C 葛島東端
 - " D 土庄港入口灯浮標
 - " E 高見山高頂(一一五メートル)
 - " F 池田町地蔵崎

- " G 黒崎南端
 - " H 高松市男木島北西端
 - " I アワラ島北端
 - " J 小豊島横引鼻西端
 - " K 豊島送電用新鉄塔
- 点 イ FからG見通し延長線とHからI見通し延長線との交差点
- " ロ JからB見通し線とDからA見通し線との交差点
- " ハ イからC見通し線とDからA見通し線との交差点
- " ニ イからC見通し線とEからK見通し線との交差点
- " ホ JからB見通し線とEからK見通し線との交差点
- " ヘ JからB見通し線と上口からJへー〇メートルのところ

漁場の区域

ハニ、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜
- 計画番号区第五一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末室崎南地先
- 点の位置

- 基点A 室崎南西端
 " B キビラの鼻南端
 " C 八幡宮鳥居
 " D フトガ鼻西端
 " E 西岡一号けい船護岸北西端
 " F 泊鼻北端
 " G 小豊島ツミ東端
 点イ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点
 " BからD見通し線とCからG見通し線との交差点
 " H DからF見通し線とAからE見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロ口、D八、ハイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末
- 計画番号区第五二号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先
- 点の位置
- 基点A 葛島東端

- " B 赤ソワイ
 " C 四海漁港一号防波堤突端
 " D 伊喜末小向鼻北端
 " E 室崎西端
 " F 泊鼻北端
 " G 豊島虹崎北端
 点イ AからF見通し線とCからB見通し延長線との交差点
 " BからD見通し線とEからG見通し線との交差点
 " AからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 E口、ロイ、イB、BDの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江
- 計画番号区第五三号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先
- 点の位置
- 基点A 葛島西第四号灯浮標
- " B 葛島西端

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島南地先

点の位置

基点A 沖之島西端

" B 沖之島水ト夕鼻南端

" C 沖之島灯台

" D 戸形崎西端

" E 豊島宮崎北西端

" F 葛島南端

点イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

" 口 AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

" 八 DからG見通し線とFからA見通し線との交差点

" 二 BからH見通し線とFからA見通し線との交差点

" ホ BからH見通し線上イからHへ一〇〇メートルのところ

" ヘ DからG見通し線上口からGへ一〇〇メートルのところ

" ト DからG見通し線上八からGへ一〇〇メートルのところ

" チ BからH見通し線上二からHへ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チホの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号区第五四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島北地先

点の位置

基点A 沖之島西端

" B 沖之島水ト夕鼻南端

" C 沖之島灯台

" D 戸形崎西端

" E 豊島宮崎北西端

" F 葛島南端

点イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

" 口 AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

" 八 DからG見通し線とFからA見通し線との交差点

" 二 BからH見通し線とFからA見通し線との交差点

" ホ BからH見通し線上イからHへ一〇〇メートルのところ

" ヘ DからG見通し線上口からGへ一〇〇メートルのところ

" ト DからG見通し線上八からGへ一〇〇メートルのところ

" チ BからH見通し線上二からHへ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Bイ、イ口、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第五五号(のり)

基点A ナガ崎高頂(四二メートル)

" B 沖之島北東端

" C 沖之島北側護岸西端

" D 葛島ヨミガ鼻北端

" E 一ノソワイ

" F 千振島東端

点イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

" ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第五六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町千振島西地先

点の位置

基点A 千振島高頂

" B 一ノソワイ

" C 沖之島魚釣崎北端

" D 沖之島ウマガタロ

" E 葛島ヨミガ鼻北端

" F 葛島北西端

" G 岡山県金甲山高頂

" H 岡山県岡山市犬島沖竹の子島高頂

" I 岡山県岡山市犬島白石灯標

点イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点

" ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点

" ハ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点

" ニ AからF見通し線とDからH見通し線との交差点

" ホ AからF見通し線上イからFへ一〇〇メートルのところ

" ヘ BからE見通し線上ロからEへ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 ホへ、へハ、ハニ、ニホの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第五七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小江ナガ崎地先

- 点の位置
- 基点A 大浦
 - ” B ナカ崎西端
 - ” C イツミ岩高頂
- 漁場の区域 A、C、Bの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町小江
- 計画番号区第五八号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町長浜地先
- 点の位置

- 基点A 千振島南端
- ” B 満山尻高頂(八五メートル)
- ” C 長浜高浜川尻
- ” D 早崎北端
- ” E 屋形崎鼻北端
- ” F 妙見崎から真方位〇度四〇〇メートルのところ
- ” G 岡山県邑久郡牛窓町黄島灯台

- ” H 岡山県邑久郡牛窓町前島女松山高頂
 - 点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
 - ” ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
 - ” ハ AからF見通し線とE見通し線との交差点
 - ” ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
 - ” ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点
- 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮
- 計画番号区第五九号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先
- 点の位置

- 基点A 千振島南端
- ” B 高尾山高頂(一〇四・四メートル)
- ” C (株)日本砂利小豆島事務所東側橋西基部
- ” D 屋形崎鼻北端
- ” E 琴塚漁港北防波堤突端

- " F 妙見崎から真方位〇度四〇〇メートルのところ
 - " G 岡山県邑久郡牛窓町黄島東端
 - " H 岡山県邑久郡牛窓町黄島西の高
 - 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " ロ AからF見通し線上イからFへ五〇メートルのところ
 - " ハ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
 - " ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
 - " ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点
- 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホ口の四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町北浦
- 計画番号区第六〇号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先
- 点の位置

- 基点 A 千振島南端
- " B 早崎北端
- " C 見目漁港東防波堤突端

- " D 小海地蔵鼻の東の鼻の電柱(一七八次三)
 - " E 琴塚漁港北防波堤突端
 - " F 妙見崎
 - " G 岡山県邑久郡牛窓町青島東端
 - " H 岡山県邑久郡牛窓町黄島東の高
 - 点 イ Fから真方位〇度四〇〇メートルのところ
 - " ロ Aからイ見通し線とDからG見通し線との交差点
 - " ハ Aからイ見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " ニ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " ホ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホ口の四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町北浦
- 計画番号区第六一号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃小宮崎地先
- 点の位置

- 基点 A 甲崎山高頂

- " B 虹崎北端
 - " C 白崎
 - " D 直島町井島戸尻鼻
 - " E 春日川中央
 - " F 宮崎
 - " G カナメ石
 - " H 小豊島中の高
 - " I 庵治町大島北の高
 - 点 イ AからB見通し延長線とHからF見通し延長線との交差点
 - " ロ CからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点
 - " ハ DからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点
 - " ニ IからG見通し延長線と上八からロへ一〇〇メートルのところ
 - " ホ イからE見通し線とDからB見通し延長線との交差点
 - " ヘ イからE見通し線と上八からEへ六〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロニ、ニへ、へイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃
- 計画番号区第六二号(のり)

- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先(団子瀬)
- 点の位置

- 基点A 唐櫃、家浦境界(深谷川尻)
 - " B 小宮崎東端
 - " C 千振島北端
 - " D 岡山県岡山市飯盛岩
 - " E 岡山県岡山市幸西外波崎
 - " F ケサガ鼻
 - " G 魚見山高頂(一〇三メートル)
 - 点 イ AからE見通し線とGからF見通し延長線との交差点
 - " ロ イからC見通し線と上イから二〇〇メートルのところ
 - " ハ イからC見通し線とBからD見通し線との交差点
 - " ニ BからD見通し線と上八からDへ五〇〇メートルのところ
 - " ホ AからE見通し線と上イからEへ五〇〇メートルのところ
 - " ヘ ホから二見通し線と上ホから二〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニへ、へロの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃
計画番号区第六三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町吉田西泊地先

点の位置

基点 A ヨボシ岩

" B 星ヶ城高頂(八一七メートル)

" C 土庄町、内海町境界

" D 西泊の鼻

" E 岡山県和気郡日生町鹿久居島東端

点 イ BからC見通し延長線とDからA見通し線との交差点

" ロ DからA見通し線上イからAへ八〇〇メートルのところ

" ハ 口からE見通し線上口から三二〇メートルのところ

" ニ AからE見通し線上Aから三二〇メートルのところ

" ホ AからE見通し線上Aから六四〇メートルのところ

" ヘ BからC見通し延長線上イから北へ六二〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、ヘイの六直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町吉田・福田
計画番号区第六四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町吉田本場地先

点の位置

基点 A 釣磯

" B 犬尻り

" C 吉田川右岸防砂堤基部から護岸沿い南へ七五メートルのところ

" D 藤崎東端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

" ロ DからB見通し線上イからBへ七〇メートルのところ

" ハ AからC見通し線と平行に口から南西へ二〇〇メートルのところ

" ニ AからC見通し線上イからCへ二〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月二十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町吉田・福田
計画番号区第六五号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町福田小島地先

点の位置

基点 A 小島東端

" B 小島西端

" C 丸山高頂

" D 黄金鼻

点 イ BからC見通し線上Bから四〇〇メートルのところ

" ロ AからD見通し線上Aから四〇〇メートルのところ

漁場の区域 Bイ、イロ、ロAの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町吉田・福田

計画番号区第六六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町福田地先

点の位置

基点 A マナイタ岩

" B ウノ石

" C 金ヶ崎

" D 兵庫県飾磨郡家島町高島北西端

点 イ BからD見通し線とCからA見通し線との交差点

" ロ BからD見通し線上イからDへ三五〇メートルのところ

" ハ BからD見通し線上イからDへ一八五〇メートルのところ

" ニ CからA見通し延長線と平行にロから南東へ一五〇〇メートルのところ

ハニ

" ホ CからA見通し延長線と平行にハから南東へ一五〇〇メートルのところ

ハニ

漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、二口の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町吉田・福田

計画番号区第六七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町橘地先

点の位置

基点 A 橘漁港北防波堤基部

" B 兵庫県三原郡西淡町丸山崎西端

" C さぬき市鷹島高頂

- 「 D 兵庫県飾磨郡家島町高島高頂
 「 E 笠ヶ鼻東端
 点 イ AからB見通し線とDからC見通し線との交差点
 「 AからB見通し線上イからAへ一〇〇メートルのところ
 「 H EからB見通し線とDからC見通し線との交差点
 「 EからB見通し線上Eから三五〇メートルのところ
 「 ホ AからB見通し線上口からAへ二五〇メートルのところ
- 漁場の区域 ロ八、八二、二ホ、ホ口の四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町橋
- 計画番号区第六八号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡内海町坂手大泊地先
- 点の位置
- 基点 A 風ノ子島東端
 「 B 水ノ子礁
 「 C 北谷北の鼻南端
 「 D ずらし

- 点 イ AからB見通し線上Aから八〇〇メートルのところ
 「 AからB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ
 「 H AからC見通し線上口から一八〇〇メートルのところ
 「 EからD見通し線上イから三〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロ八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町坂手
- 計画番号区第六九号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡内海町坂手小島南東地先
- 点の位置
- 基点 A 小島西端
 「 B 小島東端
 「 C 馬戸防砂堤(東から4本目)
 「 D なごら鼻の大石
 「 E 大角鼻沖播磨灘航路第一号灯浮標
 「 F さぬき市大串崎北の高頂(一四五メートル)
 「 G 池田町チヨウシヤノ鼻東端

- " H 大福部島北西端
 - 点 イ AからH見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 - " FからD見通し線上Dから一五〇メートルのところ
 - " H 八口からG見通し線とイからE見通し線との交差点
 - " CからH見通し線とイからE見通し線との交差点
 - " ホ CからH見通し線とBから口見通し線との交差点
- 漁場の区域 口八、八二、二ホ、ホ口の四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 小豆郡内海町坂手
- 計画番号区第七〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 小豆郡内海町福部島北東地先
- 点の位置
- 基点A 池田町チヨウシヤノ鼻東端
 - " B 池田町大崎東端
 - " C 塩谷鼻
 - " D 小島高頂
 - " E かぶとの山高頂

- " F なごら鼻の大石
 - " G 大角鼻南端
 - " H 小福部島東端
 - " I 大福部島西端
 - 点 イ HからG見通し線上Hから七〇メートルのところ
 - " H 八口からG見通し線上イからGへ一〇〇〇メートルのところ
 - " F 八口からA見通し線とEからD見通し延長線との交差点
 - " F 二 FからA見通し線とイからC見通し線との交差点
 - " ホ イからB見通し線とIから二見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二ホ、ホイの五直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 小豆郡内海町坂手
- 計画番号区第七一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 小豆郡内海町田浦東地先
- 点の位置
- 基点A 大角鼻
 - " B 大角鼻北の高頂(一六〇メートル)

- " C 大手城の鼻
 - " D 堀越漁港防波堤突端
 - " E 堀越西の鼻東端
 - " F 大岳鼻
 - " G 田浦東海岸の水門
 - " H 塩谷鼻
 - " I 大福部島東端
 - " J 大福部島西端
 - " K 池田町チヨウシャノ鼻
 - 点 イ HからA見通し線とJからE見通し線との交差点
 - " ロ FからB見通し線とIからC見通し線との交差点
 - " ハ 口からD見通し線とCからK見通し線との交差点
 - " ニ イからG見通し線とCからK見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町坂手・苗羽・堀越・田浦・西村
- 計画番号区第七二号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 小豆郡内海町田浦南地先
- 点の位置
- 基点 A 沖ノ八ナゲ灯浮標
 - " B 中鼻
 - " C なごら鼻の大石
 - " D 大角鼻
 - " E さぬき市大鼻
 - " F さぬき市馬ヶ鼻灯台
 - " G 池田町花寿波島
 - " H 池田町蒲野山山頂(九九メートル)
 - 点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点
 - " ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点
 - " ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 - " ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
 - " ホ BからE見通し線とHからEへ五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロホ、ホニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第七三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町田浦西地先

点の位置

基点A 地ノ八ナゲ灯浮標

" B 沖ノ八ナゲ灯浮標

" C 中ノ鼻

" D 塩谷鼻

" E 池田町小蒲野南防砂堤突端

" F 池田町長崎漁港南防波堤基部

点イ AからB見通し線とCからF見通し線との交差点

" 口 AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

" 八 FからC見通し線と上イからCへ五〇メートルのところ

" 二 EからD見通し線と上口からDへ五〇メートルのところ

" ホ DからE見通し線と上口からEへ一〇〇メートルのところ

" ヘ CからF見通し線と上イからFへ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 八二、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第七四号(のり)

漁場の位置 小豆郡池田町大字蒲野地先

点の位置

基点A 小蒲野しるめがけ岩

" B 谷尻埋立地水路

" C 内海町大福部島高頂

点イ AからC見通し線とAから二五メートルのところ

" 口 AからC見通し線とAから五五〇メートルのところ

" 八 BからC見通し線と上Bから五五〇メートルのところ

" 二 BからC見通し線と上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡池田町大字蒲野
- 計画番号区第七五号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡池田町大字吉野地先

点の位置

- 基点A 観音崎北西端
 " B 吉野崎西端
 " C 長者鼻西端より海岸沿い北へ一〇〇メートルのところ
 " D 庵治町高島北の高頂
 " E 庵治町高島北端
 " F 土庄町国際ホテル北端
 点イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 " 口 AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
 " ハ AからE見通し線と線AからAへ二〇〇メートルのところ
 " ニ BからD見通し線と線AからBへ二〇〇メートルのところ
 " ホ CからF見通し線と線AからFへ七五メートルのところ
 " ヘ 二から八見通し延長線と線Aから二七五メートルのところ
 漁場の区域 イホ、ホへ、ヘニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡池田町
 計画番号区第七六号(のり)
 (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字二面地先
 点の位置

- 基点A 沖の鼻南西端
 " B 城山トンネル南口
 " C 観音崎南端
 " D 長者鼻東の高頂
 " E 長者鼻立石
 " F 土庄町門ヶ鼻南端
 点イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
 " 口 BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 " ハ BからD見通し線と線AからDへ三〇〇メートルのところ
 " ニ AからE見通し線と線AからEへ三〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月十五日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡池田町大字二面
 計画番号区第七七号(のり)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡池田町飛崎地先

点の位置

- 基点A 土庄町浜野別荘東側埋立地西端
 - " B 入部漁港南防波堤基部
 - " C 東蒲生南防波堤基部
 - " D 飛崎南端
 - " E 弁天島高頂
 - " F 観音崎南端
 - " G 吉野高頂(二〇八メートル)
 - " H 長者鼻西端
 - " I 崩鼻南西端
 - " J さぬき市小串崎北端
 - " K 庵治町稲毛島東端
 - " L 土庄町門ヶ鼻南端
 - " M 土庄町木香西鼻南東端
 - " N 土庄町小豆(アズキ)島高頂
 - 点イ AからJ見通し線とLからH見通し線との交差点
 - " BからJ見通し線とMからE見通し線との交差点
 - " H BからJ見通し線とイからG見通し線との交差点
 - " ニ NからI見通し線とEからK見通し線との交差点
 - " ホ イからG見通し線とDから二見通し延長線との交差点
 - " ヘ HからF見通し線とCから二見通し線との交差点
- 漁場の区域 ハホ、ホニ、ニヘ、ヘロ、ロハの五直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第七八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字蒲生地先

点の位置

- 基点A 観音崎南端
 - " B 沖の鼻南端
 - " C 大麻山高頂
 - " D 東蒲生南防波堤基部
 - " E 土庄町弁天島北端
 - " F 土庄町大余島南端
 - " G 庵治町兜島北端
 - " H 庵治町高島南東端
 - 点イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 - " BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " H AからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " ホ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
 - " ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(四) 地元地区 小豆郡池田町大字蒲生

計画番号区第七九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

点の位置

基点A 長崎鼻北端

" B 長崎鼻南の高頂

" C 相引川尻中央点(牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中

央点)

" D 庵治町丸山大西鼻南西端

" E 庵治町丸山高頂(六六メートル)

" F 庵治町皇神鼻

" G 庵治町白石

" H 庵治町大島アバギの鼻西端

" I 男木島南の高頂(一八五メートル)

" J 女木島北端

点イ AからG見通し線とCからH見通し線との交差点

" 口 BからF見通し線とCからH見通し線との交差点

" 八 GからA見通し線上イからAへ五〇メートルのところ

" 二 FからB見通し線上口からBへ五〇メートルのところ

" ホ BからF見通し線とEからJ見通し線との交差点

" へ AからG見通し線とDからI見通し線との交差点

(二) 漁場の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(四) 地元地区 木田郡庵治町、高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第八〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島長崎鼻西部地先

点の位置

基点A 長崎鼻石垣西端

" B 浦生護岸北端

" C 浦生漁港一号防波堤突端

" D 旧半学塩田西端

" E 女木町日蓮上人記念碑

" F 土庄町小豊島西端

点イ AからC見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" 口 BからE見通し線とDからF見通し線との交差点

" 八 BからE見通し線上口からBへ二〇メートルのところ

" 二 BからE見通し線上口からEへ二〇〇メートルのところ

" ホ イからE見通し線とDからF見通し線との交差点

(一) 漁場の区域 イ八、八二、二ホ、ホイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第八一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

点の位置

基点A 浦生川中央(浦生漁港北防波堤基部から護岸沿い北へ一三〇メートルのところ)

" B 小槌島南端

" C 浦生北渠道排水口(浦生護岸北端から護岸沿い南へ七二メートルのところ)

" D 女木島南端

点イ AからB見通し線上Aから八五メートルのところ

" ロ AからB見通し線上Aから一三五メートルのところ

" ハ CからD見通し線上Cから一三五メートルのところ

" ニ CからD見通し線上Cから八五メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロ八、八二、ニイの四直線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第八二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市浜ノ町海水浴場地先

点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)

" B ヨットハーバー西防波堤基部から護岸沿い東へ七メートルのところ

" C 海水浴場西防波堤基部から護岸沿い西へ一六四メートルのところ

" D 小槌島高頂

" E 直島町井島東端

" F 女木島西端

点イ BからF見通し線上Bから四〇メートルのところ

" ロ BからF見通し線上Bから一〇メートルのところ

" ハ CからE見通し線上Cから一〇メートルのところ

" ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

(一) 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町
 計画番号区第八三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市瀬戸内町高松漁港西地先

点の位置

- 基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)
- " B 瀬戸内町高松漁港西側埋立地北東角防波堤基部
 - " C 摺鉢谷川東側護岸北西端
 - " D 摺鉢谷川西側護岸北東端
 - " E 旧新塩田埋立地北側護岸屈曲部
 - " F 旧新塩田埋立地北側護岸西端
 - " G 小槌島高頂
 - " H 土庄町豊島后飛崎西端
 - " I 土庄町豊島タツガ高頂(トギリ山)
- 点イ AからG見通し線とBからI見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

区域

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町
 計画番号区第八四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

点の位置

- 基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)
- " B 貯木場西防波堤基部
 - " C 貯木場埋立地北側護岸西角から護岸沿い東へ三〇メートルのところ

- " D 小槌島高頂
 - " E 土庄町豊島坊主島南端
 - " F 土庄町豊島タツガ鼻
 - 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 - " O BからF見通し線上Bから二〇メートルのところ
 - " H CからE見通し線上Cから五〇メートルのところ
 - " ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (二) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町
計画番号区第八五号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市女木町東部地先(マスノモ)
- 点の位置

- 基点 A 女木島南東端
- " B 八幡神社鳥居
- " C キャンプ場南端の突堤基部から海岸沿い北へ七五メートルのところ
- " D キャンプ場南端の突堤基部から海岸沿い北へ四二〇メートルのところ

- " E 魚戸南鼻
 - " F 女木島北端
 - " G 大槌島南端
 - " H 土庄町豊島カキ崎
 - " I 土庄町豊島東端
 - " J 庵治町矢竹島北端
 - " K 庵治町稻毛島南端
 - " L 庵治町遠見山高頂(二三五メートル)
 - " M 屋島台頂北端(北嶺北端)
 - " N 浦生護岸北端
 - 点 イ AからJ見通し線とBからN見通し線との交差点
 - " O AからK見通し線とCからN見通し線との交差点
 - " H DからM見通し線上Dから四五〇メートルのところ
 - " ニ DからM見通し線上Dから一〇〇メートルのところ
 - " ホ EからL見通し線上Eから一五〇メートルのところ
 - " ヘ ホからI見通し線とGからF見通し延長線との交差点
 - " ト HからH見通し線とFからJ見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トハ、ハイの七直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (二) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- い。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (5) 海底電線敷設区域については、同施設を損傷しないよう操業しなければならない。

(四) 地元地区 高松市女木町
計画番号区第八六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町西浦地先

点の位置

- 基点 A 西浦漁港北防波堤屈曲部から南へ四〇メートルのところ
 - " B ハギシバリ(崩落跡)
 - " C 大槌島北端
 - " D 大槌島南端
 - 点 イ AからD見通し線上Aから三〇メートルのところ
 - " ロ AからD見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 - " ハ BからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 - " ニ BからC見通し線上八からCへ三五メートルのところ
 - " ホ BからC見通し線上八からCへ一五〇メートルのところ
 - " ヘ ホからロ見通し線上ホから二メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市女木町
計画番号区第八七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町西浦漁港地先

点の位置

- 基点 A 西浦漁港北から二番目の防砂堤基部から海岸沿い北へ五〇メートルのところ
 - " B 大槌島高頂
 - " C ホジ浦の中鼻
 - " D 大槌島北端
 - 点 イ AからB見通し線上Aから四〇メートルのところ
 - " ロ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 - " ハ CからD見通し線上Cから七五メートルのところ
 - " ニ CからD見通し線上Cから四〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市女木町
計画番号区第八八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 高松市男木町東部地先
点の位置

基点 A 男木島北東端
" B 土庄町豊島タミの鼻南端
" C 土庄町豊島東端
" D 庵治町兜島南端
" E 庵治町矢竹島南端
" F 女木島東端
" G 大井地区二号防砂堤突端
点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
" ロ GからE見通し線とBからF見通し線との交差点
" ハ GからE見通し線とCからF見通し線との交差点
" ニ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市男木町
計画番号区第八九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 高松市男木港西地先
点の位置

基点 A 男木町水落ち
" B 獅子の口鼻西端
" C 女木町日蓮上人記念碑
" D 女木島西端
" E 大崎鼻北端
" F 紅ノ峰鼻北西端
" G 直島町井島戸尻鼻
" H 土庄町豊島家浦高頂(一一四メートル)
" I 土庄町アワラ島高頂
" J 男木島北端
点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
" ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
" ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
" ニ IからJ見通し延長線とDからG見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市男木町
 計画番号区第九〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市男木町大井地先
 点の位置

- 基点 A 土庄町豊島礼田崎南端
- " B 女木島東端
- " C 男木島南端
- " D 紅ノ峰北西端
- " E 小槌島高頂
- " F 男木島南端から海岸沿い北東へ六六メートルのところ(赤ペンキで標示)
- " G 男木漁港東防波堤屈曲部
- " H 高松市朝日町六丁目埋立地北東角
- 点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点
- " ロ AからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- " ハ GからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- " ニ GからH見通し線とイからF見通し線との交差点

(二) 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市男木町
 計画番号区第九一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市香西本町埋立地地先
 点の位置

- 基点 A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)
- " B 本津川左岸突端
- " C 香西本町埋立地北東角
- " D 香西本町埋立地北西角
- " E 香西港西防波堤灯台から防波堤沿い基部へ一〇五メートルのところ(赤ペンキで標示)
- " F 小槌島高頂
- " G 土庄町豊島甲崎の高(八四メートル)
- 点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点
- " ロ 香西本町埋立地東護岸延長線上Cから北へ一五メートルのところ
- " ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- " ニ AからF見通し線上八からAへ三〇〇メートルのところ

- " ホ Dから二見通し線上Dから一五メートルのところ
- " ヘ ホからロ見通し延長線とBからG見通し線との交差点

(二) 漁場の区域 イヘ、ホニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第九二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市香西北町鯉川地先

点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)

" B 香西本町埋立地北西角

" C 香西港西防波堤灯台から防波堤沿い基部へ一〇五メートルのところ(赤ペンキで標示)

" D 香西港西埋立地北東角

" E 神在港東防波堤基部から護岸沿い東へ三〇メートルのところ

" F 神在鼻

" G 小槌島高頂

" H 土庄町豊島壇山高頂(三四〇メートル)

" I 土庄町豊島甲崎の高(八四メートル)

点イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

点ロ BからF見通し線とDからI見通し線との交差点

" BからF見通し線とEからH見通し線との交差点
" AからG見通し線とEからH見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第九三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市神在川窪町地先

点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)

" B 香西港西埋立地北西角

" C 神在港西防波堤基部

" D 解体場北防波堤突端

" E 神在鼻

" F 小槌島高頂

" G 直島町柏島西端

点H 直島町柏島高頂(一〇三メートル)

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- ” I 土庄町豊島中山高頂(二〇四メートル)
 - 点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点
 - ” BからD見通し線とCからI見通し線との交差点
 - ” H 八口からE見通し線とDからH見通し線との交差点
 - ” EからG見通し線上Eから一五〇メートルのところ
 - ” ホ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハ二、ニホ、ホイの五直線に囲まれた区域

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (二) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町
- 計画番号区第九四号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市生島町地先
- 点の位置
- 基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)
- ” B 神在川窪町埋立地北角
- ” C 生島港北防波堤突端
- ” D トビノ巣北東端

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- ” E 小槌島高頂
 - ” F 直島町才カメノ鼻南端
 - ” G 土庄町豊島礼田崎南端
 - 点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
 - ” BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 - ” H 八口からE見通し線上イからAへ一五〇メートルのところ
 - ” EからG見通し線とCからG見通し線との交差点
 - ” ホ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点
 - ” ヘ BからD見通し線上口からBへ一五〇メートルのところ
- 漁場の区域 ハ二、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (二) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町・生島町・亀水町
- 計画番号区第九五号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市生島町旧生島塩田地先
- 点の位置
- 基点A 旧生島塩田北東護岸北端

- " B 小坂東防波堤基部
- " C 生島港北防波堤突端
- 点 イ BからC見通し線上Bから六〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十一月三十日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 高松市生島町・亀水町
- 計画番号区第九六号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市生島町・亀水町地先
- 点の位置

- 基点 A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)
- " B 神在鼻ミコ石(赤ペンキで標示)
- " C 生島港北防波堤突端
- " D 紅ノ峰高頂(二四五メートル)
- " E 紅ノ峰鼻北端
- " F 大崎鼻北峰高頂(二〇六メートル)
- " G 小槌島高頂

- " H 直島町荒神島西端
- " I 直島町オカメノ鼻南端
- 点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点
- " ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点
- " ハ EからF見通し線上Eから七五〇メートルのところ
- " ニ EからG見通し線上Eから七五〇メートルのところ
- " ホ EからH見通し線とAからG見通し線との交差点
- " ヘ ホからF見通し線上ホから三三〇メートルのところ
- " ト BからE見通し線とDからI見通し線との交差点
- " チ DからI見通し線上トからIへ一〇〇メートルのところ
- " リ BからE見通し線上EからBへ二〇〇メートルのところ
- " ヌ DからI見通し線と平行にリから北へ一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロト、トチ、チヌ、ヌリ、リエ、Eハ、ハニ、ニヘ、ヘホ、ホイの十一直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 高松市生島町・亀水町
- 計画番号区第九七号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市亀水町地先
点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ三八メートルのところ(白ペンキで標示)

” B 紅ノ峰鼻北端

” C 亀水養殖場北西角

” D 大崎鼻北峰高頂(二〇六メートル)

” E 大崎鼻北東端

” F 小槌島高頂

” G 直島町荒神島西端

点イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点

” ロ CからE見通し延長線とDからイ見通し線との交差点

” ハ CからE見通し延長線とBからD見通し線との交差点

” ニ BからD見通し線上八からBへ三〇メートルのところ

” ホ Dからイ見通し線上口からイへ九〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、八ニ、ニホ、ホ口の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市生島町・亀水町

(一) 計画番号区第九八号(のり)
漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町井島東地先
点の位置

基点A 牛ヶ首島北端

” B 井島戸尻鼻北端

” C 土庄町豊島龜石北端

” D 土庄町豊島甲崎北端

” E 井島鞍掛ノ鼻東端

” F 尾高島東端

” G 姫泊山高頂(九九メートル)

点イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

” ロ AからB見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点

” ハ CからD見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点

” ニ CからD見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、八ニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第九号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町角崎地先

点の位置

基点A 京ノ上臈島北東の高頂

" B 六郎島北端

" C 井島鞍掛ノ鼻南東端

" D 庵治町兜島北端

" E 尾高島東端

" F 柏島東の高頂(七六メートル)

" G 積浦漁港南一文字防波堤南端

" H 向島猫鼻南端

点イ AからB見通し延長線とCからG見通し線との交差点

" ロ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

" ハ FからE見通し延長線とHからD見通し線との交差点

" ニ GからC見通し線とHからD見通し線との交差点

" ホ AからB見通し延長線とDからE見通し線との交差点

" ヘ HからD見通し線とAからB見通し線との交差点

" ト 亦から入見通し線とDからE見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロト、トヘ、ヘニ、ニイの五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第一〇〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町向島北地先

点の位置

基点A 井島ナカ鼻西端

" B 井島鞍掛ノ鼻西端

" C 京ノ上臈島北東の高頂

" D 六郎島北端

" E ベンザイ天

" F 向島荒崎鼻北東端

" G 向島白石

" H 八口島北端

点イ AからG見通し線とCからD見通し延長線との交差点

" ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

" ハ BからE見通し線とHからF見通し延長線との交差点

" ニ AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第一〇一号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町井島西地先
点の位置

基点A 喜兵衛島南東端

" B 岡山県玉野市出崎南端

" C 井島ヘラガ崎ベニ石

" D 井島出崎西端

" E 井島南の高頂(一一四メートル)

" F 向島ツンボ鼻北端

" G 家島北西端

" H 六郎島北端

" I 六郎島南端

" J 局島北端

" K 井島ナカ鼻南西端

点 イ BからF見通し線とCからJ見通し線との交差点

" ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

" ハ DからG見通し線とEからI見通し線との交差点

" ニ EからI見通し線とAからH見通し延長線との交差点

" ホ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点

" ヘ CからJ見通し線とイからJへ二五〇メートルのこじり

" ト BからF見通し線とへからK見通し線との交差点

漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、ト口の六直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業	
名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第一〇二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島地先
点の位置

基点A 六郎島北端

" B 井島ヘラガ崎ベニ石

" C 玉野市蛭子島高頂

" D 大八タゴ島南端

" E 中島中央

" F 喜兵衛島北端

" G 喜兵衛島南東端

" H 安野島南端

" I 葛島北頂の窪

" J 京ノ上臈島東端

点 イ AからG見通し線とIからH見通し延長線との交差点

" ロ AからG見通し線とCからJ見通し線との交差点

" ハ BからD見通し線とCからJ見通し線との交差点

〃 二 BからD見通し線とEからF見通し延長線との交差点
 〃 水 EからF見通し延長線とIからH見通し延長線との交差点
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二水、ホイの五直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第一〇三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町荒神島南地先

点の位置

- 基点A 岡山県玉野市ナキンダ鼻東端
- 〃 B 葛島西端
- 〃 C 葛島南の高頂
- 〃 D 荒神島西端
- 〃 E 荒神島ニザエモン鼻南東端
- 〃 F 串山ノ鼻北端
- 〃 G 串山ノ鼻南端
- 〃 H 廻石灯標
- 〃 I 岡山県玉野市犬戾鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点
 〃 口 CからD見通し延長線とFからI見通し線との交差点
 〃 八 FからI見通し線とEからH見通し線との交差点
 〃 二 FからI見通し線上口からIへ五〇メートルのところ
 〃 水 GからH見通し延長線上イから西へ五〇メートルのところ
 漁場の区域 二八、八H、H水、ホ二の四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第一〇四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町琴反地・外ヶ浜・倉浦地先

点の位置

- 基点A 廻石灯標
- 〃 B 串山ノ鼻南端
- 〃 C 地藏山高頂
- 〃 D 揚島南端
- 〃 E オカメノ鼻棧橋基部
- 〃 F 磯玉姫の鼻

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町
計画番号区一〇五号(のり)

- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 坂出市王越町地先
点の位置
基点A 王越町宮ノ鼻

- " G 波無の鼻南端
 - " H 小林の鼻
 - " I 土庄町豊島礼田崎南端
 - " J 柏島高頂
 - " K 柏島南西端
 - 点イ AからJ見通し線とCからD見通し延長線との交差点
 - " ロ AからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点
 - " ハ AからJ見通し線上口からJへ二五〇メートルのところ
 - " ニ FからK見通し線とHからG見通し延長線との交差点
- 漁場の区域 Bイ、イハ、ハニ、ニF、FEの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、揚島養魚場内を除く。

- " B (株)関西物産養殖場南防砂堤突端
 - " C 高松市小槌島西端
 - " D 大崎鼻道上の展望台
 - " E 岡山県玉野市宮田山高頂(一二三メートル)
 - " F 乃生岬
 - " G 大崎鼻(高松市、坂出市境界)
 - " H 岡山県玉野市新割山高頂(二三四メートル)
 - " I 乃生海岸南防砂堤西角から防波堤沿い突端へ七〇メートルのところ
 - " J 三木水産作業場北端
 - 点イ BからC見通し線と(株)関西物産養殖場囲網との交差点
 - " ロ BからC見通し線とDからF見通し線との交差点
 - " ハ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
 - " ニ AからE見通し線とFからG見通し線との交差点
 - " ホ GからF見通し線とIからH見通し線との交差点
 - " ヘ AからJ見通し線とIからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ホヘ、ヘA、AIの七直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第一〇六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市大屋富町地先

点の位置

基点A 馬返し鼻西端

" B 小瀬居島北東端

" C 相模坊下四号防砂堤突端

" D 瀬居島南端

" E 松ヶ浦港北防波堤突端

" F 松ヶ浦港西防波堤突端

点イ AからB見通し線上Aから三〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから四五〇メートルのところ

" ハ EからD見通し線とFからロ見通し線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

区域。ただし、AE間最大高潮時海岸線から沖出し一〇メートルの

区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町

計画番号区第一〇七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市大屋富町大番水門尻地先

点の位置

基点A 松浦旧塩田西角から護岸沿い北西へ一五〇メートルのところ

" B 旧総社塩田北西護岸北角から護岸沿い南西へ一五〇メートルのところ

ろ

漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、

大番橋地先海面にあつては、大番橋北西へ一〇メートルのところま

でとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町

計画番号区第一〇八号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市番ノ州町西地先

点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

- 〃 B 多度津町高見島北端
- 〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ一五〇メートルのところ
- 〃 D 多度津町佐柳島高頂
- 点 イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
- 〃 〇 AからB見通し線上Aから五〇〇メートルのところ
- 〃 〇 AからD見通し線上Cから五〇〇メートルのところ
- 〃 〇 CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ〇、〇八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|-------|------------------|
| のり養殖業 | 十月一日から翌年三月三十一日まで |

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島
- 計画番号区第一〇九号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先
- 点の位置
- 基点 A 宇多津町吉田西護岸中央角
- 〃 B Aから護岸沿い南へ五〇〇メートルのところ
- 〃 C 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)

- 〃 D 多度津町高見島北端
- 点 イ AからD見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
- 〃 〇 AからD見通し線上Aから五〇〇メートルのところ
- 〃 〇 BからC見通し線上Bから五〇〇メートルのところ
- 〃 〇 BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ〇、〇八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|-------|------------------|
| のり養殖業 | 十月一日から翌年三月三十一日まで |

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島、綾歌郡宇多津町
- 計画番号区第一一〇号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田地先
- 点の位置
- 基点 A 吉田埋立地西護岸南角防波堤基部
- 〃 B Aから護岸沿い北へ一〇〇メートルのところ
- 〃 C Bから護岸沿い北へ五〇〇メートルのところ
- 〃 D 多度津町高見島南端
- 〃 E 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)
- 点 イ BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- " 口 BからD見通し線上Bから五〇〇メートルのところ
 - " 八 CからE見通し線上Cから五〇〇メートルのところ
 - " 二 CからE見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハ二、ニイの四直線に囲まれた区域

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 綾歌郡宇多津町
計画番号区第一一一号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 綾歌郡宇多津町大束川尻地先

点の位置

- 基点A 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ二五〇メートルのところ
- " B 丸亀市本島町ジヨウケン水鼻
 - " C 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端
 - " D 丸亀市上真島南端
 - " E 新宇多津港防波堤突端
 - " F 坂出市与島西端
 - 点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 - " 口 CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- " 八 新宇多津港防波堤延長線と大束川尻右岸護岸(北浦埋立地西護岸)との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イ口、ロE、Eハの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、灯浮標周囲一七メートル以内の区域を除く。

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 綾歌郡宇多津町
計画番号区第一一二号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖楯塩田東地先

点の位置

- 基点A 旧沖楯塩田北護岸防砂堤突端
- " B 丸亀市牛島東端
 - " C 旧沖楯塩田北護岸東角
 - " D 丸亀市本島東端
 - " E 詫間町志々島南端の窪
 - " F 坂出市瀬居島高頂(一一二メートル)
 - 点イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 綾歌郡宇多津町
計画番号区第一一三号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖楯塩田西地先
点の位置
基点A 旧沖楯塩田北護岸防砂堤基部から護岸沿い西へ四〇メートルのところ
B 丸亀市牛島東端
C 旧沖楯塩田北護岸西角
D 丸亀市本島町小坂高頂(二〇四メートル)
E 詫間町志々島南端の窪
F 坂出市瀬居島高頂(一一二メートル)

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 綾歌郡宇多津町
計画番号区第一一四号(のり)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 丸亀市富士見町土器川尻地先
点の位置
基点A 富士見町五丁目護岸北東端
B 本島町カブラ崎鼻
C 牛島西端
D 旧土器塩田北護岸東角
E 旧土器塩田北護岸西角

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 " DからC見通し線上Dから八五〇メートルのところ
 " H DからE見通し延長線と富士見町五丁目護岸との交差点
 漁場の区域 Aイ、イロ、ロD、Eハの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた
 区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第一一五号（のり）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市上真島地先

点の位置

基点A 旧土器塩田北護岸東角

" B 牛島西端

" C 上真島北端

" D 上真島西端

" E 下真島北端

" F 富士見町五丁目護岸北西端

" G 富士見町五丁目護岸北東端から護岸沿い西へ一六〇メートルのところ

る

H 旧土器塩田北護岸西角
 点イ AからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点
 " D AからB見通し線上イからBへ五〇〇メートルのところ
 " H AからD見通し延長線とEからC見通し線との交差点
 " C AからE見通し線上ハからEへ三五〇メートルのところ
 " B Gから二見通し延長線上二から五〇〇メートルのところ
 " H 二からG見通し線上二から二〇〇メートルのところ
 " ト HからH見通し線上ハから二〇〇メートルのところ
 " チ HからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点
 " リ HからB見通し線上チからHへ二〇〇メートルのところ
 " ル AからB見通し線上イからAへ二〇〇メートルのところ
 " ル トからへ見通し延長線とFから水見通し線との交差点
 漁場の区域 ロ又、ヌリ、リチ、チハ、ハト、トル、ルホ、ホロの八直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第一一六号（のり）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市昭和町第三期埋立地地先

点の位置

基点A 昭和町第三期埋立地北護岸東端から護岸沿い西へ一〇〇メートルのところ

” B 広島東端

” C 昭和町第三期埋立地北護岸西端から護岸沿い東へ二〇〇メートルのところ

” D 広島町白石鼻南端

点イ AからB見通し線上Aから三〇メートルのところ

” ロ AからB見通し線上Aから三三〇メートルのところ

” ハ CからD見通し線上Cから三三〇メートルのところ

” ニ CからD見通し線上Cから三〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号区第一一七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市中津地先

点の位置

基点A 下真島北端

” B 金倉川防砂堤突端

” C 丸亀市、多度津町境界

” D 多度津町亀笠島北端

” E 広島町羽節岩灯標

” F 広島西端

” G 広島町江ノ浦広島中学校建物中央

点イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

” ロ BからG見通し線上イからBへ三〇メートルのところ

” ハ BからF見通し線上Bから六〇〇メートルのところ

” ニ BからF見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

” ホ CからE見通し線上Cから四〇〇メートルのところ

” ヘ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

” ト CからE見通し線上へからEへ三〇〇メートルのところ

” チ BからG見通し線上イからGへ三〇〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホト、トチ、チロの六直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）
- 計画番号区第一一八号（のり）
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町堀江地先
点の位置

- 基点 A 丸亀市、多度津町境界
- " B 丸亀市広島町羽節岩灯標
- " C 堀江港東防波堤基部
- " D 丸亀市広島西端（カレイ崎）
- " E 丸亀市下真島高頂
- " F 亀笠島高頂

- 点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
 - " ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点
 - " ハ CからD見通し線とDからH見通し線との交差点
 - " ニ AからB見通し線とBからC見通し線との交差点
 - " ホ AからB見通し線とAからC見通し線との交差点
 - " ヘ CからD見通し線とDからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字多度津
- 計画番号区第一一九号（のり）
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方地先
点の位置

- 基点 A 西港町矢板防波堤基部
- " B 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部
- " C 牛の首
- " D 詫間港運會館
- " E 詫間町三玉岩灯標
- " F 高見島西端
- " G 丸亀市広島西端（カレイ崎）
- " H 多度津港赤灯台

- 点 イ BからG見通し線とHからE見通し線との交差点
 - " ロ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点
 - " ハ CからF見通し線とAからD見通し線との交差点
 - " ニ CからF見通し線とHからE見通し線との交差点
 - " ホ CからF見通し線とAからD見通し線との交差点
 - " ヘ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点
- 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホヘ、ヘロの四直線に囲まれた区域

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第一二〇号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町高見港浦地区地先

点の位置

基点A 古宮神社鳥居

" B Aから海岸沿い北西へ一〇〇メートルのところ

" C 板持東端

" D 小島高頂

" E 丸亀市牛島ハッセン鼻

" F 高見港浦地区南埋立地旧南角

" G 高見港浜地区青灯台

" H 詫間町志々島西端

" I 詫間町粟島城山高頂

点イ BからE見通し線上Bから二五〇メートルのところ

" 口 BからE見通し線とHからG見通し延長線との交差点

" 八 BからE見通し線上口からEへ六〇メートルのところ

" 二 DからC見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

" 水 Fから二見通し延長線上二から六〇メートルのところ

" へ Fから二見通し線上Fから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ八、八水、水へ、へイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 仲多度郡多度津町高見

計画番号区第一二二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字箱地先

点の位置

基点A 本郷第三防砂堤突端

" B 箱浦港沖防波堤基部

" C 箱崎北端

" D 粟島阿島山高頂

" E 粟島牛ノ洲鼻南端

" F 塩生山高頂

" G 香田鼻

" H 観音崎

" I 黒崎鼻北端

点イ AからD見通し線とBからI見通し線との交差点

" 口 AからD見通し線上イからDへ二五〇メートルのところ

" 八 IからD見通し線とCからF見通し線との交差点

" 二 HからE見通し線と八からG見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、口八、八二、二H、エイの五直線と最大高潮時海岸線に囲

まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字積・箱

計画番号区第一二二号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町箱崎地先

点の位置

基点A 箱崎灯台

" B 多度津町佐柳島東端

" C 赤石

" D 粟島阿島山高頂

" E 粟島南西端

" F 岡山県笠岡市大飛島北東端

点イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

" ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

" ハ CからD見通し線上口からCへ三〇〇メートルのところ

" ニ AからB見通し線上イからAへ三〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字積・箱

計画番号区第一二三号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町室浜地先

点の位置

基点A 三野町弥谷山(三八二メートル)と貴峰山(二二三メートル)との

窪

" B 粟島南端

" C 六ヶ峰高頂(一四六メートル)

" D 多度津町佐柳島北西端

" E 室浜南防波堤突端

" F 室浜北防波堤突端

点イ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

" ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点

" ハ CからD見通し線上口からCへ二五〇メートルのところ

" ニ EからF見通し延長線上イからFへ二五〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 三豊郡詫間町大字積・箱
計画番号区第一二四号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡大野原町花稻漁港地先

点の位置

- 基点A 花稻漁港新防波堤中央屈折部
 " B 花稻漁港新防波堤基部
 " C 花稻漁港埋立地西護岸南端
 " D 大野原町、豊浜町境界から海岸沿い北へ二〇メートルのところ
 " E 豊浜町富士紡績北側護岸西角防波堤基部
 " F 旧観音寺塩田護岸南角
 " G 観音寺市大股島北端
 点イ DからG見通し線とEからF見通し線との交差点
 " ロ BからA見通し延長線とEからF見通し線との交差点
- 漁場の区域 C D、Dイ、イロ、ロAの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 三豊郡大野原町
計画番号区第一二五号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡豊浜町大字姫浜地先

点の位置

- 基点A 一ノ宮川右岸突端
 " B 観音寺市円上島高頂
 " C Aから海岸沿い北へ四五〇メートルのところ
 " D 観音寺市伊吹町赤崎
 点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 " ロ AからB見通し線上Aから二六〇メートルのところ
 " ハ CからD見通し線上Cから二六〇メートルのところ
 " ニ CからD見通し線上Cから一五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	

のり養殖業

十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡豊浜町

計画番号区第一二六号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市有明浜地先

点の位置

- 基点A 琴弾廻廊西側護岸北端
- " B 円上島高頂
- " C オコク川南水門南角から南へ七メートルのところ
- " D オコク川北水門北角
- " E 煉瓦堤防灯台
- " F 仁尾町小薦島高頂
- " G 観音寺港一文字防波堤北端
- " H 仁尾町大薦島西端
- " I 三豊干拓西護岸中央排水樋門北基部
- " J 詫間町三崎突端
- 点イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
- " 口 AからB見通し線とIからJ見通し線との交差点
- " 八 CからB見通し線とIからJ見通し線との交差点
- " 二 CからB見通し線とGからH見通し線との交差点
- ホ DからB見通し線とGからH見通し線との交差点

漁場の区域

Eイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホDの六直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町

計画番号区第一二七号(のり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市財田川尻

点の位置

- 基点A 煉瓦堤防灯台
 - " B 観音寺港赤灯台
 - " C 観音寺市立老人憩の家西端
 - " D 蛭子神社西端
 - 点イ AからB見通し線と観音寺港北防波堤との交差点
 - " 口 CからD見通し線と財田川右岸護岸との交差点
 - " 八 CからD見通し線と財田川左岸護岸との交差点
- 漁場の区域 Aイ、ロハの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町
計画番号区第三〇一号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市通念島西地先

点の位置

- 基点 A 通念島東端
- " B 引田港青灯台
 - " C 翼山高頂(一二五メートル)
 - " D 引田港北防波堤基部
 - " E 双子島高頂
 - " F 一ツ島高頂
 - " G 池田町地蔵崎
 - 点 I FからE見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点
 - " BからI見通し延長線とAからG見通し線との交差点
 - " H 口からG見通し線上口から五五〇メートルのところ
 - " 二 口水線と平行に八から北東へ一〇〇メートルのところ
 - " ホ イから口見通し延長線上口から北東へ一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 口八、八二、二ホ、ホ口の四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
計画番号区第三〇二号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃二号防波堤地先

点の位置

- 基点 A 唐櫃漁港二号防波堤北側屈折部高潮位点
- " B 岡山県岡山市犬島白石中央
 - 点 I AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
 - " AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 - " H 唐櫃漁港二号防波堤と平行に口から東へ一〇〇メートルのところ
 - " 二 唐櫃漁港二号防波堤と平行にイから東へ一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|--------|------------------|
| わかめ養殖業 | 十一月一日から翌年四月三十日まで |
- (三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻東部地先
 点の位置
 基点A 長崎鼻港北防波堤基部から海岸沿い北へ五〇メートルのところ
 " B 長崎鼻港北防波堤基部から海岸沿い北へ一五〇メートルのところ
 " C 庵治町御殿山高頂
 " D 庵治町根太鼻
 点 イ AからC見通し線上Aから五〇メートルのところ
 " BからD見通し線上Bから五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、イ口、口Bの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第三〇三号(わかめ)

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町、高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第三〇四号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 高松市女木町西浦漁港南地先
 点の位置
 基点A 西浦漁港南防波堤基部
 " B 荒多大明神鳥居
 " C 小槌島北端
 点 イ AからC見通し線上Aから五〇メートルのところ
 " BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ五〇メートルのところ
 " 二 AからC見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 " BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ一五〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第三〇五号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 高松市男木港西地先
 点の位置

基点A 男木港旧防波堤屈曲部(赤ペンキで標示)

” B 獅子の口鼻西端

” C 女木町日蓮上人記念碑

” D 大崎鼻北端

” E 坂出市小与島北端

” F 土庄町豊島家浦高頂(一一四メートル)

点イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

” BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とBからF見通し線との交差点

” AからE見通し線とBからF見通し線との交差点

” H BからE見通し線とAからF見通し線との交差点

” AからE見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市男木町
 計画番号区第三〇六号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 高松市生島町地先
 点の位置

基点A 生島港北防波堤突端

” B トビノ鼻北東端

” C 直島町才カメノ鼻南端

” D 土庄町豊島礼田崎南端

” E 川窪埋立地北角

” F 川窪埋立地西角

点イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

” BからD見通し線とBからE見通し線との交差点

” H BからE見通し線とAからF見通し線との交差点

” AからE見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

” H BからD見通し線とAからF見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第三〇七号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市亀水町小坂地先
点の位置

基点A 直島町オカメノ鼻南端

" B 神在鼻三石(赤ペンキで標示)

" C 旧川窪塩田南西護岸北端

" D 旧川窪塩田南西護岸南端

" E 生島港北防波堤突端

" F 紅ノ峰鼻北端

点イ EからA見通し線とBからF見通し線との交差点

" ロ EからA見通し線とDからC見通し延長線との交差点

" ハ BからF見通し線とDからC見通し延長線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハイの三直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市生島町

(一) 計画番号区第三〇八号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市亀水漁港北地先
点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

" B 亀水漁港北防波堤突端

" C 赤鼻

" D 大崎鼻北峰高頂(二〇六メートル)

点イ AからD見通し線上Aから七五〇メートルのところ

" ロ BからC見通し線上Bから二一〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第三〇九号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市亀水町赤鼻地先
点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

- " B 亀水漁港北防波堤突端
 - " C 亀水漁港南防波堤西角
 - " D 亀水養殖場北西角
 - " E 水落
 - " F 赤鼻
 - " G 大崎鼻北峰高頂(二〇六メートル)
 - " H 大崎鼻北東端
 - 点 イ AからG見通し線とDからH見通し線と交差点
 - " ロ AからG見通し線上イからAへ一三〇メートルのところ
 - " ハ CからH見通し線上Cから五〇〇メートルのところ
 - " ニ BからF見通し線上Bから三三〇メートルのところ
 - " ホ BからF見通し線上Bから三二〇メートルのところ
 - " ヘ EからC見通し線上Eから一五〇メートルのところ
 - " ト EからC見通し線上Eから五〇メートルのところ
 - " チ ホからへ見通し線とDからH見通し線との交差点
 - " リ BからF見通し線とDからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニチ、チへ、へト、トリ、リイの八直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市生島町・亀水町
計画番号区第三一〇号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町木沢塩田地先
点の位置

- 基点A 梅宮八幡宮仁王門
 - " B 乃田造船跡防砂堤突端
 - " C 旧木沢塩田防砂堤突端
 - " D (株)関西物産養殖場南防砂堤突端
 - " E 高松市小槌島西端
 - " F 岡山県玉野市宮田山高頂(一二三メートル)
 - 点 イ DからE見通し線と(株)関西物産養殖場囲網との交差点
 - " ロ CからF見通し線とAからイ見通し線との交差点
 - " ハ BからF見通し線とAからイ見通し線との交差点
- 漁場の区域 ハ口、ロC、CB、Bハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第三二一号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町乃生塩田地先

点の位置

基点A 宮ノ鼻北端

" B 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

" C 旧乃生塩田防砂堤突端

" D 乃生海岸南防砂堤西角から防砂堤沿い突端へ七〇メートルのところ

" E 乃生海岸北防砂堤突端

" F 三木水産作業場北端

" G 岡山県玉野市新割山高頂(二三四メートル)

" H 岡山県玉野市宮田山高頂(二二二メートル)

点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

" BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

" DからG見通し線とEからB見通し線との交差点

" FからA見通し線とDからG見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第三二二号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市瀬居町中鼻地先

点の位置

基点A 東浦漁港本浦北部防波堤突端から基部へ九〇メートルのところ

" B 峰池西側山頂(二二七メートル)

" C 中鼻

" D 馬返し鼻

" E 東浦漁港竹浦一号防波堤中央角

点イ AからB見通し線上Aから三〇メートルのところ

" BからD見通し線上Cから三〇メートルのところ

" CからE見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イ口、ロハ、ハEの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石
計画番号区第三二三号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

点の位置

基点A 平石

” B 小瀬居島南端

” C トビの巣北端

” D 小瀬居島西端

” E 北浦大石

” F 室木島東端

点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ

” ロ CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ

” ハ EからF見通し線上Eから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

計画番号区第三二四号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市檀石漁港地先

点の位置

基点A 檀石漁港東防波堤基部

” B 檀石漁港東防波堤突端から基部へ二〇〇メートルのところ

” C 岡山県釜島高頂

” D 岡山県釜島北西端

点イ AからD見通し線上Aから二〇メートルのところ

” ロ AからD見通し線上Aから七〇メートルのところ

” ハ BからC見通し線上Bから七〇メートルのところ

” ニ BからC見通し線上Bから二〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

計画番号区第三二五号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

点の位置

基点A カブラサキ鼻西端

" B 岡山県上水島西端
 " C 中鼻西端
 " D 広島町イナダ浜北鼻東端
 " E カラス小島高頂
 " F 広島町芦大浦鼻東端
 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 " ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
 " ハ EからF見通し線と上口からEへ一〇〇メートルのところ
 " ニ CからD見通し線と上口からCへ一〇〇メートルのところ
 " ホ CからD見通し線と上口からDへ一〇〇メートルのところ
 " ヘ EからF見通し線と上口からFへ一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ 養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(二) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 丸亀市本島町
 計画番号区第三一六号(わかめ)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 丸亀市牛島八ツタ工鼻地先
 点の位置

基点 A ハツタ工鼻北東端
 " B 坂出市鍋島灯台
 " C ザトメ鼻南端
 点 イ AからB見通し線とAから一五〇メートルのところ
 " ロ CからB見通し線と上口から一五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ 養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(二) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 丸亀市本島町・牛島
 計画番号区第三一七号(わかめ)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 丸亀市手島町アブシ地先
 点の位置
 基点 A 手島港北防波堤中央角
 " B 岡山県上水島東端
 " C 甚平鼻北端から海岸沿い南へ一七五メートルのところ
 " D 広島町ハジカミ鼻北端
 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 漁場の区域 Aイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町
計画番号区第三二八号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島東側地先

点の位置

- 基点A (株)四国建機多度津工場北端
 " B 福島神社
 " C 三野町津島神社社務所護岸東端
 " D 亀笠島南端
 " E 亀笠島東端
 " F 佐柳島高頂(二四八メートル)
 点イ DからA見通し線とBからF見通し線との交差点
 " DからA見通し線とEからC見通し線との交差点
 " H EからC見通し線上口からCへ二〇〇メートルのところ
 " BからF見通し線上イからBへ二〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	十一月一日から翌年四月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方
計画番号区第四〇一号(こんぶ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

点の位置

- 基点A 小坂浜北の捨石
 " B 神在鼻北端
 " C 川窪埋立地北角
 " D トビノ巣鼻北東端
 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Dから三五〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|--------|-------------------|
| こんぶ養殖業 | 十一月一日から翌年八月三十一日まで |
- (三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市生島町・亀水町
- 計画番号区第四〇二号(こんぶ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 高松市亀水町地先
 点の位置

- 基点A 紅ノ峰鼻北端
 - " B 神在鼻ミコ石(赤ペンキで標示)
 - " C 紅ノ峰高頂(二四五メートル)
 - " D 直島町オカメノ鼻南端
 - 点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 - " ロ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 - " ハ CからD見通し線と平行にロから北へ一〇〇メートルのところ
 - " ニ CからD見通し線上イからDへ一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
こんぶ養殖業	十一月一日から翌年八月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市生島町・亀水町
- 計画番号区第四〇三号(こんぶ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 坂出市檀石漁港地先
 点の位置

- 基点A 檀石漁港東防波堤突端から基部へ二〇〇メートルのところ
 - " B 檀石漁港東防波堤突端から基部へ一五〇メートルのところ
 - " C 岡山県釜島高頂
 - 点イ AからC見通し線上Aから二〇メートルのところ
 - " ロ AからC見通し線上Aから七〇メートルのところ
 - " ハ BからC見通し線上Bから七〇メートルのところ
 - " ニ BからC見通し線上Bから二〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
こんぶ養殖業	十一月一日から翌年六月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

- 2 存続期間 平成十五年十月一日から平成二十年九月三十日まで
 - 3 免許予定日 平成十五年十月一日
 - 4 免許申請期間 平成十五年九月一日から同月五日十七時まで
- 二 区画漁業(一に掲げる第一種区画漁業以外の第一種区画漁業及び第三種区画漁業)
- 1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第五〇一号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽弁天島地先
点の位置

基点A 弁天島西端

" B 鶴羽二九二〇番地六、民宿満潮東端

" C 松原灯籠

" D 吉見漁港北防波堤突端

" E 内海町風ノ子島高頂

点イ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

" AからE見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" B AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロA、A八、ハイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽
- 計画番号区第五〇二号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先
点の位置

基点A バベギ鼻

" B 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

" C 白方漁港北防波堤突端

" D 土庄町戸形崎

点イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

漁場の区域 AI、IBの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市鴨庄
- 計画番号区第五〇三号(かき)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 さぬき市鴨庄室沖地先
点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から真東へ一〇〇メートルのところ

" B 牟礼町房前鼻

" C 牟礼町金比羅山高頂

" D 庵治町高島高頂

" E 蜂ヶ浦北端

" F 蜂ヶ鼻

" G 灯籠鼻

点イ GからB見通し線上Gから一五〇メートルのところ

" 口 AからD見通し線とGからB見通し線との交差点

" 八 AからD見通し線上口からDへ一〇〇メートルのところ

" 二 AからD見通し線とFからC見通し線との交差点

" ホ EからC見通し線上Eから一〇〇メートルのところ

" ヘ イからホ見通し線とFからC見通し線との交差点

" ト イからホ見通し線上イから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 八二、二へ、へト、ト八の四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第五〇四号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市志度地先

点の位置

基点A 権現鼻西端

" B 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ

" C さぬき市、牟礼町境界

" D 牟礼町房前鼻東端

" E 庵治町高島高頂

" F 庵治町高島西端

点イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

" 口 CからE見通し線上イからEへ二メートルのところ

" 八 AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

" 二 BからF見通し線上八からFへ二メートルのところ

" ホ 口から二見通し線上口から一〇〇メートルのところ

" ヘ CからE見通し線と直角にへから東へ一〇〇メートルのところ

" ト CからE見通し線と直角にへから東へ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Cへ、へト、トホ、ホ二、二Bの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 さぬき市志度
 計画番号区第五〇五号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡牟礼町地先
 点の位置

- 基点A さぬき市、牟礼町境界
 " B 原浜防波堤基部
 " C 房前鼻東端
 " D 牟礼港川東地区埋立地南端
 " E 松ヶ鼻東端
 " F 庵治町高島高頂
 " G さぬき市六子海岸北端
 " H さぬき市権現鼻西端
 点 I AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
 " BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 " CからF見通し線とDからH見通し線との交差点
 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの三直線とAD間沖出し一〇メートルの只曲線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 木田郡牟礼町
 計画番号区第五〇六号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市志度沖
 点の位置

- 基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ
 " B さぬき市、牟礼町境界
 " C 牟礼港北埋立地東護岸基部
 " D 牟礼町金山防波堤北東角
 " E 庵治町高島西端
 " F 小串高頂
 " G 六子中央三差路
 点 I AからE見通し線とCからG見通し線との交差点
 " BからE見通し線とCからG見通し線との交差点
 " CからE見通し線とDからF見通し線との交差点
 " H BからE見通し線とDからF見通し線との交差点
 " AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (5) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。
 - (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
- 計画番号区第五〇七号（かき）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字蒲生地先
点の位置

基点A あおぎ鼻

" B 蒲生漁港西蒲生南防波堤突端

" C すみだ川尻東防波堤突端

" D 蒲生漁港東蒲生西防波堤突端

点イ CからA見通し線とBからD見通し線との交差点

漁場の区域 Cイ、イDの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - い。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (四) 地元地区 小豆郡池田町
- 計画番号区第五〇八号（かき）

漁場の位置 高松市屋島西町旧屋島塩田地先

点の位置

基点A 浜北港南防波堤基部

" B 女木町帆樫鼻

" C 朝日町G地区二号防波堤基部から南へ四番目の排水口（朝日町G地区二号防波堤基部から南へ二二メートルのところ）

" D Aから護岸沿い南へ三二〇メートルのところ

点イ AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ

" AからB見通し線上Aから三五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Dから三五〇メートルのところ

" CからD見通し線上Dから二五〇メートルのところ

" DからC見通し線上Dから二五〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - い。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
- 計画番号区第五〇九号（かき）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田南地先

点の位置

基点A 吉田埋立地西護岸南角防波堤基部

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニホ、ホへ、へイの六直線に囲まれた区域

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 綾歌郡宇多津町
 計画番号区第五一〇号(かき)
- (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島東側地先
 点の位置

- 基点 A (株)四国建機多度津工場北端
- " B 福島神社
- " C 三野町津島神社社務所護岸東端

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方
 計画番号区第五一一号(かき)
- (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島西側地先
 点の位置

- 基点 A 唐戸
- " B 亀笠島高頂
- " C 亀笠島北西端

<p>(一) 漁場の位置及び区域</p> <p>漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島一の宮地先</p> <p>点の位置</p> <p>基点 A 牛ノ洲鼻南端</p> <p> " B 粟島港西防波堤基部</p> <p> " C 高島宅東端(粟島二四八三二)</p>	<p>(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種区画漁業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	時 期	かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
名 称	時 期				
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで				

(三) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第五二二号(かき)

<p>(一) 漁場の位置及び区域</p> <p>漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島北浦東風浜地先</p> <p>点の位置</p> <p>基点 A 東風浜保護水面標柱</p> <p> " B 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)</p> <p> " C 紫谷山高頂</p> <p> " D 東風浜防砂堤突端</p> <p>点 イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点</p> <p>漁場の区域 Aイ、イDの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>漁業の種類、漁業の名称及び時期</p>	<p>(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種区画漁業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	時 期	かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
名 称	時 期				
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで				

(三) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島

計画番号区第五一三三号(かき)

第一種区画漁業

名 称	かき垂下式養殖業
時 期	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島

計画番号区第五一四号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島北浦宮の浦地先

点の位置

基点A 東風浜保護水面標柱

" B シンタ鼻北西端

" C 紫谷山高頂

" D 馬城防砂堤中央

点イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点

" 口 AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 Dイ、イ口の二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	かき垂下式養殖業
時 期	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島

計画番号区第五一五号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡三野町津島地先

点の位置

基点A 津島北端

" B 詫間町水出埋立地東端

" C 詫間町水出埋立地北東角

" D 詫間町水出埋立地北東角から護岸沿い西へ一メートルのところ

" E 詫間町志々島西端

" F 多度津町岩島高頂

" G 見立港西防波堤基部

" H 詫間港貯木場北防波堤突端

点イ CからF見通し線とGからH見通し線との交差点

" 口 AからF見通し線とGからH見通し線との交差点

" 八 AからF見通し線上Aから五メートルのところ

" 二 BからE見通し線とAからD見通し線との交差点

" 水 BからE見通し線上二からEへ五メートルのところ

" へ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

漁場の区域	イ口、口八、八水、水へ、へイの五直線に囲まれた区域
-------	---------------------------

名称	かき垂下式養殖業
時期	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字詫間

計画番号区第五一六号(かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町須田地先

点の位置

基点A トノワキ鼻西端

〃 B 香田西滑走路跡西基部

〃 C 須田港西防波堤基部

〃 D 粟島城山高頂

〃 E 神島化学工場事務所東端

点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線上イからCへ三五メートルのところ

〃 ハ Eから口見通し線上Eから二〇〇メートルのところ

〃 ニ BからA見通し線上Bから六〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	
時期	

かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
----------	-----------------

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字詫間

計画番号区第六〇一号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市三本松地先

点の位置

基点A 鹿浦越崎北端

〃 B 白鳥港新川防波堤赤灯台

〃 C 秋葉山高頂(九七メートル)

〃 D 湊、三本松境界

〃 E 女島南端

点イ AからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ハ BからE見通し線上ロからEへ三〇〇メートルのところ

〃 ニ AからE見通し線上イからEへ三〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	あかがい垂下式養殖業
時期	一月一日から十二月三十一日まで

制限又は条件									
<p>(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あかがい垂下式養殖業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	時 期	あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	<p>(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種区画漁業</p> <p>漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域</p> <p>漁場の種類、漁業の名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あかがい垂下式養殖業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	時 期	あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
名 称	時 期								
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで								
名 称	時 期								
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで								
<p>(二) 制限又は条件</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域 点の位置 基点A 鹿浦越崎北端 " B 女島南西端 " C 網島高頂 " D 女島北端 " E 丸亀島高頂 点イ AからD見通し延長線とCからE見通し線との交差点 " ロ AからB見通し延長線とBから三〇〇メートルのところ " ハ AからB見通し延長線とBから四〇〇メートルのところ " ニ イから口見通し線と平行にハから北東へ引いた線とCからE見通し線との交差点</p> <p>(二) 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域</p> <p>(三) 制限又は条件</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域 点の位置 基点A 東かがわ市女島南端 " B 津田町配水池タンク(津田町津田八八番地一) " C 鶴羽、津田境界の海境石 " D タテバの北鼻 " E 西頭白岩中央 " F 名古屋北西端 " G 名古屋南端 点イ AからG見通し延長線とCから真方位四五度の線との交差点 " ロ EからD見通し線とCから真方位四五度の線との交差点 " ハ DからE見通し線と上口からEへ一〇〇メートルのところ " ニ DからE見通し線とBからF見通し延長線との交差点 " ホ BからF見通し線とAからG見通し延長線との交差点 " ヘ AからG見通し延長線と上イからGへ一〇〇メートルのところ</p> <p>(四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠</p> <p>計画番号区第六〇二号(あかがい)</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽名古屋地先 点の位置</p> <p>(二) 漁場の種類、漁業の名称及び時期 第一種区画漁業</p> <p>(三) 制限又は条件</p> <p>(一) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。 い。 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 (四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠</p> <p>計画番号区第六〇二号(あかがい)</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 東かがわ市女島西側地先 点の位置</p> <p>(二) 漁場の種類、漁業の名称及び時期 第一種区画漁業</p> <p>(三) 制限又は条件</p> <p>(一) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。 い。 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 (四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠</p> <p>計画番号区第六 三号(あかがい)</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽名古屋地先 点の位置</p> <p>(二) 漁場の種類、漁業の名称及び時期 第一種区画漁業</p> <p>(三) 制限又は条件</p>									

あかがい垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽
計画番号区第六〇四号（あかがい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島尾本地先

点の位置

基点A 立髪鼻東端

" B 上新田漁港東防波堤基部

" C 尾本山高頂

" D 矢倉石中央

" E 志々島北端

点イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

" 〇 AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

" 八 BからE見通し線と上イからCへ五〇メートルのところ

" 二 CからE見通し線と上イからCへ五〇メートルのところ

" 水 CからE見通し線と上イからEへ五〇メートルのところ

" へ BからE見通し線と上イからEへ五〇メートルのところ

漁場の区域 八二、二水、水へ、へ八の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

あかがい垂下式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島
計画番号区第六〇五号（あかがい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島不天地先

点の位置

基点A 不天丸岩

" B 妙見山高頂

" C 不天洲南端

" D 粟島港旧一文字防波堤南端

点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

漁場の区域 Aイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島
計画番号区第六〇六号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島北浦地先
点の位置

- 基点A カゴ崎北東端
 - " B 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)
 - " C 多度津町高見板持鼻北西端
 - " D シンダ鼻北西端
 - " E 紫谷山高頂
 - " F 宮の浦大石保護水面標柱
 - " G 東風浜山伏神社
 - " H 東風浜保護水面標柱
 - 点イ AからD見通し線とGからB見通し線との交差点
 - " 口 AからD見通し線とFからC見通し線との交差点
 - " 八 HからE見通し線とFからC見通し線との交差点
 - " 二 HからE見通し線とGからB見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件
(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島
計画番号区第六〇七号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 三豊郡詫間町大字生里仁老浜北地先
点の位置

- 基点A 生里漁港一号防波堤基部
 - " B アイゴ鼻(コバカマ鼻)
 - " C 観音寺市円上島高頂
 - " D 三崎突端
 - " E 三崎神社中央
 - " F 中鼻
 - " G タブの鼻
 - 点イ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点
 - " 口 BからD見通し線とGからC見通し線との交差点
 - " 八 BからD見通し線とFからC見通し線との交差点
 - " 二 AからE見通し線とFからC見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件
(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字生里

計画番号区第六〇八号（あかがい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字生里仁老浜地先

点の位置

基点 A 生里漁港一号防波堤基部

” B アイゴ鼻（コバカマ鼻）

” C 観音寺市円上島高頂

” D 三崎突端

” E 三崎神社中央

” F ヨシキリの鼻

” G 生里漁港仁老浜五号防波堤突端

点 イ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点

” ロ BからD見通し線とGからC見通し線との交差点

” ハ BからD見通し線とFからC見通し線との交差点

” ニ AからE見通し線とFからC見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字生里

計画番号区第六〇九号（あかがい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜地先

点の位置

基点 A 大浜砂浜南端

” B キスゴ山西端

” C 丸山島大窪の鼻

” D 観音寺市伊吹町不動鼻（伊吹島北端）

” E 観音寺市円上島北端

” F 古三崎高頂（六二、ニメートル）

” G 下鼻

” H ミゾオチの鼻

点 イ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点

” ロ CからF見通し線とAからD見通し線との交差点

” ハ CからF見通し線とHからE見通し線との交差点

” ニ BからG見通し線とHからE見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字大浜

計画番号区第六一〇号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜鴨の越地先
 点の位置

- 基点A 鴨の越護岸中央昇降口
- " B 小千鼻北端
- " C 名部戸中水門
- " D 詫間町、仁尾町境界
- " E 家の浦三ヶ頭鼻
- " F 香川県、愛媛県境界(余木崎)
- " G 観音寺市大股島北端
- " H 丸山島大岩

- 点イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点
- " 口 BからF見通し線とBからE見通し線との交差点
- " 八 BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- " 二 BからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- " 水 BからF見通し線上口からFへ六〇メートルのところ
- " へ AからF見通し線上イからFへ六〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

漁場の区域 イ口、口八、八二、二水、水へ、へイの六直線に囲まれた区域

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字大浜

計画番号区第六一一号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡仁尾町家ノ浦地先
 点の位置

- 基点A 大薦島長磯
- " B 大薦島西端
- " C 観音寺市伊吹町東端
- " D 観音寺市大股島北端
- " E 詫間町丸山島南西端
- " F 詫間町名部戸西防波堤突端
- " G 詫間町、仁尾町境界
- " H 白滝鼻北西端

- 点イ AからE見通し線とHからD見通し線との交差点
- " 口 AからE見通し線とGからC見通し線との交差点
- " 八 BからF見通し線とGからC見通し線との交差点
- " 二 BからF見通し線とHからD見通し線との交差点
- " 水 HからD見通し線上イからHへ二〇〇メートルのところ
- " へ GからC見通し線上口からGへ二〇〇メートルのところ

(一) 漁場の区域 ホへ、へ八、八二、二ホの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡仁尾町
 計画番号区第六二二号(あかがい)

漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡仁尾町大薦島地先
 点の位置

- 基点A 岩井戸
- " B 仁尾港A地区護岸南西角
 - " C 小薦島東端
 - " D 大薦島大鳥居
- 点イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点
- " ロ AからC見通し線上イからAへ三二五メートルのところ
 - " ハ BからD見通し線上イからBへ五〇メートルのところ
 - " ニ AからC見通し線と平行に八から北へ三二五メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロニ、二ハ、ハイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

(一) 漁場の区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	八月一日から翌年四月三十日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡仁尾町
 計画番号区第六一三三号(あわび)

漁場の位置及び区域
 漁場の位置 坂出市檀石漁港地先
 点の位置

- 基点A 檀石漁港東防波堤突端から基部へ一五〇メートルのところ
- " B 檀石漁港東防波堤突端から基部へ一〇〇メートルのところ
 - " C 岡山県釜島高頂
- 点イ AからC見通し線上Aから二〇メートルのところ
- " ロ AからC見通し線上Aから七〇メートルのところ
 - " ハ BからC見通し線上Bから七〇メートルのところ
 - " ニ BからC見通し線上Bから二〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、八二、二イの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

(三) 制限又は条件

名 称	時 期
あわび垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石
- 計画番号区第七〇一号(真珠)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字二面長崎地先

点の位置

- 基点A 牛ヶ浦漁港南防波堤突端
 - " B 内海町田浦漁港西防波堤突端
 - " C 長崎漁港南防波堤突端
 - " D 内海町権現鼻北西端
 - 点イ AからB見通し線上Aから一七五メートルのところ
 - " 口 AからB見通し線上Aから二九五メートルのところ
 - " ハ CからD見通し線上Cから四〇〇メートルのところ
 - " ニ CからD見通し線上Cから二八〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
真 珠 養 殖 業	五月一日から翌年一月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年九月十五日までに、次年度における核のサイズ

- (3) 別養殖計画を提出しなければならない。
 - (4) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 小豆郡池田町
- 計画番号区第七〇二号(真珠)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字池田蒲生東地先

点の位置

- 基点A 弁天島南端
 - " B 御殿山根太鼻
 - " C 庵治町稻毛島北西端
 - " D 土庄町中余島南端
 - " E 入部漁港南防波堤基部
 - " F 蒲生漁港東蒲生南防波堤基部
 - " G 飛崎南端
 - " H 土庄町大余島高頂
 - 点イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
 - " 口 AからE見通し線とBからF見通し線との交差点
 - " ハ BからF見通し線とGからH見通し線との交差点
 - " ニ Cからイ見通し線上イから三六〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
真 珠 養 殖 業	五月一日から翌年一月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年九月十五日までに、次年度における核のサイズ別養殖計画を提出しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第八〇一号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市坂元、南野地先

点の位置

基点A 徳島県鳴門市北灘町吉崎北端

" B 大谷川尻

" C 相生漁港西埋立地北東角

" D 引田港青灯台

" E 引田港北防波堤基部

" F 双子島北端

" G 毛無島南西端

" H 松島西端

点イ BからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点

" 口 AからE見通し線とBからH見通し線との交差点

" 八 BからH見通し線上口からHへ二〇〇メートルのところ

" 二 BからH見通し線と直角にイから西へ二〇〇メートルのところ

" ホ BからH見通し線と直角にイから東へ二〇〇メートルのところ

" ヘ AからE見通し線と平行に八から東へ二〇〇メートルのところ

" ト AからE見通し線と平行に八から西へ二〇〇メートルのところ

" チ AからE見通し線上口からEへ二〇〇メートルのところ

" リ Cから又見通し線とEからA見通し線との交差点

" 又 二からD見通し線上二から六〇〇メートルのところ

漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌニ、ニホの七直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
計画番号区第八〇二号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市松島北地先

点の位置

基点A 松島北東端

" B 松島南西端

" C 徳島県鳴門市大麻山高頂

" D 徳島県鳴門市北灘町暮の浦漁港防波堤基部

" E 東かがわ市引田庁舎中央

" F 神山高頂

" G 城山鼻東端

" H 通念島高頂

点イ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

" 口 CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

" 八 イから口見通し延長線上口から一五〇メートルのところ

" 二 口からイ見通し線上口から八五〇メートルのところ

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- 漁場の区域 へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルへの六直線に囲まれた区域
- 魚類小割式養殖業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------------|
| 魚類小割式養殖業 | 四月五日から翌年一月三十一日まで |
- (二) 制限又は条件
- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号区第八〇三号(はまち、まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市松島沖
- 点の位置
- 基点A 松島東端
- 点イ Aから真方位四三度四五分二〇〇メートルのところ
- 点ロ Aから真方位四三度四五分七〇〇メートルのところ
- 点ハ イから口見通し線と直角に口から北西へ四五〇メートルのところ

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域
- 魚類小割式養殖業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------------|
| 魚類小割式養殖業 | 四月一日から翌年一月三十一日まで |
- (二) 制限又は条件
- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号区第八〇四号(はまち、まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市松島西地先
- 点の位置
- 基点A 松島南西端
- 点B 徳島県鳴門市大麻山高頂
- 点C 徳島県鳴門市北灘町暮の浦漁港防波堤基部
- 点D 通念島高頂
- 点E 東かがわ市引田庁舎中央
- 点F 神山高頂
- 点G 城山鼻東端
- 点イ CからA見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- 名 称 時 期
- | | |
|----------|----------------|
| 魚類小割式養殖業 | 四月五日から十月三十一日まで |
|----------|----------------|
- (二) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号区第八〇五号（はまち、まだい、雑魚）
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市通念島西地先
- 点の位置
- 基点 A 通念島東端
- " B 引田港青灯台
- " C 翼山高頂（一二五メートル）
- " D 引田港北防波堤基部
- " E 双子島高頂
- " F 一ツ島高頂

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- 名 称 時 期
- | | |
|----------|------------------|
| 魚類小割式養殖業 | 四月一日から翌年一月三十一日まで |
|----------|------------------|
- (二) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号区第八〇六号（はまち、まだい、雑魚）
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先
- 点の位置
- 基点 A 引田漁港赤灯台
- " B 松島南西端
- " C 一ツ島高頂
- " D 双子島高頂
- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- " 口 AからB見通し線上イからBへ七〇〇メートルのところ

- " 八 C から D 見通し延長線と平行に口から南東へ三〇〇メートルのところ
- " 二 C から D 見通し延長線上イから南東へ三〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号区第八〇七号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市松原地先
- 点の位置
- 基点 A 白鳥港新川防波堤基部
- " B 新川東から一番目突堤突端
- " C NTT三本松営業所鉄塔
- " D 三本松港赤灯台
- " E 一ツ島西端
- " F 一ツ島東端
- " G 鹿浦越崎北端
- " H 白岩

- 点 イ A から F 見通し線と D から G 見通し線との交差点
- " ロ A から F 見通し線と H から C 見通し線との交差点
- " ハ B から E 見通し線と H から C 見通し線との交差点
- " ニ B から E 見通し線と D から G 見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 東かがわ市松原
- 計画番号区第八〇八号(はまち、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市丸亀島北地先
- 点の位置
- 基点 A 丸亀島北西端
- " B 丸亀島北端
- " C 丸亀島東端
- " D 女島東端
- " E 女島南端
- " F 北山高頂(二二六・三メートル)
- " G 北山鼻西鼻北端

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

点 イ GからE見通し延長線とIからB見通し延長線との交差点
ロ イからF見通し線とJからB見通し延長線との交差点
ハ DからC見通し延長線とHからA見通し延長線との交差点
ニ DからC見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点

漁場の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

点 イ GからE見通し延長線とIからB見通し延長線との交差点
ロ イからF見通し線とJからB見通し延長線との交差点
ハ DからC見通し延長線とHからA見通し延長線との交差点
ニ DからC見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点

(一) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第八〇九号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域
点の位置
さぬき市網島西側地先

基点 A 女島北端
B 女島南端
C 網島南端

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

点 イ AからD見通し延長線上Dから西へ五〇メートルのところ
ロ BからC見通し延長線上Cから西へ一〇〇メートルのところ
ハ BからC見通し延長線上Cから西へ一五〇メートルのところ
ニ AからD見通し延長線上Dから西へ一〇〇メートルのところ

漁場の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

点 イ AからD見通し延長線上Dから西へ五〇メートルのところ
ロ BからC見通し延長線上Cから西へ一〇〇メートルのところ
ハ BからC見通し延長線上Cから西へ一五〇メートルのところ
ニ AからD見通し延長線上Dから西へ一〇〇メートルのところ

(一) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第八一〇号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域
点の位置
さぬき市津田町鶴羽弁天島地先

基点 A 鶴部鼻北端
B 弁天島西端
C 鶴羽二九二〇番地六、民宿満潮東端
D 津田港北防波堤突端
E 吉見漁港北防波堤突端
F 内海町風ノ子島高頂

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 点 イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 " ロ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 " ハ BからF見通し線上Bからニメートルのところ
 " ニ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽
- 計画番号区第八一一号(雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽名古屋地先
- 点の位置

- 基点A 名古屋南端
 " B 鶴部鼻北西端
 " C カマガミネ
 " D 一ツ山の東鼻
 " E 東かがわ市丸亀島南端
 " F 西頭白岩中央
 " G 鷹島東端

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- 漁場の区域 Aイ、イ口、ロ八、ハHの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 点 H 名古屋北端
 " イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点
 " ロ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 " ハ DからG見通し線上ロからGハニ〇〇メートルのところ

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽
- 計画番号区第八一二号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 さぬき市津田町津田松原地先
- 点の位置

- 基点A 西代川左岸防砂堤突端
 " B 鶴羽、津田境界の海境石
 " C 吉見漁港南防波堤突端
 " D ノカベ岩中央
 " E タテバの南鼻
 点 イ AからE見通し線とBから真方位四五度の線との交差点

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------------|
| 魚類小割式養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
- (二) 制限又は条件
- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町津田
- 計画番号区第八一三号（雑魚）
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 さぬき市津田町タテバ地先
- 点の位置
- 基点A 江泊漁港埋立地東端
- " B 東かがわ市一ツ島高頂
- " C 松琴閣東端
- " D タテバの北鼻
- " E 江泊漁港外防波堤突端
- 点イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点
- " ロ DからB見通し線上イからDへ二〇〇メートルのところ
- " ハ 口からE見通し線上口から二〇〇メートルのところ

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------------|
| 魚類小割式養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
- (二) 制限又は条件
- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町津田
- 計画番号区第八一四号（まだい、雑魚）
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 さぬき市津田町江泊漁港地先
- 点の位置
- 基点A 入道鼻
- " B タテバの南鼻
- " C 江泊漁港外防波堤屈折部
- " D 丸山鼻東端
- " E 弁天島高頂
- 点イ AからB見通し延長線とDからE見通し線との交差点
- " ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点
- " ハ CからE見通し線上口からCへ二〇〇メートルのところ
- " ニ DからE見通し線上イからDへ一五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町津田
計画番号区第八一五号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先

点の位置

- 基点A 曾根護岸北端
 " B 猿子島南端
 " C 鷹島西端
 " D 名古屋西端
 " E 丸山鼻北端
 点イ AからB見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点
 " ロ DからC見通し延長線上イからCへ一〇〇メートルのところ
 " ハ 口からE見通し線とDからC見通し線との交差点
 " ニ AからB見通し延長線上イからBへ七〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称

魚類小割式養殖業

時 期

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市津田町津田
計画番号区第八一六号(はまち)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田沖

点の位置

- 基点A トビガス中央
 " B 小田漁港北防波堤基部
 " C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ九〇メートルのところ(旧突端)
 " D センクの浜西端
 " E 小林の高
 " F バクの岩中央
 " G 内海町塩谷鼻
 " H 内海町小福部島高頂
 点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
 " ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 " ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 " ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から九月三十日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第八一七号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田地先

点の位置

基点A 小田漁港北防波堤基部

" B 天神鼻

" C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ九〇メートルのところ(旧突

" D センクの浜西端

" E 興津海水浴場西突堤基部

" F 小林の高

" G 内海町塩谷鼻

" H 内海町小福部島高頂

点 I AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

" O BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

" H DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第八一八号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田本小田地先

点の位置

基点A トビガス中央

" B 小田漁港北防波堤中央角

" C 小田漁港埋立地北角

" D 本小田大須賀ストア南端(小田五五九番地)

" E 小田浦漁港内防波堤突端

" F 小田浦漁港埋立地北東角

" G 鴨ヶ鼻東端

" H 小林の高

点 I AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

" O AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

- 「 八 BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 「 二 BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 さぬき市小田
 計画番号区第八一九号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田西浜地先
 点の位置

- 基点A クビ石
 「 B 天神鼻
 「 C 小田浦漁港北防波堤基部
 「 D 西浜中央防砂堤基部
 「 E 西浜西防波堤基部
 「 F 大山高頂
 点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
 「 ロ AからB見通し線上Aから八〇メートルのところ
 「 ハ CからF見通し線とロからD見通し線との交差点

- 「 二 CからF見通し線とイからE見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 さぬき市小田
 計画番号区第八二〇号(はまち)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄大串地先
 点の位置

- 基点A 大串黒岩海岸北端
 「 B 二本木鼻
 「 C Bから海岸沿い北へ八〇メートルのところ
 「 D 牟礼町鷺ヶ巣鼻
 「 E 庵治町松ヶ鼻東端
 「 F 庵治町葛原港防波堤基部
 点イ AからF見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 「 ロ BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ
 「 ハ CからE見通し線とイからロ見通し線との交差点
 「 ニ CからE見通し線上ハからEへ二二〇メートルのところ

- 〃 ホ AからF見通し線上イからFへ二〇メートルのところ
 漁場の区域 イハ、八二、二ホ、ホイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	九月十五日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄
 計画番号区第八二二号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄大谷地先

点の位置

- 基点A 二本木鼻
 〃 B 二本木ガラム鼻
 〃 C さぬき市潮干狩り場北離岸堤南端
 〃 D さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
 〃 E 日盛山高頂
 〃 F 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端
 〃 G 立石から海岸沿い北へ三〇メートルのところ
 〃 H 小串崎北端
 点イ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点
 〃 口 DからG見通し線とイからH見通し線との交差点

- 漁場の区域 Bイ、イ口、口D、DCの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄
 計画番号区第八二二号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖

点の位置

- 基点A 小串崎北端
 〃 B 土庄町戸形崎
 〃 C 土庄町大深山高頂(二二七メートル)
 〃 D 二本木ガラム鼻
 〃 E 大井峠
 〃 F 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端
 点イ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点
 〃 口 AからD見通し線とFからB見通し線との交差点
 〃 ハ FからB見通し線上口からFへ二五〇メートルのところ
 〃 ニ FからB見通し線上口からBへ四〇〇メートルのところ

- 「 水 EからC見通し線上イからCへ六〇〇メートルのところ
 「 へ EからC見通し線上イからEへ五〇メートルのところ
 漁場の区域 八二、二水、水へ、へ八の四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から十月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第八二三号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

点の位置

- 基点A さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
 「 B 日盛山高頂
 「 C 二子水門
 「 D 立石から海岸沿い北へ三〇メートルのところ
 「 E 庵治町高島北東端
 点イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
 「 口 AからD見通し線上Aから三五〇メートルのところ
 「 八 口からB見通し線上口から二五〇メートルのところ
 「 二 イからC見通し線上イから二五〇メートルのところ

- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第八二四号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

点の位置

- 基点A 立石から海岸沿い北へ三〇メートルのところ
 「 B 十字鼻
 「 C 猿子島高頂
 「 D さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
 「 E バベギ鼻
 点イ AからD見通し線上Aから五〇メートルのところ
 「 口 BからE見通し線上Bから五〇メートルのところ
 「 八 CからE見通し線上Cから五〇メートルのところ
 「 二 CからE見通し線上Cから二五〇メートルのところ
 「 水 BからE見通し線上Bから二五〇メートルのところ
 「 へ AからD見通し線上Aから二五〇メートルのところ

(一) 漁場の区域 イロ、ロ八、ハニ、ニホ、ホへ、ヘイの六直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第八二五号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄伯父ヶ浦地先

点の位置

基点A 小串崎北端

" B 土庄町高見山高頂(一五三メートル)

点イ AからB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ

" ロ AからB見通し線上Aから七〇〇メートルのところ

" ハ AからB見通し線と直角に口から東へ三〇〇メートルのところ

" ニ AからB見通し線と直角にイから東へ三〇〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

魚類小割式養殖業

四月一日から十月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第八二六号(はまち)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦北地先

点の位置

基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ五〇メートルのところ

" B 灯籠鼻南端

" C 旧志度町埋立北護岸西端

" D 牟礼町金比羅山高頂

" E 庵治町高島東端

点イ BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ

" ロ AからD見通し線上Aから一二五メートルのところ

" ハ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点

" ニ CからE見通し線上ハからEへ一四〇メートルのところ

" ホ イからロ見通し延長線上口から北へ一四〇メートルのところ

漁場の区域 ハニ、ニホ、ホロ、ロハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

魚類小割式養殖業

九月十五日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第八二七号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦地先

点の位置

- 基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ五〇メートルのところ
- ” B 蜂ヶ浦北端
- ” C 蜂ヶ浦石川勝吉宅(鴨庄三六五番地)西側走出北端
- ” D 灯籠鼻南端
- ” E 志度港一文字防波堤東端から真東へ一〇〇メートルのところ
- ” F 牟礼町房前鼻
- ” G 牟礼町金比羅山高頂
- ” H 庵治町高島高頂
- 点イ DからF見通し線上Dから一五〇メートルのところ
- ” 口 CからG見通し線とEからH見通し線との交差点
- ” 八 BからG見通し線とEからH見通し線との交差点
- ” 二 AからG見通し線上Aから四〇〇メートルのところ
- ” 水 AからG見通し線上Aから二五メートルのところ
- ” へ CからG見通し線とイから水見通し線との交差点
- 漁場の区域 口八、八二、二水、水へ、へ口の五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第八二八号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄穴子地先

点の位置

- 基点A 蜂ヶ鼻西端
- ” B 穴子海岸北西端
- ” C 穴子中央三差路
- ” D 穴子水門北防砂堤突端
- ” E ヒョウタンコ鼻北端
- ” F 灯籠鼻西防波堤突端
- ” G 牟礼港赤灯台
- 点イ AからF見通し線上Aから五〇メートルのところ
- ” 口 BからE見通し線上Bから五〇メートルのところ
- ” 八 CからG見通し線上Cから五〇メートルのところ
- ” 二 DからG見通し線上Dから二〇メートルのところ
- ” 水 AからE見通し線とDからG見通し線との交差点

- " へ AからF見通し線とCからG見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二ホ、ホへ、へイの六直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市鴨庄
 計画番号区第八二九号(はまち、雑魚)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 さぬき市志度沖
 点の位置

- 基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ
 " B 庵治町高島西端
 " C 志度港新町西防波堤基部
 " D 牟礼町金山防波堤北東角
 " E 小串崎北端
 点イ DからE見通し線とCからB見通し線との交差点
 " 口 DからE見通し線とAからB見通し線との交差点
 " 八 AからB見通し線上口からAへ一五〇メートルのところ
 " 二 CからB見通し線上イからCへ一五〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から十月二十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (5) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
 計画番号区第八三〇号(はまち、雑魚)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 木田郡牟礼町松ヶ鼻地先
 点の位置

- 基点A 松ヶ鼻東端
 " B 庵治町高島西端
 " C さぬき市二本木ガラモ鼻
 " D 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ
 " E 志度港新町西防波堤基部
 点イ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点
 " 口 EからB見通し線とAからC見通し線との交差点
 " 八 EからB見通し線上口からBへ一九五メートルのところ
 " 二 DからB見通し線上イからBへ一九五メートルのところ
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から十月二十日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (5) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

- (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
計画番号区第八三二号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡牟礼町松ヶ鼻北地先

点の位置

- 基点A 庵治町葛原港防波堤突端
 " B 庵治町高島西端
 " C さぬき市グリーンヒル大串南端
 " D 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ
 " E 志度港新町西防波堤基部
 点イ EからB見通し線とAからC見通し線との交差点
 " DからB見通し線とAからC見通し線との交差点
 " H DからB見通し線上口からDへ一五メートルのところ
 " ニ EからB見通し線上イからEへ一五メートルのところ
 漁場の区域 イ口、口八、八二、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称

魚類小割式養殖業

時 期

四月一日から十月二十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (5) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

- (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
計画番号区第八三二号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市志度地先

点の位置

- 基点A 権現鼻西端
 " B 志度港一文字防波堤東端から基部へ一〇〇メートルのところ
 " C さぬき市、牟礼町境界
 " D 牟礼町房前鼻東端
 " E 庵治町高島高頂
 " F 庵治町高島西端
 点イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
 " CからE見通し線上イからEへ二メートルのところ
 " H CからE見通し線上イからEへ三メートルのところ
 " ニ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 " ホ BからF見通し線上二からFへ二メートルのところ
 " ヘ BからF見通し線上二からFへ三メートルのところ
 " ト CからE見通し線上イからCへ七四メートルのところ

" チ CからE見通し線と直角にトから東へ一〇〇メートルのところ
 " リ ロからホ見通し線上ロから一〇〇メートルのところ
 " ヌ ハからハ見通し線上ハから五〇メートルのところ
 " ル ロからホ見通し線上ロから五〇メートルのところ
 漁場の区域 ロル、ルヌ、ヌヘ、ヘホ、ホリ、リチ、チト、ト口の八直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市志度
 計画番号区第八三三号(まだい、雑魚)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 木田郡牟礼町大字大町地先
 点の位置

- 基点A さぬき市蜂ヶ浦船揚場北端
 " B さぬき市小串高頂
 " C さぬき市穴子海岸北端
 " D 志度港一文字防波堤東端
 " E さぬき市地藏寺
 " F 房前鼻東端

" G 川東防波堤基部
 " H 牟礼港川西埋立地南東端
 " I 金山防波堤突端
 点 イ HからB見通し線上Hから一五メートルのところ
 " ロ HからB見通し線とIからD見通し線との交差点
 " ハ HからB見通し線上ロからHへ一メートルのところ
 " ニ FからA見通し線とIからD見通し線との交差点
 " ホ FからA見通し線上ニからFへ一メートルのところ
 " ヘ GからC見通し線とハからホ見通し線との交差点
 " ト GからC見通し線とイからE見通し線との交差点
 漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの六直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡牟礼町
 計画番号区第八三四号(まだい、雑魚)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 木田郡庵治町葛原地先
 点の位置

- 基点A 松ヶ鼻防砂堤突端

- 「 B マブノ鼻
 「 C さぬき市大串崎南の高頂(一三七メートル)
 「 D さぬき市猿子島高頂
 点 イ AからD見通し線上Aから一七〇メートルのところ
 「 口 BからC見通し線上Bから二七〇メートルのところ
 「 八 BからC見通し線上口から二五〇メートルのところ
 「 二 AからD見通し線上イからDへ二五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
- 計画番号区第八三五号(はまち)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町マブノ鼻地先
- 点の位置

- 基点 A マブノ鼻
 「 B 高尻海水浴場北防波堤突端
 「 C さぬき市大串崎北の高頂南の高(一九メートル)
 「 D さぬき市大串崎南の高頂(一三七メートル)

- 点 イ AからD見通し線上Aから二二〇メートルのところ
 「 口 BからC見通し線上Bから二五〇メートルのところ
 「 八 BからC見通し線上口から二二〇メートルのところ
 「 二 AからD見通し線上イからDへ二〇〇メートルのところ
 「 水 口からイ見通し線上口から二〇〇メートルのところ
 「 八 八から二見通し線上八から二〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ水、水へ、へ二、二イの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
- 計画番号区第八三六号(はまち、まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町高尻地先
- 点の位置

- 基点 A 高尻田中の防砂堤突端
 「 B 生の国南鼻
 「 C さぬき市大串崎北の高頂北の高(大串温泉南端)
 「 D さぬき市大串崎南の高頂(一三七メートル)
 点 イ AからD見通し線上Aから四五〇メートルのところ

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- " 口 BからC見通し線上Bから四五〇メートルのところ
 - " 八 BからC見通し線上口からCへ二五〇メートルのところ
 - " 二 AからD見通し線上イからDへ二五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から十月二十日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
- 計画番号区第八三七号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町大島港地先

点の位置

- 基点A 弁天島西端
- " B 大島港北防波堤基部
 - " C 重岩
 - " D 高松市屋島長崎鼻北端
 - " E 高松市女木島中の高頂(一八七メートル)
 - " F 矢竹島南端
 - " G 土庄町小豊島高頂(一三三メートル)
- 点イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点

- (一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業
- " 口 AからC見通し線上イからCへ二五メートルのところ
 - " 八 口からE見通し線とDからG見通し線との交差点
 - " 二 BからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
- 計画番号区第八三八号(はまち)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町大島地先

点の位置

- 基点A 石島北端
- " B 矢竹島西端
 - " C 矢竹島東端
 - " D 土庄町豊島東端
 - " E 高松市女木島中の高頂(一八七メートル)
 - " F 高松市女木島南の高頂(二一六メートル)
- 点イ AからB見通し線上Aから一三〇メートルのところ
- 点ロ AからB見通し線上Aから四三〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	三月二十日から十月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町

計画番号区第八三九号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町城鼻地先

点の位置

- 基点 A 庵治町丸山八ジキ鼻
- " B 相引川尻中央点(牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)
- " C 高松市屋島台頂北端(北嶺北端)
- " D 女木島北端
- " E 庵治町大島アバギの鼻西端
- " F 庵治町大島東端

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	三月二十日から翌年二月十日まで

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- " G 御殿山根太鼻
 - " H 御殿山高頂(八八メートル)南側の小高
 - " I 江ノ浦埋立地西側護岸北角
 - 点 イ AからI見通し線上Aから四〇〇メートルのところ
 - ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 - ハ CからH見通し線上口からHへ七〇メートルのところ
 - ニ CからH見通し線とAからF見通し線との交差点
 - ホ ニからG見通し線とヲからD見通し線との交差点
 - ヘ チからト見通し延長線とCからH見通し線との交差点
 - ト ヲからD見通し線上ホからDへ一〇メートルのところ
 - チ ヲからI見通し延長線上リから一〇メートルのところ
 - リ ニからG見通し線上ホからGへ一〇メートルのところ
 - ヌ ヲからD見通し線上ヲからニ〇メートルのところ
 - ル ヲからI見通し線上ワからニ〇メートルのところ
 - ヲ AからI見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 - ワ AからI見通し線上Aから二六〇メートルのところ
- 漁場の区域 イハ、ハへ、ヘチ、チル、ルヌ、ヌヲ、ヲイの七直線に囲まれた区域

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
計画番号区第八四〇号（はまち、まだい、雑魚）
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町八ジキ鼻沖
点の位置

- 基点A 八ジキ鼻
- " B 江ノ浦埋立地西側護岸北角
- " C 御殿山高頂（八八メートル）南側の小高
- " D 大島アバギの鼻西端
- " E 高松市女木島北の高頂（一〇九メートル）
- " F 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）
- " G 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）
- 点イ AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ
- " 口 AからB見通し線上イからBへ一五〇メートルのところ
- " ハイからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- " ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- " ホイからE見通し線上八からイへ五五メートルのところ
- " ヘ CからF見通し線上二からCへ五〇メートルのところ
- " ト CからF見通し線上二からCへ七〇メートルのところ

- (二) 漁場の区域 イ口、ロト、トへ、へホ、ホイの五直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (四) 地元地区 木田郡庵治町
計画番号区第八四一号（まだい、雑魚）
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町八ジキ鼻地先
点の位置

- 基点A 八ジキ鼻
- " B 大島東端
- " C 高松市屋島東町宮ノ窪州鼻（旧防砂堤跡）
- " D 高松市女木島中の高頂（一八七メートル）
- " E 高松市女木島北端
- " F 米ハカリ鼻
- 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
- " 口 イからC見通し線とFからE見通し線との交差点
- " ハ FからE見通し線上口からEへ三五メートルのところ
- " ニ イからD見通し線上イから三五〇メートルのところ

- (二) 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町
計画番号区第八四二号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先
点の位置

- 基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻(旧防砂堤跡)
 - " B 庵治町八ジキ鼻
 - " C 屋島台頂北端(北嶺北端)
 - " D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台
 - 点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
 - " ロ AからB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ
 - " ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ五〇メートルのところ
 - ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ三〇〇メートルのところ
 - ホ ハからイ見通し線上ハから三四五メートルのところ
 - " ヘ ニからロ見通し線上ニから三四五メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 木田郡庵治町、高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
計画番号区第八四三号(はまち)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島甲生地先
点の位置

- 基点A 礼田崎
 - " B 庵治町大島北端
 - " C 高松市神在鼻北の高頂(一一九メートル)
 - " D 直島町姫泊山高頂
 - " E 直島町家島北東端
 - " F 坊主ノ鼻
 - " G 保崎
 - " H 土庄中央漁業協同組合甲生支所油倉庫
 - " I 甲生漁港一文字防波堤西端
 - 点イ AからE見通し線とHからC見通し線との交差点
 - " ロ AからE見通し線とFからB見通し線との交差点
 - " ハ FからB見通し線とGからD見通し線との交差点
 - " ニ GからD見通し線とIからE見通し線との交差点
 - " ホ IからE見通し線とHからC見通し線との交差点
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの五直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期

魚類小割式養殖業

四月五日から九月二十五日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町豊島甲生

計画番号区第八四四号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先

点の位置

基点A 赤ソワイ

" B 四海漁港一号防波堤突端から基部へ五〇メートルのところ

" C 四海漁港一号防波堤突端から基部へ二二五メートルのところ

" D 豊島宮崎北端

点イ BからA見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

計画番号区第八四五号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町長浜地先

点の位置

基点A 早崎西端

" B 皇踏山高頂(三九四メートル)

" C 御座鼻西端

" D 渦江埋立地北西端

" E 満山尻高頂(八五メートル)

" F 蕪崎北東端

点イ AからF見通し線とBからC見通し延長線との交差点

" ロ AからE見通し線とBからC見通し延長線との交差点

" ハ AからE見通し線とBからD見通し延長線との交差点

" ニ AからF見通し線とBからD見通し延長線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡土庄町長浜
- 計画番号区第八四六号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町福田漁港南地先

点の位置

基点A 福田漁港一号突堤基部

" B 鏡石鼻

点 イ Aから突堤沿い六〇メートルのところ

漁場の区域 イからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町吉田・福田
- 計画番号区第八四七号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡内海町福田小島西地先
- 点の位置

基点A 丸山高頂

" B 猿岳

" C 福田漁港南防波堤中央北屈折部

" D 鏡石鼻

" E 小島西端

点 イ EからA見通し線上Eから四〇〇メートルのところ

" D からB見通し線とCからイ見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、D口、DE、Eイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 小豆郡内海町福田
- 計画番号区第八四八号(はまち、まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡内海町福田地先
- 点の位置
- 基点A 小島西端
- " B 鏡石鼻
- 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町福田

計画番号区第八四九号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手小島地先

点の位置

基点 A 小島キャンプ場棧橋基部

" B 小島北護岸西端

点 イ Bから海岸沿い北西へ五〇メートルのところ

漁場の区域 Aからイ見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町坂手

計画番号区第八五〇号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町切谷地先

点の位置

基点 A 切谷北防波堤基部

" B 田浦松ヶ鼻から海岸沿い北へ八〇メートルのところ

" C 地ノ八ナゲ灯台

" D 池田町長崎漁港南防波堤基部

" E 池田町長崎岩島

" F 西村鬼ヶ崎

" イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

" ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

" ハ DからB見通し線とイからBへ一〇〇メートルのところ

" ニ DからB見通し線とハからBへ二〇〇メートルのところ

" ホ EからA見通し線と上口からAへ一〇〇メートルのところ

" ヘ EからA見通し線と上ホからAへ二〇〇メートルのところ

漁場の区域 ハ二、二へ、へホ、ホハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第八五二号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町田浦地先

点の位置

基点A 田浦漁港第三護岸北端から護岸沿い南東へ一〇メートルのところ

" B 田浦中ノ鼻

漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第八五二号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島東町南部地先

点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

" B 立石港南防波堤突端

" C 屋島少年自然の家塩水プール南東角

" D 庵治町丸山高頂(六六メートル)

" E 牟礼町久通港南護岸西端

点イ CからD見通し線上Cから三〇〇メートルのところ

" ロ イからA見通し線とBからE見通し線との交差点

漁場の区域 Cイ、イロ、ロBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 木田郡庵治町、高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第八五三号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内南地先

点の位置

基点A 屋島台頂北端(北嶺北端)

" B 庵治町御殿山高頂(八八メートル)南側の小高

" C 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点イ AからB見通し線上最大高潮時海岸線からBへ一〇〇メートルのところ

- 二三
- ” ロ AからB見通し線上イからBへ一五〇メートルのところ
 - ” ハ AからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ一〇〇メートルのところ
 - 二三
 - ” ニ AからC見通し線上ハからCへ一五〇メートルのところ
 - ” ホ イからハ見通し延長線上ハから二五〇メートルのところ
 - ” ヘ ロから二見通し延長線上二から一五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ホ、ホイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
- 計画番号区第八五四号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市屋島東町瀧ノ内北地先
- 点の位置

- 基点A 屋島台頂北端(北嶺北端)
- ” B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ五〇メートルのところ
- ” C 庵治町兜島西端
- ” D 庵治町御殿鼻

- 点 イ AからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ五〇メートルのところ
- ” ロ BからC見通し線上Bから五〇メートルのところ
 - ” ハ BからC見通し線上ロからCへ二〇〇メートルのところ
 - ” ニ AからD見通し線上イからDへ二〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
- 計画番号区第八五五号(はまち、まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市屋島東町長崎鼻港地先
- 点の位置

- 基点A 長崎鼻港北防波堤基部
- ” B 庵治町大島南東端
- ” C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ五〇メートルのところ
- ” D 庵治町兜島西端
- ” E 女木島北端
- ” F 庵治町丸山大西鼻南西端

- 点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
- ” 口 AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
- ” 八 CからD見通し線とEからF見通し線との交差点
- ” 二 CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
- 計画番号区第八五六号(はまち、まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先
- 点の位置
- 基点A 浦生護岸北端
- ” B 協和化学棧橋突端(浦生漁港北防波堤基部から護岸沿い北へ一〇〇メートルのところ)
- ” C 旧半学塩田西端
- ” D 大崎鼻
- ” E 女木島南端
- ” F 女木町日蓮上人記念碑

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イ、二ホ、ホイの六直線に囲まれた区域
- 第一種区画漁業
- ” G 土庄町小豊島西端
- 点イ AからF見通し線とCからG見通し線との交差点
- ” 口 AからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- ” 八 BからD見通し線とCからG見通し線との交差点
- ” 二 BからD見通し線上八からDへ二〇〇メートルのところ
- ” ホ AからF見通し線上イからFへ二〇〇メートルのところ
- ” ヘ AからE見通し線上口からAへ五〇メートルのところ
- ” ト BからD見通し線上八からBへ五〇メートルのところ
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
- 計画番号区第八五七号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市屋島西町浦生護岸北地先
- 点の位置
- 基点A 浦生川中央(浦生漁港北防波堤基部から護岸沿い北へ一三〇メートルのところ)
- ” B 小槌島南端

" C 浦生北県道排水口（浦生護岸北端から護岸沿い南へ七二メートルの
ところ）

" D 女木島南端

" E 浦生護岸北端

" F 女木町日蓮上人記念碑

点 イ AからB見通し線上Aから三三五メートルのところ

" ロ AからB見通し線上Aから三三五メートルのところ

" ハ CからD見通し線上Cから三三五メートルのところ

" ニ CからD見通し線上Cから八五メートルのところ

" ホ EからF見通し線上Eから七五メートルのところ

" ヘ EからF見通し線上Eから三五〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの六直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第八五八号（まだい、雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島西町浦生護岸地先

点の位置

基点A 浦生川中央（浦生漁港北防波堤基部から護岸沿い北へ一三〇メー
トルのところ）

" B 小槌島南端

" C 浦生北県道排水口（浦生護岸北端から護岸沿い南へ七二メートルの
ところ）

" D 女木島南端

点 イ AからB見通し線上Aから八五メートルのところ

" ロ AからB見通し線上Aから三三五メートルのところ

" ハ CからD見通し線上Cから三三五メートルのところ

" ニ CからD見通し線上Cから八五メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から九月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第八五九号（はまち、まだい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

点の位置

基点A 長崎鼻南の高頂

- " B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ五〇メートルのところ
- " C 相引川尻中央点(旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)
- " D 庵治町丸山大西鼻南西端
- " E 庵治町皇神鼻
- " F 庵治町兜島西端
- " G 庵治町大島アバギの鼻西端
- " H 男木島南の高頂(一八五メートル)

- 点 イ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点
 - " 口 BからF見通し線とDからH見通し線との交差点
 - " 八 AからE見通し線と上イからAへ五〇メートルのところ
 - " 二 CからG見通し線と平行に八から南へ五〇メートルのところ
 - " ホ CからG見通し線と平行に八から北へ二五〇メートルのところ
 - " ヘ ホから口見通し延長線と上イから一〇〇メートルのところ
 - " ト AからE見通し線と平行に二から西へ四〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 二ホ、ホへ、へト、ト二の四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月十五日から十月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
- 計画番号区第八六〇号(雑魚)

- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 高松市郷東町瀬戸内建材埋立地地先
点の位置

- 基点 A 貯木場東防波堤中央角
 - " B 高松市食肉センター北側護岸西角
 - " C Bから護岸沿い東へ七〇メートルのところ
 - " D 高松市食肉センター北側護岸東角
 - " E 香東川河口右岸護岸北端角
 - 点 イ AからE見通し線とAから七〇メートルのところ
 - " 口 AからE見通し線と香東川河口左岸護岸の北延長線との交差点
- 漁場の区域 Cイ、イ口、ロDの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、CD間最大高潮時海岸線から沖出し二〇メートルの区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町
- 計画番号区第八六一号(はまち、まだい、雑魚)
- 漁場の位置及び区域
漁場の位置 高松市女木町芋谷地先

点の位置

基点A 魚戸南鼻から海岸沿い北へ五〇メートルのところ

" B 土庄町豊島カキ崎

" C 庵治町矢竹島南端

" D 庵治町大島アバギの鼻高頂

" E 芋谷用水路南端

点イ AからC見通し線上Aから三七五メートルのところ

" O AからC見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" H EからD見通し線上Eから二五〇メートルのところ

" ニ EからD見通し線上Eから三〇〇メートルのところ

" ホ EからD見通し線上Eから四〇〇メートルのところ

" ヘ ホからイ見通し線とニからB見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、口八、八二、二八、ヘイの五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(5) 海底電線敷設区域については、同施設を破損しないよう操業しなければならない。

(四) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第八六二号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町旧鬼ヶ島養魚場地先

点の位置

基点A 鬼ヶ島養魚場護岸南端から海岸沿い南へ二七メートルのところ

" B 屋島台頂南端(南嶺南端)

" C 女木港南防波堤突端

点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" O イからC見通し線上イから直近の鬼ヶ島養魚場三号池鋼管パイ

ルと同一号池鋼管パイ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第八六三号(はまち、まだい、雑魚)

漁場の位置 高松市男木町東部地先

点の位置

基点A 男木島北端

- 〇とじろ
- " B 土庄町豊島礼田崎南端
 - " C 土庄町豊島タミの鼻
 - " D 庵治町兜島南端
 - " E 庵治町矢竹島南端
 - " F 女木島東端
 - " G 大井地区二号防砂堤突端
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハ二、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------------|
| 魚類小割式養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市男木町
- 計画番号区第八六四号(雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市神在港西地先
- 点の位置
- 基点 A 神在港西防波堤基部から最大高潮時海岸線沿い西へ三三〇メートル

- 〇とじろ
- " B 土庄町豊島中山高頂(二〇三メートル)
 - " C 解体場東側護岸北東角
- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハ二、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------------|
| 魚類小割式養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町
- 計画番号区第八六五号(雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市亀水町小坂東防波堤地先
- 点の位置
- 基点 A 小坂東防波堤突端
- " B 旧川窪塩田南西側護岸北端
 - " C 旧川窪塩田南西側護岸南端
 - " D 生島港北防波堤突端

- " E 生島港北防波堤基部
 - 点 イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
 - " ロ CからB見通し延長線上Bから五〇メートルのところ
 - " ハ AからB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ
 - " ニ 八からD見通し線上八から一〇〇メートルのところ
 - " ホ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 - " ヘ ホからE見通し線上ホから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘホ、ホイの六直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (一) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市生島町・亀水町
- 計画番号区第八六六号(雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先
- 点の位置
- 基点 A 小坂西防波堤突端
 - " B 旧川窪塩田南西側護岸北端
 - " C 旧川窪塩田南西側護岸南端
 - 点 イ CからB見通し延長線上Bから七五〇メートルのところ

- " ロ CからB見通し延長線上Bから五五〇メートルのところ
 - " ハ Aからロ見通し線上Aから五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの三直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- (一) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 高松市生島町・亀水町
- 計画番号区第八六七号(雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 高松市亀水漁港地先
- 点の位置
- 基点 A 亀水漁港北防波堤突端
 - " B 亀水養殖場北西角
 - " C し尿処理場北西角
 - " D 赤鼻
 - 点 イ AからD見通し線上Aから二二〇メートルのところ
 - " ロ AからD見通し線上Aから二〇メートルのところ
 - " ハ 口からB見通し線上口から一〇〇メートルのところ
 - " ニ イからC見通し線上イから一〇〇メートルのところ
 - ホ 二から八見通し線上二から二五メートルのところ

〃 へ DからA見通し線上イからAへ二〇メートルのところ
 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホへ、へロの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 高松市生島町・龜水町

計画番号区第八六八号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町井島鞍掛地先

点の位置

- 基点A 京ノ上鷹島東端
- 〃 B 井島地藏鼻南端
- 〃 C 井島鞍掛ノ鼻南西端
- 〃 D 向島ツンボ鼻北端
- 点イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

漁場の区域 Bイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

魚類小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八六九号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町井島長浜地先

点の位置

- 基点A 京ノ上鷹島東端
- 〃 B 岡山県玉野市稻荷鼻南東端
- 〃 C 井島ヘラガ崎西端
- 〃 D 井島ナカ鼻西端
- 〃 E 井島地藏鼻西端から海岸沿い北へ二五〇メートルのところ(石切場北端下)
- 〃 F 井島鞍掛ノ鼻南西端
- 〃 G 向島ツンボ鼻北端
- 〃 H 八コ島東端
- 点イ AからF見通し線とDからH見通し線との交差点
- 〃 ロ DからH見通し線とBからC見通し延長線との交差点
- 〃 ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロE、Eハ、ハイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七〇号（はまち、雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町井島出鼻地先

点の位置

- 基点A 岡山県玉野市蛭子島高頂
- " B 井島ヘラガ崎西端
- " C 井島団子山高頂（一五七メートル）
- " D 井島ナカ鼻西端
- " E 向島荒崎鼻東端
- " F 向島荒崎鼻高頂
- " G 家島高頂
- " H 京ノ上藤島東の北端
- 点イ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
- " BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- " DからG見通し線とAからF見通し線との交差点
- " AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七一号（はまち、雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町向島大福浦地先

点の位置

- 基点A 向島ツンボ鼻北端
- " B Aから海岸沿い南へ一〇〇メートルのところ
- " C 向島荒崎鼻
- " D 井島ヘラガ崎西端
- " E 八ノ島北端
- 点イ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
- " Aからイ見通し線とCからE見通し線との交差点
- 漁場の区域 A口、ロC、CBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七二号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町旧家島塩田地先

点の位置

- 基点A 井島ナカ鼻西端
- " B 家島南端
- " C 向島ナカ鼻西端
- " D 向島南西端
- " E 直島港本村地区新防波堤東屈曲部(古波止基部)
- " F 吉野石膏南側高頂
- " G 安野島南西端
- " H 局島南端
- " I 家島白石
- " J 家島白石鼻浜根
- 点イ AからB見通し延長線とCからJ見通し線との交差点
- " AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点
- " H DからG見通し線とEからH見通し線との交差点
- " EからH見通し線とFからI見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七三号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町家島西地先

点の位置

- 基点A 家島白石鼻西端
 - " B 家島山の神鼻西端
 - " C 重石ノ鼻高頂(八六メートル)
 - " D 三菱マテリアル(株)直島精錬所煙突
 - 点イ AからD見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 - " BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イ口、口Bの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七四号（はまち、雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町家島北地先

点の位置

基点 A 寺島早崎北端

" B 局島南端

" C 井島ヘラガ崎西端

" D 井島ナカ鼻西端

" E 八口島北端

" F 八口島中央（北側南端）

" G 家島ミヤマ尻鼻

" H Gから海岸沿い南へ一〇〇メートルのところ

点 I AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点

" O AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点

漁場の区域 G、I、O、E、F、Hの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七五号（はまち、雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町局島西地先

点の位置

基点 A 局島イチジク鼻西端

" B 局島南端

" C 下島島南端

" D 上島島南端

点 I AからC見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" O BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 A、I、O、Bの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町
計画番号区第八七六号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島西地先
点の位置

基点 A 京ノ上臈島西鼻

" B 京ノ上臈島中鼻

漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七七号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島北地先
点の位置

基点 A 京ノ上臈島東の北端

" B 京ノ上臈島北東の高頂

" C 京ノ上臈島北西の高頂

" D 京ノ上臈島西の北端

" E 杵島南西端

" F 杵島南東端

" G 喜兵衛島東端

" H 岡山県玉野市後閑神社

点 I BからC見通し線と東側の最大高潮時海岸線との交差点

" O BからC見通し線と西側の最大高潮時海岸線との交差点

" H DからG見通し線とEからF見通し延長線との交差点

" AからH見通し線とEからF見通し延長線との交差点

漁場の区域 I、O、D、H、八二、二Aの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八七八号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町杵島北地先
点の位置

基点 A 杵島中の北端

" B 杵島西の北端

” C 喜兵衛島南西端
 点 イ AからC見通し線上Aから五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、イBの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町
 計画番号区第八七九号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 香川郡直島町喜兵衛島北地先
 点の位置

基点A 喜兵衛島北東部高頂
 ” B 喜兵衛島西の北端
 点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 漁場の区域 イからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町
 計画番号区第八八〇号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 香川郡直島町牛ヶ首島東地先
 点の位置
 基点A 牛ヶ首島中央の高頂(四九メートル)
 ” B 一軒屋鼻東端
 ” C 大八タゴ島南端
 ” D 一ツ石
 ” E 岡山県玉野市投石
 ” F 丸山北東端
 ” G 丸山南西端
 ” H アナジ鼻東端

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点
 ” 口 AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 ” ハ EからH見通し線とCからF見通し線との交差点
 ” ニ EからH見通し線とBからG見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

魚類小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八八一号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町牛ヶ首島西地先

点の位置

- 基点A 牛ヶ首島北西端
- " B 牛ヶ首島南西端
- " C 直島獅子渡ノ鼻高頂
- " D 岡山県玉野市モロ礁北端
- " E 岡山県玉野市前丁場タヌキ山高頂(九二メートル)
- 点イ AからE見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
- " ロ BからD見通し線とCからイ見通し線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八八二号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町葛島西地先

点の位置

- 基点A 葛島南西端
- " B 荒神島大石鼻北端
- " C 岡山県玉野市蛸崎鼻東端
- " D トビス中央
- " E 岡山県玉野市瀬越鼻南西端
- " F 葛島高頂(一〇五メートル)
- 点イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点
- " ロ DからF見通し線とBからE見通し線との交差点
- " ハ DからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八八三号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町荒神島北地先

点の位置

基点 A 荒神島タラエモン鼻北端

" B 荒神島大石鼻高頂

" C 荒神島大石鼻北端

" D 葛島南西端

" E 風戸山高頂(一一八メートル)

点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

" ロ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 ロA、AI、ICの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第八八四号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

点の位置

基点 A (株)関西物産埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱

" B Aから真方位三七度五五分七二八メートルのところに設置したコンクリート標柱

点 イ Aから真方位三四八度二五分一八六メートルのところ

" ロ Aから真方位〇度三〇分三六〇メートルのところ

" ハ Aから真方位一三度〇〇分五二〇メートルのところ

" ニ Aから真方位二五度三〇分六二メートルのところ

漁場の区域 AI、イロ、ロハ、ハニ、ニBの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

第一種区画漁業

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区八八五号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町乃生地先

点の位置

基点A 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

" B 旧乃生塩田防砂堤基部より突端へ三〇メートルのところ

" C 旧乃生塩田北護岸東角から護岸沿い西へ一〇〇メートルのところ

" D 乃生海岸南防砂堤突端

" E 乃生海岸北防砂堤突端

" F 旧乃生塩田北護岸西角より護岸沿い東へ二〇〇メートルのところ

" G 岡山県玉野市新割山高頂(二三四メートル)

" H 岡山県玉野市宮田山高頂(二二二メートル)

点イ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点

" O AからE見通し線とFからG見通し線との交差点

" H DからB見通し線とCからH見通し線との交差点

" D DからB見通し線とFからG見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第八八六号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市沙弥島東地先

点の位置

基点A 沙弥島北端

" B 沙弥島天狗岩

" C 番ノ州埋立地北西護岸西角

" D 丸亀市本島町龜山鼻

点イ BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

" O BからD見通し線とAからイ見通し線との交差点

漁場の区域 A、O、OBの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、罟網漁場区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第八八七号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市岩黒漁港地先

点の位置

基点A 岩黒漁港北防波堤基部

" B 岩黒漁港北防波堤突端から基部へ四〇メートルのところ

- " C 高松市小槌島北端
 - " D 高松市大槌島南端
 - 点 イ AからD見通し線上Aから二〇メートルのところ
 - " 口 BからC見通し線上Bから一五メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イ口、口Bの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石
- 計画番号区第八八八号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市檀石漁港地先

点の位置

- 基点 A 檀石漁港東防波堤突端から基部へ一〇〇メートルのところ
- " B 檀石漁港東防波堤突端から基部へ五〇メートルのところ
- " C 岡山県釜島南端
- " D 岡山県釜島高頂
- 点 イ AからD見通し線上Aから二〇メートルのところ
- " 口 AからD見通し線上Aから七〇メートルのところ
- " 八 BからC見通し線上Bから七〇メートルのところ

- " 二 BからC見通し線上Bから二〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石
- 計画番号区第八八九号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸龜市本島町向島地先

点の位置

- 基点 A 向島東端
 - " B 坂出市羽佐島南端
 - " C モジガ鼻北東端
 - " D 向島南西端
 - 点 イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イDの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期

魚類小割式養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区八九〇号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

点の位置

- 基点A 福田東護岸北端
 - " B 本島町フクベ鼻北端
 - " C 岡山県六口島南端
 - " D タコツボ鼻北端
 - " E 大浦地区護岸北端
 - " F 大浦墓地防砂堤東側基部
 - 点イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
 - " 口 BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イ口、B口の三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区八九一号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

点の位置

- 基点A 福田漁港西防波堤突端
 - " B 広島町芦大浦鼻東端
 - " C 福田ミチリ鼻西端
 - " D カブラ崎鼻西端
 - 点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第八九二号(はまち、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町尻浜地先

点の位置

基点A 広島町芦大浦鼻東端

" B カラス小島東端

" C 福田西護岸北から一番目の階段口

" D ハナズラ鼻北西端

点 イ DからB見通し線とCからA見通し線との交差点

漁場の区域 Dイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第八九三号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市広島町江ノ浦地先

点の位置

基点A エンド鼻

" B 釜の越船だまり北防波堤突端

" C 釜の越埋立地北護岸東角

" D 本島漁協広島出張所事務所西側排水口中央

" E 江ノ浦港白灯台

" F いの鼻

" G 三野町弥谷山高頂

" H 下真島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

" ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

" ハ DからG見通し線とEからB見通し線との交差点

" ニ DからG見通し線とFからA見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名称	時期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町

計画番号区第八九四号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市広島町茂浦地先

点の位置

基点 A 茂浦漁港北防波堤突端

" B なきりトンビ石

" C 桜の鼻西端

" D 手島町ニワトリ鼻東端

" E 茂浦西の鼻北端

点 イ CからD見通し線上Cから四〇〇メートルのところ

" ロ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

" ハ BからE見通し線上ロからEへ四〇〇メートルのところ

漁場の区域 イC、Cロ、ロハ、ハイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町

(一) 計画番号区第八九五号(はまち、まだい、雑魚)

漁場の位置及び区域 丸亀市広島町小手島小田浜地先

点の位置

基点 A 牛が首西端

" B 多度津町小島東端

" C キリモ鼻西端

" D 多度津町佐柳島北端

点 イ AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから二五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 丸亀市広島町小手島

(一) 計画番号区第八九六号(まだい、雑魚)

漁場の位置及び区域 仲多度郡多度津町堀江港地先

点の位置

基点 A 多度津町堀江八幡宮

" B 蛭子港一号防波堤基部

" C 蛭子港一号防波堤突端

" D 丸亀市広島町ドンドロ山高頂(三二二メートル)

" E 丸亀市広島町羽節岩灯標

" F 堀江港東防波堤基部

点 イ FからE見通し線とBからC見通し延長線との交差点

" ロ AからD見通し線とBからC見通し延長線との交差点

- " 八 AからD見通し線上口からDへ三〇〇メートルのところ
 - " 二 FからE見通し線上イからEへ三〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字多度津
- 計画番号区第八九七号(まだい、雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 仲多度郡多度津町蛭子港地先
- 点の位置

- 基点A 丸亀市広島町羽節岩灯標
- " B 丸亀市昭和町(株)東洋テックス煙突
- " C 蛭子港二号防波堤基部から護岸沿い北東へ五五メートルのところ
- " D 蛭子港一号防波堤基部
- " E 蛭子港一号防波堤突端
- " F 波止浜造船加工場南東端
- 点イ FからB見通し線と護岸との交差点
- " 口 FからB見通し線上イからBへ五〇メートルのところ
- " 八 FからB見通し線とCからA見通し線との交差点

- " 二 DからE見通し延長線とCからA見通し線との交差点
- 漁場の区域 D口、口八、八二、二Eの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字多度津
- 計画番号区第八九八号(雑魚)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 仲多度郡多度津町東港町ひらめ養殖場地先
- 点の位置

- 基点A 蛭子港三号防波堤基部から護岸沿い北東へ五五メートルのところ
- " B 蛭子港二号防波堤突端
- " C Bから基部へ一〇メートルのところ
- " D 蛭子港一号防波堤基部
- " E 蛭子港一号防波堤突端
- " F 丸亀市広島町羽節岩灯標
- 点イ AからF見通し線とDからE見通し延長線との交差点
- " 口 Bからイ見通し線上Bから二〇メートルのところ
- " 八 CからE見通し線上Cから一〇メートルのところ

「二 D から E 見通し延長線上 E から一〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字多度津

計画番号区第八九九号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島東側地先
 点の位置

- 基点 A (株)四国建機多度津工場北端
 " B 弥谷山高頂(三八二メートル)
 " C 福島神社
 " D 亀笠島南端
 " E 亀笠島高頂
 " F 佐柳島高頂(二四八メートル)
 " G 小島西端
 " H 高見島西端
 点 イ A から D 見通し線と C から G 見通し線との交差点
 口 C から G 見通し線と A から E 見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第九〇〇号(まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見浦地先
 点の位置

- 基点 A 高見港浦地区南防波堤突端
 " B 高見港浜地区北防波堤突端
 " C 多度津町立高見小学校北端
 " D 高見港浜地区旧北防波堤基部
 点 イ A から B 見通し線上 A から一〇〇メートルのところ
 口 B から A 見通し線上 B から一〇〇メートルのところ

- 「 八 D から口見通し延長線上口から三〇〇メートルのところ
 「 二 C から口見通し延長線上口から三〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 仲多度郡多度津町高見
 計画番号区第九〇一号(はまち)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町高見古宮地先

点の位置

- 基点A 古宮神社鳥居
 「 B A から海岸沿い北西へ一〇〇メートルのところ
 「 C B から海岸沿い北西へ六〇〇メートルのところ
 「 D 坂出市小瀬居島北端
 「 E 丸亀市牛島ハッセン鼻
 点イ B からE見通し線上Bから二〇〇メートルのところ
 「 ロ C からD見通し線上Cから二五〇メートルのところ
 「 ハ C からD見通し線上口からDへ六〇〇メートルのところ
 「 ニ B からE見通し線上イからEへ五〇〇メートルのところ

- 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 地元地区 仲多度郡多度津町高見
 計画番号区第九〇二号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字志々島横尾地先

点の位置

- 基点A 宮城鼻南端
 「 B 高谷鼻北端
 「 C 志々島西端
 「 D 塩生山高頂(一四〇メートル)
 点イ A からB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 「 ロ C からD見通し線上Cから三八〇メートルのところ
 「 ハ C からD見通し線上Cから五八〇メートルのところ
 「 ニ A からB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字志々島

計画番号区第九〇三号（はまち、まだい、雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島馬城地先

点の位置

- 基点 A 城山高頂
 " B 天神山高頂
 " C 馬城埋立地護岸東端
 " D ヤマンバシ防砂堤突端
 " E 紫谷山高頂
 " F 不天丸岩
 " G 志々島南端
 " H 妙見山高頂
 " I 伊砂子鼻東端
 点 イ BからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 " ロ AからG見通し線とBからH見通し線との交差点
 " ハ DからF見通し線とEからI見通し線との交差点
 " ニ HからH見通し線とAからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ、ロ、二、ハ、D、Cの五直線と最大高潮時海岸線に囲

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島

計画番号区第九〇四号（雑魚）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島太子地先

点の位置

- 基点 A ヤマンバシ防砂堤基部
 " B 志々島南端
 " C 多度津町桃陵公園高頂
 " D 妙見山高頂
 " E 蛭子鼻東端
 " F 一の宮鼻鳥居
 " G 櫻崎南端
 点 イ AからD見通し線とFからB見通し線との交差点
 " ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点
 " ハ EからC見通し線とGからD見通し線との交差点
 " ニ FからB見通し線とGからD見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島

計画番号区第九〇五号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島北浦地先

点の位置

基点A 東風浜保護水面標柱

" B 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)

" C シンダ鼻北西端

" D 紫谷山高頂

" E 馬城防砂堤中央

" F 東風浜防砂堤突端

点イ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

" ロ AからE見通し線とFからB見通し線との交差点

" ハ AからD見通し線とFからB見通し線との交差点

漁場の区域 イE、Eロ、ロハ、ハイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字粟島

計画番号区第九〇六号(はまち、まだい、雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町清正公地先

点の位置

基点A ゴマジリ大西の鼻西端

" B 塩生山高頂

" C 香田大滑走路跡東基部

" D 粟島水尻防波堤突端

" E 粟島立髪鼻東端

" F 三玉岩灯標

点イ BからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

" ハ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハAの三直線とAイ間の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

た区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字詫間
計画番号区第九〇七号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町須田地先

点の位置

- 基点 A トノワキ鼻西端
 - " B 香田東滑走路跡西基部
 - " C 須田港防波堤基部
 - " D 粟島城山高頂
 - " E 神島化学工場事務所東端
 - 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 - " ロ DからC見通し線上イからCへ二五〇メートルのところ
- 漁場の区域 C口、ロEの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、CE間最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートルの区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字詫間
計画番号区第九〇八号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字生里ジノクチ地先

点の位置

- 基点 A 西詫間漁業協同組合三崎支所事務所北端
 - " B 生里漁港第一防波堤砂止突端
 - " C 十字石
 - " D 愛媛県越智郡魚島南端
 - " E 生里漁港第三防波堤突端
 - " F 生里漁港第三防波堤基部
 - 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 - " ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、EF間沖出し二〇メートルの区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字生里

計画番号区第九〇九号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字生里コバカマ鼻地先

点の位置

基点 A コバカマ鼻北端

" B 一の宮鼻南端

" C 十字石

点 イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字生里

計画番号区第九一〇号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜鴨の越地先

点の位置

基点 A 鴨の越護岸中央昇降口

" B 小干鼻北端

" C 名部戸中水門

" D 詫間町、仁尾町境界

" E 仁尾町大薦島帆解崎防波堤基部

" F 香川県、愛媛県境界(余木崎)

" G 観音寺市大股島北端

" H 丸山島南端

" I 丸山島大岩

点 イ AからF見通し線とIからC見通し線との交差点

" 口 BからF見通し線とIからC見通し線との交差点

" ハ AからF見通し線上イからFへ六〇メートルのところ

" ニ BからF見通し線上口からFへ六〇メートルのところ

" ホ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

" ヘ HからE見通し線とDからG見通し線との交差点

" ト HからE見通し線とAからF見通し線との交差点

漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トハの五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 地元地区 三豊郡詫間町大字大浜
計画番号区第九一一号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡仁尾町大薦島地先

点の位置

基点A 岩井戸

" B 天神山北端

" C 仁尾港A地区護岸南西端

" D 小薦島東端

" E 薦島海水浴場南端角

" F 大薦島大鳥居

" G 帆解崎防波堤基部

" H 帆解崎防波堤突端

点イ AからD見通し線とHからB見通し線との交差点

" 口 AからD見通し線とFからC見通し線との交差点

" ハ FからC見通し線とEからG見通し線との交差点

" ニ BからH見通し線と上イからHへ五〇メートルのところ

" ホ AからD見通し線と平行にニから南へ八〇メートルのところ

" ヘ AからD見通し線上イからDへ六六メートルのところ

漁場の区域 Hニ、ニホ、ホへ、へ口、口ハ、ハGの六直線と最大高潮時海岸

線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- い。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡仁尾町
計画番号区第九一二号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市室本港地先

点の位置

基点A 室本港北浜埋立地北護岸基部

" B 室本港北防波堤基部

" C 室本港北防波堤青灯台

" D 伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

" E 詫間町三崎突端

" F 仁尾町大薦島高頂(九一メートル)

点イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

" 口 AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

" ハ CからE見通し線と上口からEへ七〇メートルのところ

" ニ BからF見通し線上イからFへ七〇メートルのところ

" ホ AからF見通し線上イからFへ七〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	四月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 観音寺市室本町

計画番号区第九一三号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡豊浜町大字和田浜地先

点の位置

基点A 豊浜港新防波堤基部

" B 高須賀埋立地南西角

" C 吉田川右岸護岸突端

" D Cから海岸沿い北へ一五〇メートルのところ

" E 箕浦漁港東防波堤基部

" F 観音寺市伊吹町赤崎

点イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点

" BからE見通し線とDからF見通し線との交差点

" BからE見通し線とCからF見通し線との交差点

" AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡豊浜町

計画番号区第九一四号(雑魚)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市伊吹町東部地先

点の位置

基点A 大川清治加工場護岸南端

" B (有)マルマ水産加工場護岸北端

" C 観音寺港北防波堤灯台

" D 観音寺港赤灯台

点イ AからD見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ

" AからD見通し線上Aから一五〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 観音寺市伊吹町
計画番号区第一〇〇一号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市大谷川尻地先

点の位置

基点A 徳島県鳴門市北灘町吉崎北端

" B 大谷川尻

" C 引田港北防波堤基部

" D 松島西端

点イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

" 口 BからD見通し線とCからH見通し線との交差点

" ハ AからC見通し線と平行に口から東へ三〇〇メートルのところ

" ニ AからC見通し線と平行に口から西へ二〇〇メートルのところ

" ホ AからC見通し線と平行に口から西へ二〇〇メートルのところ

" ヘ AからC見通し線と平行に口から西へ二〇〇メートルのところ

漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第一〇〇二号(あかがい)

漁場の位置及び区域 東かがわ市松原地先

点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤赤灯台

" B 白鳥港新川防波堤基部

" C 恵比須天神中央社

" D 不動明王

" E さぬき市鷹島高頂

" F 池田町地蔵崎

" G 双子島西端

" H 白岩

点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

" 口 BからD見通し線とCからH見通し線との交差点

" ハ CからE見通し線とBからD見通し線との交差点

" ニ CからE見通し線とDからG見通し線との交差点

" ホ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニホ、ホイの五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第一〇〇三号（あかがい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市須賀地先

点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤赤灯台

" B 湊川西側護岸防砂堤突端

" C 秋葉山高頂（九七メートル）

" D 湊、三本松境界

" E 丸亀島北端

" F さぬき市虎ヶ鼻北端

" G 一ツ島高頂

" H 鹿浦越崎北端

点イ AからE見通し線とBからG見通し線との交差点

" ロ AからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

" ハ HからF見通し線とCからD見通し延長線との交差点

" ニ HからF見通し線とBからG見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名称	時期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号区第一〇〇四号（あかがい）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市横内地先

点の位置

基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角

" B 小磯漁港北防波堤東端

" C 虎丸山高頂

" D 丸亀島南端

" E さぬき市丸山鼻赤鼻

" F 鹿浦越崎北端

" G Fから海岸沿い南西へ三メートルのところ

" H 白鳥港新川防波堤赤灯台

" I 天理教東讃分教会中央

点イ CからA見通し延長線とHからD見通し線との交差点

" ロ CからB見通し延長線とHからD見通し線との交差点

" ハ CからB見通し延長線上口から北へ一メートルのところ

" ニ CからB見通し延長線とEからG見通し線との交差点

" ホ EからG見通し線上二からGへ一メートルのところ

" ヘ CからI見通し延長線とホからF見通し線との交差点

" ト CからI見通し延長線とHからD見通し線との交差点

漁場の区域 ハホ、ホへ、へト、トイ、イハの五直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名称	時期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

い。
 (四) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
 計画番号区第一〇〇五号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田地先

点の位置

基点A 宇多津町吉田埋立地西護岸南角防波堤基部

" B Aから護岸沿い北へ一〇〇メートルのところ

" C Bから護岸沿い北へ五〇メートルのところ

" D 多度津町高見島南端

" E 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)

点イ BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

" 口 BからD見通し線上Bから五〇〇メートルのところ

" ハ CからE見通し線上Cから五〇〇メートルのところ

" ニ CからE見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第一〇〇六号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島西側地先

点の位置

基点A 唐戸

" B 亀笠島高頂

" C 亀笠島北西端

" D 岩島高頂

" E 多度津町、三野町境界

" F 詫間港運會館

" G 西港町矢板防波堤基部

点イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" 口 BからA見通し線とFからG見通し線との交差点

" ハ EからD見通し線とFからG見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、口ハ、ハD、DCの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第一〇〇七号(あかがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜地先

点の位置

基点A 艾鼻排水口

” B 大浜漁港一号防波堤基部

” C 大浜砂浜南端

” D キスゴ山西端

” E 丸山島南西端

” F 観音寺市伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

” G 観音寺市円上島北端

” H 肥地木明神社

点イ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点

” CからF見通し線とDからA見通し線との交差点

” H CからF見通し線とEからH見通し線との交差点

” BからG見通し線とEからH見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名称	時期
あかがい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡詫間町大字大浜

計画番号区第一〇〇八号(あさり、はまぐり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡大野原町三豊干拓地先

点の位置

基点A 観音寺港北防波堤灯台

” B 三豊干拓西護岸中央排水樋門南基部から護岸沿い南へ二〇〇メートルのところ

” C 花稻漁港4号防波堤基部から護岸沿い北へ一〇〇メートルのところ

” D 豊浜港赤灯台

” E 観音寺市大股島北端

” F 観音寺市伊吹町赤崎と観音寺市大股島高頂との中央

点イ BからF見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

” CからE見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

” H AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

” AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名称	時期
あさり養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡大野原町

計画番号区第一〇〇九号(あさり、はまぐり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡大野原町花稻漁港地先

点の位置

基点A 花稻漁港新防波堤基部

" B 花稻漁港新防波堤中央屈折部

" C 観音寺市大股島北端

" D 大野原町、豊浜町境界

点イ AからB見通し延長線上Bから一〇〇メートルのところ

" ロ DからC見通し線上Dから三〇〇メートルのところ

漁場の区域 Bイ、イロ、ロDの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あさり養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(四) 地元地区 三豊郡大野原町

計画番号区第一〇一〇号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市財田川尻

点の位置

基点A 煉瓦堤防灯台

" B 観音寺港赤灯台

" C 観音寺市立老人憩の家西端

" D 蛭子神社西端

点イ AからB見通し線と観音寺港北防波堤との交差点

" ロ CからD見通し線と財田川右岸護岸との交差点

" ハ CからD見通し線と財田川左岸護岸との交差点

漁場の区域 Aイ、ロハの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あさり養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・作田町

計画番号区第一〇一一号(はまぐり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市有明浜地先

点の位置

基点A 煉瓦堤防基部

" B 伊吹町赤崎灯台

" C 琴弾廻廊西側護岸北端

点イ Aから突端へ五〇メートルのところ

" ロ Aから突端へ一五〇メートルのところ

" ハ CからB見通し線上Cから一五〇メートルのところ

" ニ CからB見通し線上Cから二〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、ハニ、ニイの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種区画漁業

名称	時期
はまぐり養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

- (四) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町

2 存続期間

区画漁業（真珠養殖業）

平成十六年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

特定区画漁業

平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

3 免許予定日 平成十六年一月一日

4 免許申請期間 平成十五年十二月一日から同月五日十七時まで

三 定置漁業

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号第一号（定置）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位二六度四五分六二〇メートルのところ

点の位置

基点A 安戸池北口

点イ Aから真方位二六度四五分六二〇メートルのところ

点ロ Aから真方位二六度四五分五二〇メートルのところ

点ハ イから口見通し線と直角に口から北西へ四五〇メートルのところ

点ニ イから口見通し線と直角にイから北西へ四五〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

定置漁業

名称	時期
あじ定置網漁業	六月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原

計画番号第二号（定置）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位二六度四五分五二〇メートルのところ

点の位置

基点A 安戸池北口

点イ Aから真方位二六度四五分五二〇メートルのところ

点ロ Aから真方位二六度四五分四〇〇メートルのところ

点ハ イから口見通し線と直角に口から北西へ四五〇メートルのところ

点ニ イから口見通し線と直角にイから北西へ四五〇メートルのところ

点ホ イから口見通し線と直角にイから南東へ四五〇メートルのところ

点ヘ イから口見通し線と直角にイから南東へ四五〇メートルのところ

漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

定置漁業

名称	時期
あじ定置網漁業	六月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原
計画番号定第三号(定置)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市旧普水村、丹生村境界から真方位二五度四五分七五〇メートルのところ
〇メートルのところ

点の位置

基点A 旧普水村、丹生村境界

点イ Aから真方位二五度四五分七五〇メートルのところ

ロ Aから真方位二五度四五分六四〇〇メートルのところ

ハ イから口見通し線と直角に口から北西へ四五〇メートルのところ

ニ イから口見通し線と直角にイから北西へ四五〇メートルのところ

ホ イから口見通し線と直角にイから南東へ四五〇メートルのところ

ヘ イから口見通し線と直角に口から南東へ四五〇メートルのところ

漁場の区域 八二、二ホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	六月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(2) 共第三〇七号桝網漁業権行使者と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号定第四号(定置)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市丸亀島沖

点の位置

基点A 東かがわ市丸亀島高頂

点イ Aから真方位三六度四五分五二〇メートルのところ

ロ Aから真方位三六度四五分四一〇〇メートルのところ

ハ イから口見通し線と直角にイから南東へ四五〇メートルのところ

ニ イから口見通し線と直角に口から南東へ四五〇メートルのところ

ホ イから口見通し線と直角に口から北西へ四五〇メートルのところ

ヘ イから口見通し線と直角にイから北西へ四五〇メートルのところ

漁場の区域 八二、二ホ、ホへ、へハの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	六月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(2) 共第三〇七号桝網漁業権行使者と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 地元地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

2 存続期間 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

3 免許予定日 平成十六年一月一日

4 免許申請期間 平成十五年十二月一日から同月五日十七時まで

四 共同漁業

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び関係地区

計画番号共第一号(あわび、さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市須賀地先

点の位置

基点A 女島高頂

ロ B 三本松港一文字防波堤灯台

ハ C AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

" D 白鳥本町、湊境界 (不動産)

" E 兵庫県男鹿島高頂

" F 兵庫県西島高頂

点 イ DからE見通し線上Dから二〇〇メートルのところ

" ロ CからF見通し線上Cから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 Dイ、C口の二直線とCD間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、湊川にあつては兩岸突端を結んだ線までとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第二号(あわび、さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市住吉鼻地先

点の位置

基点A 袖無鼻北端

" B 住吉鼻北端から海岸沿い南西へ一五〇メートルのところ

" C 女島北西端

" D さぬき市鵜部鼻

" E 女島南東端

" F 一ツ島高頂

点 イ AからF見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イE、ロBの三直線と丸亀島、女島周沖出し二〇〇メートルの只曲線及びAB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第三号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市女島地先

点の位置

基点A 女島南西端

" B 住吉鼻北端

" C 女島南東端

" D 小山の鼻北端

点 イ AからB見通し線上Aから二〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから二〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し二〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	あさり 漁業
時 期	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 東かがわ市小磯

計画番号共第四号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市丸亀島地先

点の位置

基点 A 丸亀島北西端

" B 女島北西端

" C 丸亀島南東端

" D 女島南東端

点 イ AからB見通し線上Aから二〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから二〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Cロの二直線とAC間沖出し二〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	あさり 漁業
時 期	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 東かがわ市小磯

計画番号共第五号(あわび、さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市網島地先

点の位置

基点 A 打伏の鼻

" B 網島北西端

" C 網島北東端

" D さぬき市津田町鷹島東端

" E 丸亀島北西端

点 イ BからA見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

" ロ CからE見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

" ハ Dからロ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

" ニ Dからイ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 イニ、ロハの二直線とBC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	あわび 漁業	時 期	一月一日から十二月三十一日まで
	さざえ 漁業		一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ 漁業		一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第六号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市網島地先

点の位置

<p>(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種共同漁業</p> <p>基点A 絹島東端 " B 絹島西端 " C 絹島南端 " D 丹生角ヶ鼻北端 " E 東かがわ市、さぬき市境界 " F 馬篠漁港北防波堤突端</p> <p>点イ AからD見通し線上Aから一〇〇メートルのところ " BからE見通し線上Bから二〇〇メートルのところ " CからF見通し線上Cから一〇〇メートルのところ</p> <p>漁場の区域 Aイ、イハ、ハロ、ロBの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p>	<p>(二) 制限又は条件</p> <p>(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(四) 関係地区 東かがわ市馬篠</p> <p>計画番号共第七号(あわび、さざえ、なまこ)</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域</p> <p>漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先</p> <p>点の位置 基点A 西頭白岩中央 " B 東頭白岩中央</p> <p>漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲一〇〇メートルの区域</p> <p>(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種共同漁業</p>
---	---

<p>(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期</p> <p>第一種共同漁業</p> <p>基点A 弁天島西端 " B お旅所北端 " C 名古島北端 " D 吉見漁港北防波堤突端 " E 名古島東端 " F 西頭白岩中央 " G 長磯北端 " H 東かがわ市丸亀島北端 " I 脇元漁港北防波堤中央屈折部(基部側)</p> <p>点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ " CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ " EからF見通し線上Eから一〇〇メートルのところ " GからH見通し線上Gから一〇〇メートルのところ " H IからH見通し線上Iから二八〇メートルのところ</p> <p>漁場の区域 Aイ、イロ、ハニ、ニホ、ホIの五直線とCE間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p>	<p>(二) 制限又は条件</p> <p>(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽</p> <p>計画番号共第八号(あわび、さざえ、なまこ)</p> <p>(一) 漁場の位置及び区域</p> <p>漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽部地先</p> <p>点の位置</p>
--	---

名 称	時 期
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第九号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽弁天地先

点の位置

基点A 弁天島西端

" B 東代川尻右岸防波堤突端

漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第一〇号(あわび、さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町ノカベ岩地先
漁場の区域 ノカベ岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第一一号(あわび、さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町猿子島地先

漁場の区域 猿子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第一二号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田釜居谷・本小田地先

点の位置

基点A 小田漁港外防波堤基部

" B 虎ヶ鼻突端

" C 土庄町黒崎鼻

" D 内海町大角鼻灯台

点イ AからC見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第一三号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田西浜・興津地先

点の位置

基点A 西浜護岸西端

" B 内海町大福部島高頂

" C 苦張漁港外防波堤基部

" D 池田町地蔵崎灯台

点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" CからD見通し線上Cから一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第一四号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田大串地先

点の位置

基点A 小林の鼻

" B 内海町大角鼻

" C 大串崎

- 〃 D 池田町長者ヶ鼻
 点 イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 〃 〇 CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び
 最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (四) 関係地区 さぬき市小田
 計画番号共第一五号(あさり)
 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 さぬき市鴨庄二本木地先
 点の位置
 基点A 二本木鼻
 〃 B 大谷
 〃 C 小串崎北端
 〃 D 小串高頂
 点 イ BからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 〃 〇 BからD見通し線上イからDへ五〇メートルのところ
 〃 八 AからC見通し線上Aから五〇メートルのところ
 漁場の区域 A八、イ口の二直線とAイ間沖出し五〇メートルの只曲線及び最

- 大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|--------|-----------------|
| あさり 漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

- (三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (四) 関係地区 さぬき市鴨庄
 計画番号共第一六号(あさり)
 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 さぬき市長浜漁港南地先
 点の位置
 基点A 長浜漁港南埋立地南護岸基部
 〃 B 長浜漁港南三差路
 〃 C 小串高頂
 点 イ Aから護岸沿い西へ五〇メートルのところ
 〃 〇 BからC見通し線上Bから五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し五〇メートルの只曲線及び最
 大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|--------|-----------------|
| あさり 漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
- (三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市鴨庄
計画番号共第一七号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市白方漁港東地先

点の位置

基点A 白方漁港東防波堤基部

" B 土庄町大深山高頂(二二七メートル)

" C 鴨部川尻白方水門中央

点イ Aから突端へ五〇メートルのところ

" ロ CからB見通し線上Cから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し五〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第一八号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦地先

点の位置

基点A 小串石川直助宅走出

" B 庵治町高島東端

" C 小串崎北端

" D 庵治町高島高頂

" E 室沖漁港北防砂堤基部

" F 牟礼港赤灯台

点イ AからB見通し線上Aから二〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから二〇メートルのところ

" ハ CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ

" ニ EからF見通し線上Eから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、ロハ、Eニの三直線とAC間沖出し二〇メートル及びC E

間沖出し五〇メートルの只曲線並びに最大高潮時海岸線に囲まれた

区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第一九号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄室沖地先

点の位置

基点A 室沖漁港防波堤基部

" B 蜂ヶ鼻西端

" C 権現鼻南端

" D 灯籠鼻防波堤突端

点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し五〇メートルの只曲線及び最

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第二〇号(えむし、あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡牟礼町地先
点の位置

- 基点A 大字原西の川尻中央
- " B 牟礼港川東地区埋立地南端
- " C さぬき市小串崎
- " D さぬき市小串高頂

点イ AからC見通し線上Aから四〇メートルのところ
" BからD見通し線上Bから四〇メートルのところ

漁場の区域 AI、口Bの二直線とAB間沖出し四〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 木田郡牟礼町

計画番号共第二二号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町篠尾地先

点の位置

- 基点A 大鼓鼻
- " B 平谷鼻
- " C 高島北端
- " D さぬき市大串崎

点イ BからC見通し線上Bから二〇〇メートルのところ
" AからD見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 BI、A口の二直線とAB間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ漁業	五月一日から八月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならぬ。

(四) 関係地区 木田郡庵治町 計画番号共第二三三号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 木田郡庵治町高島地先 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ 漁業	五月一日から八月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
(三) 制限又は条件 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。 (四) 関係地区 木田郡庵治町 計画番号共第二三三号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 木田郡庵治町北部地先 点の位置 基点A 江ノ浦埋立地西側護岸北角から護岸沿い南へ五〇メートルのところ " B 平谷鼻 " C 土庄町大余島東端 点イ 江ノ浦埋立地西護岸北延長線と最大高潮時海岸線との交差点 " 口 BからC見通し線上Bから八〇メートルのところ	

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とイB間沖出し八〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ 漁業	五月一日から八月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
(三) 制限又は条件 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。 (四) 関係地区 木田郡庵治町 計画番号共第二四号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 木田郡庵治町稲毛島地先 漁場の区域 稲毛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートル以内の区域 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ 漁業	五月一日から八月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 木田郡庵治町

- (一) 漁場の位置及び区域
 計画番号共第二五号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

漁場の位置 木田郡庵治町兜島・鎧島地先
 点の位置

- 基点 A 鎧島南東端
- " B 鎧島南西端
- " C 兜島南西端
- " D 兜島北西端
- " E 兜島北端
- " F カナワ岩灯台
- " G 兜島南東端
- " H 土庄町豊島礼田崎
- " I 土庄町小豊島西端
- " J 池田町二面観音崎
- " K 稲毛島北端
- " L 江の浜東ノ鼻
- " M 大島東端
- 点 イ AからL見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
- " BからM見通し線上Bから三〇〇メートルのところ
- " CからH見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
- " DからH見通し線上Dから一〇〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ 漁業	五月一日から八月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 木田郡庵治町

- (一) 漁場の位置及び区域
 計画番号共第二六号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

漁場の位置 木田郡庵治町大島地先
 点の位置

- 基点 A 大島アバギの鼻西端
- " B 矢竹島南端
- " C 大島北端
- " D 大島北東端
- " E 大島東浦護岸南端

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ 漁業	五月一日から八月三十一日まで

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

- " F 大島南東端
- " G 大島メクチ鼻
- " H 大島南西端
- " I 高松市女木島高頂(二二七メートル)
- " J 高松市男木島南端
- " K 土庄町小豊島西端
- " L 兜島北端
- " M 鑑島北端
- " N 稲毛島南端
- " O 御殿山根太鼻
- " P ハジキ鼻
- " Q 高松市屋島長崎鼻
- 点 イ AからI見通し線上Aから五〇メートルのところ
- " ロ BからJ見通し線上Bから五〇メートルのところ
- " ハ CからK見通し線上Cから五〇メートルのところ
- " ニ DからL見通し線上Dから一〇〇メートルのところ
- " ホ EからM見通し線上Eから五〇メートルのところ
- " ヘ FからN見通し線上Fから五〇メートルのところ
- " ト FからO見通し線上Fから五〇メートルのところ
- " チ GからP見通し線上Gから五〇メートルのところ
- " リ HからQ見通し線上Hから五〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リイの九直線と大島及び矢竹島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 木田郡庵治町

計画番号共第二七号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町伝法川尻及び余島地先

点の位置

- 基点A 伝法川橋南西端から護岸沿い南へ一五〇メートルのところ
- " B 小豆(アズキ)島南端
- " C 池田町飛崎南端
- " D 仏崎南端
- 点 イ Aから真方位四五度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点
- " ロ Aとイの中央点
- " ハ ロからC見通し線とDからB見通し延長線との交差点

漁場の区域 Aロ、ロハ、ハDの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び仏崎・弁天島・中余島・大余島周囲最大高潮時海岸線から沖出し

一〇〇メートル以内の区域。ただし、王子前漁港泊地内は除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号共第二八号(わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦北地先

点の位置

基点A 家浦、唐櫃境界(深谷川尻)

" B 岡山県岡山市幸西外波崎

" C 甲崎

" D 直島町井島戸尻鼻

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、硯漁港泊地内、家浦港内を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第二九号(わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦南地先

点の位置

基点A 坊主ノ鼻

" B 高松市女木島西端

" C 保崎

" D 直島町姫泊山高頂

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第三〇号(わかめ、えむし、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島甲生地先

点の位置

基点A 保崎

" B 儀佐工門鼻

" C 直島町姫泊山高頂

" D 高松市男木島東端

点イ AからC見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島甲生

計画番号共第三二号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先

点の位置

基点A 洲崎、伊喜末境界(大谷川尻中央)

" B 畝木崎北端

" C 四海漁港一号護岸北西端

" D 四海漁港十四号護岸南西端

点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、CDの二直線とAC間沖出し五〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第三三号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先

漁場の区域 葛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第三三三号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島地先
 漁場の区域 沖之島周囲最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートル以内の区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江

計画番号共第三四号(わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町千振島地先

漁場の区域 千振島周囲最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
てんぐさ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

計画番号共第三五号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡土庄町小江・長浜地先

点の位置

基点A ハヤ崎北端

" B ナガ崎西端

" C 千振島南端

点イ Aから真方位〇度五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し五〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮

計画番号共第三六号(わかめ、こかい、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先

点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界(深谷川尻)

" B 岡山県岡山市沖鼓島高頂

" C 儀佐工門鼻

" D 高松市男木島東端

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

〃 〇 CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び
 最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
ごかい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃
 計画番号共第三七号(あさり)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡内海町吉田地先
 点の位置

基点A 吉田川尻右岸防砂堤基部から突端へ四三メートルのところ
 " B 吉田川尻左岸防砂堤基部
 漁場の区域 Aを中心とする半径一五〇メートルの線とAからB見通し線及び
 最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町吉田・福田
 計画番号共第三八号(わかめ、あわび、さざえ、なまこ)
 (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡内海町吉田から岩谷に至る地先
 点の位置

基点A 内海町、土庄町境界
 " B 星ヶ城高頂(八一七メートル)
 " C 松ヶ鼻
 " D 兵庫県本市光山(千光寺山)高頂(四四八メートル)
 点イ BからA見通し延長線上Aから二〇〇メートルのところ
 " 〇 CからD見通し線上Cから二〇〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、C口の二直線と福田小島を含むAC間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、吉田、福田、当浜、岩谷の各漁港泊地内を除く。
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町吉田・福田・当浜・岩谷

計画番号共第三九号(わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町橋地先

点の位置

基点A 松ヶ鼻

” B 橋・坂手境界(笠ヶ鼻)

” C 兵庫県洲本市光山(千光寺山)高頂(四四八メートル)

” D 兵庫県三原郡西淡町丸山崎

点イ AからC見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

” 口 BからD見通し線上Bから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線と城ヶ島を含むA B間沖出し二〇〇メートル

の只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、橋漁港泊地内を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町橋

計画番号共第四〇号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手から西村に至る地先

点の位置

基点A 橋、坂手境界(笠ヶ鼻)

” B 坂手大泊剣石

” C 風ノ子島北端

” D 風ノ子島西端

” E 大角鼻南の高頂(二五九メートル)

” F 小島北西端

” G 大手城鼻

” H 権現鼻

” I 切谷北防波堤基部

” J 赤鼻

” K 弁天島西端

” L 草壁、西村境界

” M 内海町、池田町境界

” N 池田町石場南の鼻

” O 旧二生村、三都村境界(大崎)

” P 兵庫県三原郡西淡町丸山崎

” Q 内海港草壁東防波堤基部から先端へ二〇メートルのところ

” R 内海港草壁第五護岸南端

” S 別当川右岸護岸南端

点イ AからP見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

” 口 BからC見通し線上Bから二〇〇メートルのところ

” 八 DからE見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

” 二 DからE見通し線上八からDへ二〇〇メートルのところ

” 水 FからG見通し線上Fから二〇〇メートルのところ

” へ GからF見通し線上Gから二〇〇メートルのところ

” ト HからO見通し線上Hから二〇〇メートルのところ

チ IからM見通し線上Iから三〇〇メートルのところ
 " リ KからN見通し線上Kから二〇〇メートルのところ
 " ヌ Jからリ見通し線上Jから二〇〇メートルのところ
 " ル LからK見通し線上Lから三〇〇メートルのところ
 " マ MからI見通し線上Mから三〇〇メートルのところ
 " ワ Rから真方位二一四度三〇分二〇一メートルのところ
 " カ Wから真方位二〇四度三〇分の線とリからル見通し線との交差点

漁場の区域 AI、OC、Dニ、ホへ、トHの五直線とAB間、小島を含む八
 H間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれ
 た区域、風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル
 以内の区域、Hト、トチ、チIの三直線と最大高潮時海岸線に囲ま
 れた区域、エチ、Jヌの二直線とEJ間沖出し二〇〇メートルの只
 曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Jリ、リル、ルLの三
 直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びLル、Mワの二直線と
 LM間沖出し三〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲ま
 れた区域。ただし、QL、ルカ、カワ、ワSの四直線と最大高潮時
 海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
あ わ び 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
さ ざ え 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町(橋以北を除く。)

計画番号共第四一号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡内海町福部島地先
 漁場の区域 大福部島、小福部島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メ
 ートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
あ わ び 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
さ ざ え 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町坂手
 計画番号共第四二号(わかめ)
 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手大角鼻地先
 点の位置

- 基点A 瀬の元鼻
- " B 風ノ子島西端
- " C 鯨鼻
- " D 小福部島高頂

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 AI、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び
 最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町坂手

計画番号共第四三号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町風ノ子島地先

漁場の区域 風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町坂手

計画番号共第四四号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手小島地先

漁場の区域 小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町坂手

計画番号共第四五号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手大手城地先

点の位置

基点A 坂手港西B 護岸西側基部

" B 雨倉鼻

" C 小島西端

" D 小福部島高頂

点イ AからC見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" BからD見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 AI、B口の二直線とAB間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町坂手

計画番号共第四六号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 小豆郡内海町坂手徳本から馬戸に至る地先 点の位置 基点A 坂手徳本剣石の鼻 " B 風ノ子島東端 " C ダイヤモンドビーチ東の大排水口 " D 小島南端 点イ AからB見通し線上Aから三五メートルのところ " 口 CからD見通し線上Cから三五メートルのところ 漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し三五メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 大高潮時海岸線に囲まれた区域	
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称 えむし 漁業	時 期 一月一日から十二月三十一日まで
(三) 制限又は条件 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (四) 関係地区 小豆郡内海町坂手 計画番号共第四七号(えむし)	
(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 小豆郡内海町風ノ子島地先 漁場の区域 風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し三五メートル以内の区域	
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称 えむし 漁業	時 期 一月一日から十二月三十一日まで
(三) 制限又は条件 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (四) 関係地区 小豆郡内海町坂手 計画番号共第四七号(えむし)	

(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 小豆郡内海町権現鼻地先 点の位置 基点A 権現鼻北西端 " B 竹生西防波堤基部 " C 中ノ鼻 " D 切谷北防波堤突端 点イ AからB見通し線上Aから三〇メートルのところ " 口 CからD見通し線上Cから三〇メートルのところ	
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称 えむし 漁業	時 期 一月一日から十二月三十一日まで
(三) 制限又は条件 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (四) 関係地区 小豆郡内海町坂手 計画番号共第四九号(えむし)	
(一) 漁場の位置及び区域 漁場の位置 小豆郡内海町坂手小島地先 漁場の区域 小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し三五メートル以内の区域	
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称 えむし 漁業	時 期 一月一日から十二月三十一日まで
(三) 制限又は条件 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (四) 関係地区 小豆郡内海町坂手 計画番号共第四八号(えむし)	

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し三〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第五〇号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町切谷から堀越に至る地先

点の位置

基点A 切谷北防波堤基部

" B 池田町長崎岩島

" C 佐野安商事解体場護岸西端から海岸沿い西へ一〇〇メートルのところ

ろ

" D 弁天島西端

点イ AからB見通し線上Aから三〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから三〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し三〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第五一号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町古江地先

点の位置

基点A 赤鼻

" B 弁天島西端

" C 音ノ宮北端

" D 弁天島東端

点イ AからB見通し線上Aから三〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから三〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し三〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第五二号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町苗羽弁天島地先

漁場の区域 弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し三〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第五三号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町西村清水・日方地先

点の位置

基点A 清水交通安全碑

" B 丸山鼻

" C 小豆島オリブユースホテル前の防砂堤基部

点イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" ロ AからB見通し線上イからBへ二〇メートルのところ

" ハ CからB見通し線上Cから二〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、Cハの二直線とイC間沖出し二〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第五四号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町西村水木地先

点の位置

基点A 水木ひふみ屋前の防砂堤基部

" B ウン崎北西端

" C 水木東宮殿下乗船記念碑前の防砂堤基部

" D 権現鼻北西端

点イ AからB見通し線上Aから二〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから二〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Cロの二直線とAC間沖出し二〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第五五号(あわび、さざえ、うに)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町三都地先

点の位置

基点A オトガ鼻

" B 内海町大福部島高頂

" C 崩鼻西端

- " D 庵治町竹居観音崎
 - 点 イ AからB見通し線上Aから九〇メートルのところ
 - " ロ CからD見通し線上Cから九〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し九〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
あ わ び 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
さ ざ え 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡池田町大字蒲野・神浦・吉野

計画番号共第五六号(なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字室生・二面・蒲野・神浦・吉野地先
点の位置

基点A 沖ノ鼻

- " B 旧二生村、三都村池田湾側境界
- " C 長者鼻
- " D 崩鼻西端
- " E 釈迦ヶ鼻
- " F チョウシヤノ鼻
- " G 旧二生村、三都村東側境界
- " H 内海町、池田町境界
- " I 土庄町大余島高頂

- " J 土庄町豊島礼田崎
- " K 庵治町竹居観音崎
- " L さぬき市大串崎
- " M 内海町大福部島南端
- " N 内海町権現鼻
- " O 内海町切谷北防波堤基部

- 点 イ BからI見通し線上Bから一〇〇メートルのところ
- " ロ CからJ見通し線上Cから七五メートルのところ
- " ハ DからK見通し線上Dから五〇メートルのところ
- " ニ EからL見通し線上Eから九〇メートルのところ
- " ホ FからM見通し線上Fから九〇メートルのところ
- " ヘ GからN見通し線上Gから九〇メートルのところ
- " ト HからO見通し線上Hから九〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ホヘ、ヘト、トHの七直線とEF間沖出し九〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡池田町大字室生・二面・蒲野・神浦・吉野

計画番号共第五七号(なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字池田・蒲生地先
点の位置

基点A 池田町、土庄町境界

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡池田町大字池田・蒲生

計画番号共第五八号（わかめ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町瀬戸地先

点の位置

基点A ホジ浦白竹の鼻（小山鼻から海岸沿い南へ一九〇メートルのところ）

〃 B 大槌島高頂

〃 C 魚戸北鼻

〃 D 庵治町大島北端

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、FからG見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

点イ AからE見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、FからG見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あ さ り 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さ さ え 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あ わ び 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
わ か め 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第五九号（わかめ、あわび、さざえ）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町東部地先

点の位置

基点A 高松市女木島中の高頂（一八七メートル）

〃 B 柳谷（庵治町竹居観音崎から大島南端見通し延長線）

〃 C 屋島長崎鼻

〃 D 庵治町竜王山高頂

〃 E キャンプ場南端の突堤基部から北へ一〇五メートルのところ

点イ AからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからC見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Cロの二直線とAC間沖出し七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第六〇号(わかめ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町岳下地先

点の位置

- 基点A 海底電線取付電柱から海岸沿い南へ五〇メートルのところ
 - " B 屋島獅子の霊巖
 - " C 西浦クワレ(崩落跡)
 - " D 小槌島南端
 - 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 - " ロ CからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 - " ハ CからD見通し線上口からDへ二〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、ロハの二直線とAロ間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第六一号(わかめ、こかい、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市男木町東部地先

点の位置

- 基点A 男木島北東端
 - " B 土庄町小豊島西端(干出鼻)
 - " C 男木漁港北防波堤基部
 - " D 屋島長崎鼻北端
 - 点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
 - " ロ CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、Cロの二直線とAC間沖出し五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
ごかい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第六二号(わかめ、ごかい、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市男木町南部地先

点の位置

基点A 男木漁港南防波堤基部

" B 屋島長崎鼻

" C 大槌島高頂

" D 男木港南防波堤基部

点イ AからB見通し線上Aから四〇メートルのところ

" ロ DからC見通し線上Dから四〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、D口の二直線とA D間沖出し四〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

名称	時期
ごかい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第六三号(わかめ、ごかい、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市男木町北西部地先

点の位置

基点A 長畑排水口

" B 直島町姫泊山高頂(九九メートル)

" C 城ヶ鼻西端

" D 直島町柏島南端

点イ AからB見通し線上Aから八〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから八〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とA C間沖出し八〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
ごかい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第六四号(わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市大槌島地先
点の位置

基点 A 大槌島東海岸の香川県、岡山県境界

" B 大槌島西海岸の香川県、岡山県境界

" C 男木島北端

" D 坂出市室木島南端

点 I AからC見通し線上Aから五〇メートルのところ

" O BからD見通し線上Bから五〇メートルのところ

漁場の区域 A I、B Oの二直線とA B間沖出し五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 高松市(高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)

坂出市王越町

計画番号共第六五号(わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市小槌島地先

漁場の区域 高松市小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 高松市(高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)

坂出市王越町

計画番号共第六六号(さざえ、あわび、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町尾高島及び角崎地先

点の位置

- 基点A 直島町直島角崎
 - " B 直島町向島猫ヶ鼻
 - " C 直島町尾高島北西端
 - " D 直島町直島姫泊山頂
 - 点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 - " ロ CからD見通し線と直島最大高潮時海岸線との交差点
 - " ハ 口からC見通し線上口から一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イA、ロハの二直線とA口間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び尾高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (四) 関係地区 香川郡直島町
- 計画番号共第六七号(さざえ、あわび、なまこ)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 香川郡直島町井島南部地先

点の位置

- 基点A 土庄町豊島家浦港沖防波堤灯台
- " B 土庄町豊島甲崎
- " C 直島町直島重石ノ鼻

" D 直島町家島ミヤマ尻鼻

- 点イ AからB見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点
 - " ロ イからB見通し線上イから一〇〇メートルのところ
 - " ハ CからD見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点
 - " ニ ハからD見通し線上ハから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イロ、ハニの二直線とイハ間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び井島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (四) 関係地区 香川郡直島町
- 計画番号共第六八号(さざえ、あわび、なまこ)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 香川郡直島町井島西部地先

点の位置

- 基点A 直島町寺島早崎北端
- " B 直島町局島北端
- " C 直島町井島ヘラガ崎ベニ石
- " D 直島町大八タゴ島北東端
- 点イ AからB見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点
- " ロ イからB見通し線上イから一〇〇メートルのところ

「ハ」CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イロ、ロハ、ハCの三直線と井島最大高潮時海岸線に囲まれた区
 域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第六九号(さざえ、あわび、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島地先

点の位置

- 基点A 直島町杵島南東端
 " B 直島町京ノ上臈島北端
 " C 直島町下島南東端
 " D 直島町上島北西端
 " E 直島町京ノ上臈島南端
 点イ AからB見通し延長線と京ノ上臈島最大高潮時海岸線との交差点
 " ロ CからD見通し延長線と京ノ上臈島最大高潮時海岸線との交差点
 " ハ イからB見通し線上イから六〇メートルのところ
 " ニ ロからD見通し線上ロから六〇メートルのところ
 漁場の区域 イハ、ロニの二直線とイからEを経てロの間沖出し六〇メートル

の只曲線及び京ノ上臈島最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第七〇号(さざえ、あわび、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町荒神島西部地先

点の位置

- 基点A 岡山県玉野市犬戻鼻
 " B 直島町荒神島西端
 " C 直島町荒神島南西端
 " D 高松市大槌島高頂
 " E 直島町トビス西端
 点イ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 " ロ イからE見通し線とAからB見通し線との交差点
 漁場の区域 Cイ、イロ、ロBの三直線と荒神島最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第七二号(さざえ、あわび、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町向島南東部地先

点の位置

基点A 直島町向島東端

" B 直島町直島角崎

" C 直島町向島南東端

点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イCの二直線と向島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第七二号(さざえ、あわび、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川郡直島町安野島地先

漁場の区域 直島町安野島周囲最大高潮時海岸線から沖出し八〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 藻建網、磯建網漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第七三号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ、うに)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

点の位置

基点A 宮ノ鼻

" B (株)関西物産養殖場北側築堤基部から海岸沿い北へ一五〇メートルのところ

" C 大崎鼻(高松市、坂出市境界)

" D 小槌島高頂

点イ BからA見通し線上Bから五〇メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ
 漁場の区域 Bイ、C口の二直線とBC間沖出し五〇メートルの只曲線及び最
 大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第七四号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ、うに)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町宮ノ鼻地先

点の位置

- 基点A 旧乃生塩田北護岸西角から護岸沿い東へ五〇メートルのところ
- 〃 B 旧乃生塩田北護岸東角
- 〃 C 乃生漁港東防波堤基部から防波堤沿い突端へ五〇メートルのところ
- 〃 D 乃生漁港東防波堤基部
- 〃 E 木沢港西防波堤基部
- 〃 F 木沢港西防波堤基部から防波堤沿い突端へ五〇メートルのところ
- 〃 G 岡山県玉野市宮田山高頂(一一二メートル)
- 点イ AからG見通し線上Aから五〇メートルのところ
- 〃 口 AからB見通し延長線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 Aイ、イC、B口の三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及
 びDC、EFの防波堤とDE間沖出し五〇メートルの只曲線及び最
 大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
う に 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第七五号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ、うに)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町乃生岬地先

点の位置

- 基点A 三木水産作業場北端
- 〃 B 宮ノ鼻
- 〃 C 王越町、大屋富町境界
- 〃 D 小瀬居島北端
- 点イ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
- 〃 口 CからD見通し線上Cから五〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し五〇メートルの只曲線及び最
 大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第七六号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

点の位置

基点A 旧木沢塩田北西護岸東角

" B 旧木沢塩田北西護岸西角

点イ BからA見通し延長線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

" 口 AからB見通し延長線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 AI、B口の二直線と木沢塩田周囲の護岸及びイ口間の護岸に囲

まれた水路内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第七七号(えむし)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市王越町乃生地先

点の位置

基点A 旧乃生塩田北護岸東角

" B 旧乃生塩田北護岸西角

" C 乃生海岸南防砂堤基部

点イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 AI、BCの二直線と乃生塩田周囲の護岸及びイC間の護岸に囲

まれた水路内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第七八号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市瀬居町地先

点の位置

基点A 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角(旧本浦大石)

" B 相模坊

" C 北浦大石

" D アジア共石埋立地東護岸南角

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び
 最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにヒシリ岩周囲最大高潮時海
 岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域。ただし、東浦漁港泊地
 内を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第七九号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市沙弥島地先
 点の位置

基点A 天狗岩
 " B 番ノ州埋立地北西護岸西角
 " C 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角
 " D 詫間町志々島南端
 点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う
 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第八〇号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市小瀬居島地先
 漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の
 区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

計画番号共第八一号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市三ツ子島地先

漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

計画番号共第八二号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市小与島地先

漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで

なまこ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

あわび漁業 一月一日から十二月三十一日まで

さざえ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

計画番号共第八三号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市与島町・鍋島・羽佐島地先

漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線

から沖出し一〇〇メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・檀石

計画番号共第八四号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市岩黒地先

漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び岩黒漁港泊地内を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第八五号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市室木島地先
 漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第八六号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先
 漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ 漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第八七号(わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島地先
 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端

" B 歩渡島北端

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" 口 BからA見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸

線から沖出し二〇〇メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び櫃石漁港泊地内を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
なまこ漁業	十一月一日から翌年三月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第八八号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

点の位置

- 基点A 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ二五〇メートルのところ
- " B 丸亀市本島町ジヨウケンボ鼻
- " C 丸亀市牛島東端
- " D 旧沖楯塩田北護岸防砂堤突端
- " E 新宇多津港防波堤突端
- " F 大東川尻左岸護岸突端
- " G Fから護岸沿い南へ二二メートルのところに設置した標柱
- " H 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ三三四メートルのところに設置した標柱
- 点イ EからC見通し線上Eから一〇〇メートルのところ
- " 口 大東川尻左岸護岸延長線と新宇多津港防波堤延長線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 綾歌郡宇多津町

計画番号共第八九号(わかめ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田地先

点の位置

- 基点A 吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い南へ五〇〇メートルのところ
 - " B 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端
 - " C 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)
 - 点イ AからC見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イBの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第一種共同漁業
- | 名称 | 時期 |
|-------|-------------------|
| わかめ漁業 | 十一月一日から翌年五月三十一日まで |
- (三) 制限又は条件

- " 八 AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 - " 二 大東川尻左岸護岸延長線と八からD見通し線との交差点
 - " 水 大東川尻左岸護岸延長線と八から二八一〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 イE、E口、口F、GH、A八、八二、二水、ホイの八直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 綾歌郡宇多津町

計画番号共第九〇号(あおのり、えむし、あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市土器川尻地先

点の位置

基点A 富士見町五丁目護岸北東端から護岸沿い南へ三五〇メートルのところ

" B 旧沖楯塩田北護岸西角
" C 旧土器塩田北護岸東角
" D 牛島西端

点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

漁場の区域 Aイ、イCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、土器川にあつては土器川大橋下流側から下流一〇メートルのところまでとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あおのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号共第九一号(あおのり、えむし、あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市金倉川尻地先

点の位置

基点A 中津町^株伏見製作所北側護岸西端
" B 金倉川防砂堤突端
" C Bから基部へ一〇メートルのところ
" D 丸亀市、多度津町境界

漁場の区域 A、B、C、Dの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、金倉川にあつては金倉川橋下流側から下流一〇メートルのところまでとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あおのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号共第九二号(わかめ、あわび、さざえ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市上真島地先

点の位置

基点A 本島町カブラ崎鼻
" B 牛島西端
" C 旧土器塩田北護岸東角
" D 旧土器塩田北護岸西角

点イ CからD見通し延長線と富士見町五丁目護岸との交差点

「ロイからA見通し線上イから一〇五〇メートルのところ
 「ハイからA見通し線上ロからAへ五〇〇メートルのところ
 「ニDからB見通し線上Dから一〇五〇メートルのところ
 「ホDからB見通し線上ニからBへ五〇〇メートルのところ
 漁場の区域 ロ八、ハホ、ホニ、ニ口の四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号共第九三号(あわび)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町大字東白方地先

点の位置

基点A 西港町西側護岸屈折部(海上保安庁水路部基点)
 「B Aから護岸沿い北西へ一五〇メートルのところ
 「C Aから護岸沿い北西へ三〇〇メートルのところ
 点イ BからC見通し線と直角にBから南西へ二〇〇メートルのところ
 「ロ BからC見通し線と直角にBから南西へ三〇〇メートルのところ
 「ハ BからC見通し線と直角にCから南西へ三〇〇メートルのところ
 「ニ BからC見通し線と直角にCから南西へ二〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第九四号(えむし、あさり、かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方海岸寺地先

点の位置

基点A 白方漁港埋立地西護岸南端から護岸沿い北へ一〇〇メートルのところ
 「B 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部
 「C 多度津町大字西白方駒止石
 「D 多度津町高見島高頂(竜王の森二九八メートル)
 点イ BからD見通し線上Bから二二〇メートルのところ
 「ロ CからD見通し線上Cから六〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
 ただし、弘田川尻にあつては海岸寺橋下流端までとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第九五号(あさり、かき)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町龜笠島地先

点の位置

基点A 福島神社

" B 龜笠島高頂

" C 龜笠島南西端

点イ BからA見通し線と龜笠島最大高潮時海岸線との交差点

" 口 BからA見通し線上イからAへ二〇メートルのところ

" ハ CからA見通し線上Cから二〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、ハCの二直線とイC間沖出し二〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あ さ り 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
か き 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第九六号(えむし、こがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸龜市本島町向島地先

点の位置

基点A モトドリ鼻北端

" B 向島東端

" C 向島南西端

漁場の区域 CA、ABの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
え む し 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
こ が い 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市(与島漁業協同組合の地区に限る。)

丸龜市(旧本島・広島漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号共第九七号(えむし、こがい)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸龜市本島町西部地先(團ノ洲)

点の位置

基点A 福田漁港北防波堤突端から基部へ七五メートルのところ(旧突端)

" B 生ノ浜港北防波堤突端

" C 広島北端

" D 広島町白石鼻南端

" E カブラサキ鼻西端

" F 丸龜市下真島高頂

" G 岡山県上水島西端

点イ AからC見通し線とEからG見通し線との交差点

" 口 AからC見通し線とFからG見通し線との交差点

〃 八 BからD見通し線とFからG見通し線との交差点
 〃 二 BからD見通し線とEからG見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
こがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 坂出市(与島漁業協同組合の地区に限る。)

丸亀市(旧本島・広島漁業協同組合の地区に限る。)

(計画番号共第九八号(あさり))

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

点の位置

基点A 笠島港東防波堤基部

〃 B オノ浦鼻北東端

〃 C 向島南西端

〃 D 向島南東端

〃 E 坂出市羽佐島南端

〃 F 坂出市与島南の高頂(四八メートル)

点イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ BからD見通し線とCからE見通し線との交差点

〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロ八、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 丸亀市本島町

(計画番号共第九九号(あさり))

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町笠島新在家地先

点の位置

基点A モジガ鼻北東端

〃 B モトリ鼻大石

漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名称	時期
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 丸亀市本島町

(計画番号共第一〇〇号(あさり))

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

点の位置

基点A 福田東護岸北端 " B 岡山県六口島西端 " C 大浦地区護岸北端 " D 大浦墓地防砂堤東側基部 漁場の区域 AI、IDの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 漁業の種類、漁業の名称及び時期 第一種共同漁業	
名 称	時 期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第一〇一号(さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡詫間町大字志々島地先
 漁場の区域 志々島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町大字志々島・粟島

計画番号共第一〇二号(なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島地先
 漁場の区域 粟島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町大字志々島・粟島

計画番号共第一〇三号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡三野町大字大見地先
 点の位置
 基点A 津島神社社務所護岸東端
 " B 西久保谷踏切
 " C 津島西端
 " D 津島東端
 漁場の区域 AD、BCの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡三野町大字大見、詫間町大字詫間

計画番号共第一〇四号(あさり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町高谷地先

点の位置

基点A 岩島東端(干出)

" B 貯木場三号防波堤基部

" C 高谷鼻北東端

漁場の区域 CA、ABの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
あさり 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町大字詫間

計画番号共第一〇五号(わかめ、えむし、ささえ、うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜・積・箱・生里地先

点の位置

基点A 詫間町、仁尾町境界

" B 観音寺市伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

" C 詫間町大字香田、大字大浜境界

" D 粟島不天洲南端

点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一五〇メートルのところ

漁場の区域 AI、C口の二直線とAC間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、大浜漁港埋立地地先

については、旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
わかめ 漁業	十一月一日から翌年五月三十一日まで
えむし 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに 漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町大字大浜・積・箱・生里

計画番号共第一〇六号(うに、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡仁尾町大字家ノ浦地先

点の位置

基点A 仁尾町山田鼻

" B 仁尾町大薦島北西端

" C 詫間町、仁尾町境界

" D 観音寺市伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一五〇メートルのところ

漁場の区域 AI、C口の二直線とAC間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
う に 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町大字大浜、仁尾町

計画番号共第一〇七号(えむし、あさり、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡仁尾町地先

点の位置

基点 A 仁尾町、観音寺市境界

" B 観音寺市円上島北端

" C 旧仁尾塩田南西角

" D 観音寺市伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

" E 交合谷

" F 大薦島北西端

" G 小薦島東端

点 イ AからB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロG、FEEの四直線と大薦島、小薦島周囲沖出し一〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、仁尾港金坂地区一号防波堤突端から二号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
え む し 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
あ さ り 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡仁尾町

計画番号共第一〇八号(さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡豊浜町大字姫浜地先

点の位置

基点 A 花稻漁港防波堤中央屈折部から突端へ二二五メートルのところ(旧突端)

" B 富士紡績北側護岸西角防波堤基部

" C 豊浜港赤灯台

点 イ Bから護岸沿い南へ一五〇メートルのところ

" ロ イからC見通し線上イから二〇メートルのところ

" ハ BからA見通し線上Bから二〇メートルのところ

漁場の区域 イロ、Bハの二直線とイB間・富士紡績北西角防波堤周囲沖出し二〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さ ざ え 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
な ま こ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡豊浜町

計画番号共第一〇九号(さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡豊浜町高須賀理立地地先

点の位置

基点 A 豊浜港赤灯台

" B 高須賀理立地西護岸南角

" C 香川県、愛媛県境界(余木崎)

" D 観音寺市大股島北端

点 イ AからC見通し線上Aから二〇メートルのところ

" ロ BからD見通し線上Bから二〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Bロの二直線とAB間沖出し二〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡豊浜町

計画番号共第一一〇号(さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡豊浜町大字箕浦地先

点の位置

基点 A 西原川尻から海岸沿い南西へ二メートルのところ

" B 箕浦漁港東防波堤基部

" C 観音寺市伊吹町赤崎

点 イ AからC見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" ロ Bから突端へ一〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Bロの二直線とAB間沖出し一〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡豊浜町

計画番号共第一一一号(さざえ、なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡豊浜町大字箕浦南部地先

点の位置

基点 A 香川県、愛媛県境界(余木崎)

" B 豊浜港赤灯台

" C JR四国予讃線箕浦トンネル東入口

点 イ CからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" ロ AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ

" ハ CからB見通し線上イからBへ五〇メートルのところ

漁場の区域 Aロ、イハの二直線とAイ間沖出し五〇メートルの只曲線及び最

大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡豊浜町

計画番号共第一二二号(えむし、あさり、はまぐり)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市室本町、有明浜地先

点の位置

- 基点 A 観音寺港北防波堤灯台
- " B 仁尾町、観音寺市境界
- " C 円上島北端
- 点 イ BからC見通し線上Bから三〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イBの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 ただし、財田川にあつては煉瓦橋橋脚までとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

(四) 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
関係地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・室本町

計画番号共第一二三号(えむし、あさり、はまぐり、はかがい、まて)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺港から三豊郡豊浜町に至る地先

点の位置

- 基点 A 香川県、愛媛県境界(余木崎)
- " B 伊吹町赤崎
- " C 豊浜港赤灯台
- " D 観音寺港赤灯台
- 点 イ AからB見通し線上Aから三〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イC、CDの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

ただし、柞田川にあつては鉄橋橋脚までとする。また、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域(平成十一年香川県告示第八百八十六号)及びこの埋立に係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
はかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
まて漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡大野原町・豊浜町、観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町

計画番号共第一一四号(なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市伊吹町地先

漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
なまこ漁業	十二月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第一一五号(なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

漁場の区域 大股島北東端から小股島北東端見通し線及び大股島南西端から小股島南西端見通し線並びに大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートルの只曲線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
なまこ漁業	十二月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第一一六号(なまこ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市円上島地先

漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名称	時期
なまこ漁業	十二月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第二〇一号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

" B 犬もどり

" C 兵庫県津名郡北淡町江崎

" D 松島東端

点イ AからD見通し線上Aから三五メートルのところ

" 口 BからC見通し線上Bから三五メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し三五メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
 - (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号共第二〇二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東かがわ市松島地先
- 漁場の区域 松島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (3) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (4) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (5) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチ

- メートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号共第二〇三号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東かがわ市通念島地先
- 漁場の区域 通念島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (3) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (4) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (5) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
 - (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
- 計画番号共第二〇四号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先
- 漁場の区域 毛無島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (3) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (4) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (5) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
計画番号共第二〇五号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市双子島地先
漁場の区域 双子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号共第二〇六号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市一ツ島地先
漁場の区域 一ツ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号共第二〇七号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市湊、松原、三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先
点の位置

- 基点A 犬もどり
- " B 東かがわ市、さぬき市境界
- " C 兵庫県西島高頂

- " D 女島北西端
- " E 兵庫県津名郡北淡町江崎
- " F 三本松港西埋立地南西角
- " G Fから護岸沿い北へ七五メートルのところ
- " H 三本松港西埋立地北西角
- " I 三本松港西防波堤突端北東角
- 点 イ AからE見通し線上Aから三五〇メートルのところ
- " ロ BからC見通し線上Bから八〇〇メートルのところ
- " ハ Dから口見通し線上Dから一〇〇メートルのところ
- " ニ Fから真方位三〇六度四二分二〇メートルのところ
- " ホ Gから真方位三〇六度四二分二〇メートルのところ
- " ヘ Hから真方位三五一度四一分二八メートルのところ
- " ト Iから真方位三四二度七四メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Bロ、ロハの三直線とAから住吉鼻間沖出し三五〇メートルの只曲線、丸亀島、女島周田沖出し一〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については、旧海岸線を基準とする。また、Fニ、ニホ、ホへ、へト、トエの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号共第二〇八号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先

点の位置

- 基点A 西頭白岩中央
- " B 東頭白岩中央

漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲一〇〇メートルの区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽
計画番号共第二〇九号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 さぬき市津田町地先
点の位置
基点A 東かがわ市、さぬき市境界

漁場の位置 さぬき市小田地先

点の位置

基点A 小田、津田町境界

" B 馬ヶ鼻

" C 苦張弁天鼻

" D 小田、鴨庄境界

" E 池田町三都崩鼻

" F 内海町大角鼻灯台

点イ AからF見通し線上Aから三五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから三五〇メートルのところ

" CからB見通し線上Cから三五〇メートルのところ

" DからE見通し線上Dから三五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、ロハ、Dの三直線とA B間及びC D間沖出し三五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 さぬき市津田町
- 計画番号共第二二〇号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 さぬき市小田
- 計画番号共第二二一号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市大串崎から木田郡庵治町平谷に至る地先の位置

基点A さぬき市大串崎(小田、鴨庄境界)

" B さぬき市小串崎北端

" C 庵治町太鼓鼻東端

" D 庵治町平谷鼻

" E 庵治町高島北端

" F 庵治町高島高頂

" G 池田町崩鼻

" H 白方大水門東端

点イ AからG見通し線上Aから三五〇メートルのところ

" BからF見通し線上Bから一〇〇メートルのところ

" CからB見通し線上Cから二〇〇メートルのところ

" DからE見通し線上Dから二〇〇メートルのところ

" Hから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニD、Hホの五直線とCD間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 さぬき市鴨庄・志度、木田郡牟礼町・庵治町

計画番号共第二二二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町高島地先

漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 さぬき市鴨庄・志度、木田郡牟礼町・庵治町
- 計画番号共第二二三号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 木田郡庵治町、高松市屋島地先
- 点の位置
- 基点A 庵治町平谷鼻
- " B 庵治町御殿鼻
- " C 高松市屋島長崎鼻
- " D 高松市男木島高頂(二二三メートル)

〃 E 庵治町高島北端
 点 イ AからE見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 〃 〇 CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 〃 八 Bから口見通し線上Bから二〇〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、ハ口、〇Cの三直線とAB間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、河川にあっては川尻までとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のもを使用してはならない。
- (四) 関係地区 木田郡庵治町、高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町
 計画番号共第二二四号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 木田郡庵治町兜島・鎧島・稻毛島地先
 点の位置
 基点A 兜島南西端
 〃 B 鎧島北端
 〃 C 鎧島南東端
 〃 D 稻毛島西端

〃 E 稻毛島北端
 〃 F カナワ岩灯台
 〃 G 兜島北端
 漁場の区域 AB、CD、EF、FGの四直線と兜島、鎧島、稻毛島、カナワ岩から沖出し一〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のもを使用してはならない。
- (四) 関係地区 木田郡庵治町
 計画番号共第二二五号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 木田郡庵治町大島地先
 点の位置
 基点A 大島北端
 〃 B 矢竹島南西端
 〃 C 大島アバギの鼻西端
 〃 D 高松市女木島北端
 〃 E 高松市男木島高頂(二二三メートル)

- 「 F 土庄町豊島礼田崎
 点 イ AからF見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 「 BからE見通し線上Bから一〇〇メートルのところ
 「 CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、口ハの二直線と大島東側AC間沖出し一〇〇メートルの只
 曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 木田郡庵治町

計画番号共第二二六号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町土庄・洲崎、池田町地先

点の位置

- 基点A 池田町旧二生村、三都村境界(大崎)
 「 B 内海町権現鼻西端
 「 C 池田町チヨウシヤノ鼻東端
 「 D 内海町福部島高頂
 「 E 池田町釈迦ヶ鼻南西端

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 「 F さぬき市大串崎北端
 「 G 池田町崩鼻西端
 「 H 土庄町黒崎南端
 「 I 庵治町兜島高頂
 「 J 土庄町木香ノ鼻南端
 「 K 池田町沖の鼻南端
 「 L 池田町長者鼻西端
 「 M 土庄町伝法川橋南西端から護岸沿い南へ一五〇メートルのところ
 点 イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 「 BからD見通し線上Cから四〇〇メートルのところ
 「 CからE見通し線上Eから四〇〇メートルのところ
 「 DからF見通し線上Gから一五〇メートルのところ
 「 EからH見通し線上Lから一五〇メートルのところ
 「 FからI見通し線上Kから二〇〇メートルのところ
 「 GからJ見通し線上Jから五〇〇メートルのところ
 「 HからI見通し線上Hから一五〇メートルのところ
 「 KからL見通し線上Kから二〇〇メートルのところ
 「 Mから真方位四五度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点
 漁場の区域 Aイ、イ口、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チH、リMの九直線とCE間沖出し四〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 小豆郡土庄町土庄、池田町
計画番号共第二二七号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域
点の位置

- 基点 A 淵崎、伊喜末境界(大谷川尻中央)
 - " B 畝木崎北端
 - " C 室崎南端
 - " D 岡山県玉野市金甲山高頂(四〇三メートル)
 - " E 小豊島南西端(龜石ノ鼻)
 - " F 豊島稲塚
 - " G 高松市稻荷山東の窪
 - " H 黒崎南端
 - " I 庵治町兜島高頂
 - 点 イ BとAの中央点
 - " H からI見通し線上Hから一五〇メートルのところ
 - " E からF見通し線上Eから一〇〇メートルのところ
 - " C からG見通し線と口から八見通し線との交差点
 - " H からI見通し線とイからD見通し線との交差点
- 漁場の区域 Bイ、イホ、ホニ、ニ口、口Hの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町土庄
計画番号共第二二八号(建網)

- (一) 漁場の位置及び区域
漁場の区域 小豆郡土庄町アワラ島地先
アワラ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町土庄
計画番号共第二二九号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町大部地先

点の位置

基点A 土庄町、内海町境界

" B 内海町星ヶ城高頂(八一七メートル)

" C 小部デガラモ鼻西端

" D 妙見崎北端

" E 旧大部村、北浦村境界

" F 岡山県邑久郡邑久町木島高頂(二四メートル)

" G 大島北端

" H 大島東端

点I BからA見通し延長線上Aから四〇〇メートルのところ

" CからH見通し線上Cから八〇〇メートルのところ

" GからF見通し線上Gから二五〇メートルのところ

" DからF見通し線上Dから一五〇メートルのところ

" EからF見通し線上Eから六〇〇メートルのところ

漁場の区域 AI、イロ、ロH、H八、八二、二ホ、ホEの七直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
(4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町大部

計画番号共第二二〇号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島地先

点の位置

基点A 礼田崎

" B 坊主ノ鼻

" C 后飛崎

" D 甲崎

" E 白崎

" F 虹崎

" G ホシ崎

" H 黒崎

" I 池田町地藏崎

" J 高松市男木島北の高頂

" K 高松市男木島灯台

" L 直島町井島鞍掛ノ鼻

" M 直島町井島団子山高頂

" N 直島町井島戸尻鼻

" O 岡山県岡山市米崎

" P 岡山県岡山市犬島東端

点I AからI見通し線上Aから六〇〇メートルのところ

" HからA見通し延長線とBからK見通し線との交差点

" BからL見通し線上Bから二〇〇メートルのところ

" CからL見通し線上Cから二〇〇メートルのところ

" ホ DからN見通し線上Dから二〇〇メートルのところ
 " ヘ EからO見通し線上Eから二〇〇メートルのところ
 " ト FからP見通し線上Fから二〇〇メートルのところ
 " チ MからF見通し延長線とJからG見通し延長線との交差点
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二ホ、ホへ、へト、トチ、チイの八直線と最
 大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
か に 建 網 漁 業	七月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦・甲生
- 計画番号共第二二二号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦地先(団子瀬)
- 点の位置

- 基点A 白崎
- " B 宮崎
- " C 岡山県岡山市米崎
- " D 岡山県岡山市飯盛岩

点 イ AからC見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 " ロ AからC見通し線上Aから二六〇メートルのところ
 " ハ BからD見通し線上Bから四四〇メートルのところ
 " ニ BからD見通し線上Bから三〇〇メートルのところ
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二イの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
か に 建 網 漁 業	七月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦
- 計画番号共第二二二号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡土庄町四海・北浦地先
- 点の位置

- 基点A 旧北浦村、大部村境界
- " B 岡山県邑久郡邑久町木島高頂
- " C 北浦小島東端
- " D 岡山県邑久郡牛窓町黄島東端
- " E 屋形崎北端

"	F	早崎日島
"	G	岡山県邑久郡牛窓町黄島西端
"	H	千振島東端
"	I	岡山県岡山市沖鼓島高頂
"	J	葛島東北端
"	K	葛島南端
"	L	小豊島北西端
"	M	豊島ホシ崎
"	N	小豊島南西端(龜石ノ鼻)
"	O	豊島稲塚
"	P	高松市稻荷山東の窪
"	Q	黒崎
"	R	庵治町兜島高頂
"	S	畷木崎北端
"	T	淵崎、伊喜末境界(大谷川尻中央)
"	U	室崎南端
"	V	岡山県玉野市金甲山高頂
点	イ	AからB見通し線上Aから六〇〇メートルのところ
"	ロ	CからD見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
"	ハ	EからD見通し線上Eから一五〇メートルのところ
"	ニ	FからG見通し線上Fから二〇〇メートルのところ
"	ホ	HからI見通し線上Hから七〇〇メートルのところ
"	ヘ	LからM見通し線上Lから一〇〇メートルのところ
"	ト	NからO見通し線上Nから一〇〇メートルのところ
"	チ	QからR見通し線上Qから一五〇メートルのところ
"	リ	トからチ見通し線とUからP見通し線との交差点
"	又	SとTの中央点
"	ル	又からV見通し線とUからP見通し線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホJ、Kへ、へト、トリ、リル

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
周田最大高潮時海岸線から沖出し一〇〇メートル以内の区域
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜・滝宮・北浦
計画番号共第二二三号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町吉田・福田地先

点の位置

基点A 土庄町、内海町境界

" B 藤崎

" C 金ヶ崎

" D 旧福田村、安田村境界

" E 星ヶ城高頂(八一七メートル)

" F 兵庫県飾磨郡家島町院下島高頂

" G 兵庫県飾磨郡家島町松島高頂

点 イ EからA見通し延長線上Aから四〇〇メートルのところ

ロ BからF見通し線上Bから四〇〇メートルのところ

" 八 CからG見通し線上Cから一五〇メートルのところ
 " 二 Dから真方位七五度二五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、二Dの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 小豆郡内海町吉田・福田・当浜・岩谷
 計画番号共第二二四号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町干出岩・小磯地先
 点の位置

- 基点A 干出岩頂上
 " B 小磯頂上
 点イ BからA見通し延長線上Aから南西へ一〇〇メートルのところ
 " ロ AからB見通し延長線上Bから北東へ一〇〇メートルのところ
 " ハ イから口見通し線と直角にイから南東へ一〇〇メートルのところ
 " ニ イから口見通し線と直角にイから北西へ一〇〇メートルのところ
 " ホ イから口見通し線と直角にロから北西へ一〇〇メートルのところ

" ヘイから口見通し線と直角にロから南東へ一〇〇メートルのところ
 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。
- (四) 関係地区 小豆郡内海町福田・当浜・岩谷
 計画番号共第二二五号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町水ノ子礁・マゴソワイ・中瀬岩地先
 点の位置

- 基点A 水ノ子礁頂上
 " B 干出岩
 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 " ロ BからA見通し延長線上Aから三〇〇メートルのところ
 " ハ イから口見通し線と直角にロから北東へ三〇〇メートルのところ
 " ニ イから口見通し線と直角にロから南西へ三〇〇メートルのところ
 " ホ イから口見通し線と直角にイから南西へ三〇〇メートルのところ
 " ヘイから口見通し線と直角にイから北東へ三〇〇メートルのところ
 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町当浜・岩谷・橘

計画番号共第二二六号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町当浜から池田町大字二生に至る地先

点の位置

基点 A 旧安田村、福田村境界

" B 坂手とびのす

" C 風ノ子島西端

" D 大角鼻

" E 赤鼻

" F 草壁、安田境界(木庄川尻中央)

" G 西村水木東の鼻

" H 旧二生村、三都村境界(大崎)

" I 権現鼻

" J 内海港草壁東防波堤基部から先端へ二〇メートルのところ

" K 内海港草壁第五護岸南端

" L 別当川右岸護岸南端

点 I Aから真方位七五度二五〇メートルのところ

" FからE見通し線上Fから四〇〇メートルのところ

" H GからI見通し線上Gから二五〇メートルのところ

" HからI見通し線上Hから二七〇メートルのところ

" Hから真方位二〇四度三〇分三四四メートルのところ

" Hから水見通し線と直角にホから南東へ二九メートルのところ

" ト Kから真方位一一四度三〇分二〇一メートルのところ

" チ Kからト見通し線と直角にトから南西へ一三メートルのところ

" リ BからC見通し線上Bから二五〇メートルのところ

" ヌ BからC見通し線上Cから二七〇メートルのところ

" ル MからH見通し線上Mから二七〇メートルのところ

" ヲ MからH見通し線上Mから二五〇メートルのところ

" ワ NからM見通し線上Nから二七〇メートルのところ

" カ NからM見通し線上Nから二五〇メートルのところ

漁場の区域

Aイ、Bリの二直線とA B間沖出し二五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、B C、C Dの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、C ヌ、Mルの二直線とB M間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、城ヶ島、苗羽弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二五〇メートル以内の区域、風ノ子島、坂手小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二七〇メートル以内の区域、E口、口八、H Gの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、G H、カNの二直線とG N間沖出し二五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにNワ、二Hの二直線とN H間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Jホ、ホへ、チト、トLの四直線とへチ間内海港港湾環境整備事業に係る埋立免許区域(平成十年二月二十日九港A第七十七号)外周護岸沖出し三九メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町、池田町大字二生

計画番号共第二二七号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町福部島地先

漁場の区域 大福部島、小福部島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 三枚建網は背丈一〇〇センチメートル以上、その他の建網は背丈一七〇センチメートル以上のものを使用してはならない。

(四) 関係地区 小豆郡内海町坂手

計画番号共第二二八号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島西側地先

点の位置

基点A 屋島長崎鼻西端

" B 朝日町C地区埋立地北東角

" C 旧木太塩田(パブリックゴルフ場)北東端

" D 土庄町豊島唐櫃送電用鉄塔

" E 屋島西町旧屋島新塩田西端

" F 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ二五メートルのこ

ろ

点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

" EからF見通し線とCからD見通し線との交差点

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
漁場の区域 Aイ、イロ、ロEの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
 (四) 関係地区 高松市(男木町、女木町を除く。)

計画番号共第二二九号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町地先

点の位置

- 基点A 玉藻町県民ホールアクトホール南西角
 - " B 土庄町小豊島東端
 - " C 庵治町大島北の高頂(六二メートル)
 - " D 大槌島高頂
 - " E 男木島南端
 - " F 神在港北防波堤突端
 - " G 小槌島高頂
 - " H 女木島南の高頂(二二六メートル)
 - " I 直島町柏島西端
 - " J 帆樫鼻
 - " K 香東川尻中央点
 - " L 庵治町大島アバギの鼻
 - " M 土庄町小豊島南東端
 - " N 女木島北端
 - " O 大崎鼻北端
 - 点イ AからI見通し線とJからK見通し線との交差点
 - " 口 AからB見通し線とLからI見通し線との交差点
 - " 八 AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 - " 二 CからD見通し線とNからM見通し線との交差点
 - " 水 EからF見通し線と二からO見通し線との交差点
 - " ヘ EからF見通し線とHからG見通し線との交差点
 - " ト AからI見通し線とHからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口八、八二、二水、ホヘ、ヘト、トイの七直線と最大高潮

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 時海岸線に囲まれた区域
 第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 高松市女木町・男木町

計画番号共第二三〇号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市男木町地先

点の位置

- 基点A 男木島北端
- " B 土庄町豊島礼田崎南端
- " C 土庄町小豊島南東端
- " D 庵治町大島北の高頂(六二メートル)
- " E 屋島長崎鼻北端
- " F 女木島北端
- " G 香西芝山高頂(四四メートル)
- " H 坂出市王越町大崎山高頂(二三一メートル)
- " I 大崎鼻北端
- " J 直島町荒神島西端
- " K 大槌島高頂

" L 土庄町豊島ツツガガ鼻
 点 イ AからB見通し線とEからL見通し線との交差点
 " 口 EからL見通し線とFからC見通し線との交差点
 " 八 DからK見通し線とFからC見通し線との交差点
 " 二 GからJ見通し線とIから八見通し線との交差点
 " ホ GからJ見通し線とHからイ見通し線との交差点
 漁場の区域 イ口、口八、八二、二ホ、ホイの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 高松市女木町・男木町
 計画番号共第二三二一号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先
 点の位置
 基点A 直島町荒神島高頂
 " B 高松港二万トンバース南西角から岸壁沿い北東へ一一七メートルのところ
 " C ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角

" D 牛ノ鼻
 " E 神在鼻
 " F 香東川左岸突端(食肉センター北側護岸東角)
 " G Fから護岸沿い西へ二〇〇メートルのところ
 " H 貯木場埋立地北側護岸西角
 " I 本津川左岸旧突端(香西本町イヌイ^(株)北東角)
 点 イ Cから真方位六度一八分二五八メートルのところ
 " 口 Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点
 " 八 イから口見通し線とイから一五〇メートルのところ
 " 二 八から真方位二二二度〇〇分四六メートルのところ
 " ホ 二から真方位一三三度〇〇分の線と陸岸との交差点
 " ヘ 食肉センター北側護岸と直角にGから北へ三八〇メートルのところ
 " ト Iから真方位五度〇〇分四〇七メートルのところ
 " チ トから真方位二八〇度〇〇分三九二メートルのところ
 " リ Iから真方位九五度〇〇分八メートルのところ
 " ヌ リから真方位五度〇〇分一九五メートルのところ
 " ル ヌから真方位九五度〇〇分九メートルのところ
 " ヲ ルから真方位五度〇〇分三三〇メートルのところ
 " ワ ヲから真方位二八〇度〇〇分四二〇メートルのところ
 " カ ワから真方位一九〇度〇〇分の線とチからE見通し線との交差点
 " コ DからB見通し線とチからE見通し線との交差点
 漁場の区域 ロイ、イヨ、ヨカ、カワ、ワラ、ヲル、ルヌ、ヌリ、リエの九直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあつては川尻までとする)。ただし、口八、八二、二ホの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びGへ、ヘの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 高松市(男木町、女木町を除く。)

計画番号共第二三二二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

点の位置

- 基点 A 神在港東防波堤基部
- " B 牛ノ鼻
- " C 神在鼻
- " D 亀水漁港一号防波堤基部
- " E 大崎ノ鼻(高松市、坂出市境界)
- " F 小槌島高頂
- " G 直島町柏島南端
- " H 土庄町豊島檀山高頂(三三九・五メートル)
- " I 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角
- " J 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角
- 点 イ Bから真方位九六度三〇分三〇〇メートルのところ
- ロ CからG見通し線上Cから四〇〇メートルのところ
- ハ EからF見通し線上Eから一五〇メートルのところ
- ニ AからH見通し線とイからロ見通し線との交差点

- " ホ Dから真方位三〇七度三〇分四六二メートルのところ
- " ヘ ホから真方位一七九度三〇分五九三メートルのところ
- " ト ヘから真方位一一九度〇〇分三五メートルのところ
- " チ トから真方位二〇九度〇〇分六〇メートルのところ
- " リ チから真方位七四度〇〇分一五五メートルのところ
- " ヌ Dから真方位三〇一度三〇分六一八メートルのところ
- " ル ヌから真方位一七三度三〇分五八二メートルのところ
- " ヲ ルから真方位一九〇度三〇分九七メートルのところ
- " ワ ヲから真方位一四九度〇〇分五五メートルのところ
- " カ ワから真方位二七四度〇〇分二二五メートルのところ
- " コ Iから真方位三三五度〇〇分一七メートルのところ
- " タ Jから真方位三三五度〇〇分一七メートルのところ

漁場の区域

Aニ、二口、ロハ、ハEの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあつては川尻までとする。)。ただし、ホへ、へト、トチ、チリ、カワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌホの九直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びイヨ、ヨタ、タJの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 高松市(男木町、女木町を除く。)

計画番号共第二三三三号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市大槌島地先

点の位置

基点A 大槌島東海岸の香川県、岡山県境界

" B 大槌島西海岸の香川県、岡山県境界

" C 男木島北端

" D 坂出市室木島南端

点イ AからC見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" BからD見通し線上Bから一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とA B間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 高松市(高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)

坂出市王越町

計画番号共第二三三四号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市小槌島地先

漁場の区域 高松市小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以

内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 高松市(高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。)

坂出市王越町

計画番号共第二三五五号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 香川県直島町地先

点の位置

基点A 土庄町豊島虹崎北端

" B 直島町井島戸尻鼻の直島町、玉野市境界

" C 土庄町豊島ツツカ鼻

" D 直島町井島鞍掛ノ鼻南東端

" E 直島町井島鞍掛ノ鼻南端

" F 直島町六郎島北東端

" G 直島町向島荒崎ノ鼻東端

" H 直島町尾高島南東端

- " I 高松市男木町トウガ鼻北端
- " J 直島町柏島東端
- " K 直島町柏島南東端
- " L 高松市女木島西端
- " M 直島町柏島南端
- " N 直島町炬石
- " O 直島町牛ノ子岩
- " P 直島町荒神島南西端
- " Q 高松市大槌島高頂
- " R 直島町荒神島西端
- " S 岡山県玉野市犬戾鼻
- " T 岡山県玉野市日比地藏山高頂(二五八メートル)
- " U 直島町トビス西端
- " V 直島町上島島高頂
- " W 直島町屏風島唐人鼻高頂
- " X 岡山県玉野市田井先丁場の高頂(エビス山高頂から真方位三三度
の方向)
- " Y 岡山県玉野市田井前丁場タヌキ山高頂(九一メートル)
- " Z 岡山県玉野市田井童崎
- " (A) 岡山県玉野市田井野々浜慈照院
- " (B) 岡山県玉野市田井池畑防波堤基部(田井町五丁目三三 五番地南)
- " (C) 岡山県玉野市日向山高頂(二〇二メートル)
- " (D) 岡山県玉野市後閑神社
- " (E) 岡山県玉野市後閑エビス山高頂(六八メートル)
- " (F) 岡山県玉野市投石
- " (G) 直島町井島ヘラガ崎ベニ石
- 点 イ AからB見通し線上Bから一五〇メートルのところ
- " ロ DからI見通し線上Dから一五〇メートルのところ
- " ハ EからI見通し線上Eから一五〇メートルのところ

- " ニ GからC見通し線上Gから一〇〇メートルのところ
 - " ホ HからI見通し線上Hから二〇〇メートルのところ
 - " ヘ JからI見通し線上Jから二〇〇メートルのところ
 - " ト KからL見通し線上Kから二〇〇メートルのところ
 - " チ MからL見通し線上Mから二〇〇メートルのところ
 - " リ MからL見通し線上Mから一〇〇メートルのところ
 - " ヌ PからO見通し線上Pから二〇〇メートルのところ
 - " ル PからO見通し線上Pから一〇〇メートルのところ
 - " ヲ ちから又見通し線と宇高東航路東端線との交差点
 - " ワ リからル見通し線と宇高東航路東端線との交差点
 - " ヲ ちから又見通し線上ヲから二七〇メートルのところ
 - " ヨ リからル見通し線上ワから二七〇メートルのところ
 - " タ ちから又見通し線とNからO見通し線との交差点
 - " レ リからル見通し線とNからO見通し線との交差点
 - " ソ SからR見通し線とルからM見通し線との交差点
 - " ツ ルからU見通し延長線とTからW見通し線との交差点
 - " ネ VからZ見通し線とTからW見通し線との交差点
 - " ナ VからZ見通し線とYから(E)見通し線との交差点
 - " ラ Yから(E)見通し線と(A)から(G)見通し線との交差点
 - " ム Xから(E)見通し線と(A)から(G)見通し線との交差点
 - " ウ Xから(E)見通し線と(B)から(G)見通し線との交差点
 - " 卍 Zから(F)見通し線とFから(D)見通し線との交差点
 - " ノ ウから卍見通し線と(C)から(G)見通し線との交差点
 - " オ Fから(D)見通し線と(C)から(G)見通し線との交差点
 - " ク Fから(D)見通し線と(A)から(G)見通し線との交差点
- 漁場の区域 Bイ、イロ、ロハ、ハフ、フニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チカ、カヨ、ヨレ、レタ、タヌ、ヌソ、ソツ、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ、ノオ、オク、ク(G)の二十五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、寺島水道(獅子渡ノ鼻と早崎を結んだ

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
線及びタツノ口鼻と重石ノ鼻とを結んだ線の内側の水道（内を除く）

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第二三六号（建網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市地先

点の位置

基点 A 大崎鼻（高松市、坂出市境界）

" B 高松市小槌島高頂

" C 王越町大崎山高頂

" D 王越町宮ノ鼻

" E 岡山県玉野市宮田山高頂（一三二メートル）

" F 王越町龍宮山高頂（一七四メートル）

" G 岡山県釜島北東端

" H 王越町、大屋富町境界

" I 小瀬居島北端

" J 旧総社塩田北西護岸北角

" K 小与島北東端

" L 旧総社塩田北西護岸西角から護岸沿い北東へ一〇〇メートルのところ

" M 室木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" ロ DからC見通し線上Dから五〇〇メートルのところ

" ハ DからE見通し線上Dから二〇〇メートルのところ

" ニ FからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ二〇〇メートルのところ

一三

" ホ HからI見通し線上Hから二〇〇メートルのところ

" ヘ JからK見通し線上Jから二〇〇メートルのところ

" ト LからM見通し線上Lから三六〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トLの八直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては川尻まで。）ただし、昭和二十一年八月一日（株）松浦工業が埋立免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦三〇三九番地地先海面を除き、大番橋地先海面にあつては、大番橋北西側から北西へ一〇メートルのところまでとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・香西本町、坂

出市王越町・大屋富町・林田町・江尻町・御供所町、綾歌郡宇多津町、丸龜市土器町・御供所町・富士見町・北平山町・福島町
 計画番号共第二三七号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 綾歌郡宇多津町、丸龜市、仲多度郡多度津町地先
 点の位置

- 基点A 坂出市番の州B物揚場北西端から護岸沿い南へ一五〇メートルのところ
- " B 丸龜市上真島高頂
- " C 丸龜市牛島サトーメ鼻南端
- " D 丸龜市下真島高頂
- " E 丸龜市本島町カブラサキ鼻
- " F 多度津町岩島高頂
- " G 詫間町志々島東端
- " H 多度津町、三野町境界
- " I 宇多津町大束川尻左岸護岸突端
- " J 宇多津町新宇多津港防波堤突端
- " K 宇多津町旧沖楯塩田北護岸防砂堤基部から突端へ一五〇メートルのところ
- " L 宇多津町旧沖楯塩田北護岸西角
- " M 丸龜市福島町六九番地の八地先市道福島海岸線北側の護岸東端から護岸沿い西へ四メートルのところ
- " N 丸龜市旧蓬菜塩田護岸東端
- " O 丸龜市広島東端
- " P 多度津町蛭子港四号護岸東端
- " Q 多度津町臨海土地A地区(東港町)北護岸東端
- " R 多度津町臨海土地B地区(西港町)東防波堤突端
- " S 多度津町臨海土地B地区(西港町)北護岸東角
- " T 多度津町臨海土地B地区(西港町)北護岸西角

- " U 多度津町臨海土地B地区(西港町)西防波堤屈折部
- " V 多度津町臨海土地B地区(西港町)西護岸北角
- " (A) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ二七二メートルのところ
- " (B) 宇多津町吉田埋立地西護岸角防波堤基部から護岸沿い東へ一〇メートルのところ
- " (C) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ三三四メートルのところ
- " (D) 宇多津町大束川尻左岸護岸突端から護岸沿い南へ二二メートルのところ
- " (E) 宇多津町旧陸楯塩田西端屈折部から南へ三二メートルのところ
- " (F) 丸龜市土器町北一 二(株)朝日スチール工業丸龜工場敷地南東角から北東へ一三メートルのところ
- " (G) 多度津町臨海土地(堀江五丁目)終末処理場北側護岸東端
- " (H) 多度津町臨海土地(堀江五丁目)終末処理場北側護岸西端
- " (I) 丸龜港東汐入川東護岸北端
- " (J) (I) から護岸沿い南へ七七メートルのところ
- " (K) 丸龜港東汐入川西護岸北端
- " (L) (K) から護岸沿い南へ六六メートルのところ
- " (M) 丸龜港福島二号護岸東端
- " (N) 丸龜港西堀二号護岸南端
- " (O) 三洋汽船岸壁北端
- " (P) 外堀岸壁旧岸壁面北端
- " (Q) 丸龜航路標識事務所西側護岸円曲部北端
- " (R) 丸龜検潮所西側護岸北端
- 点 I B からC見通し線上Bから一五〇メートルのところ
- " D からE見通し線上Dから一五〇メートルのところ
- " F からG見通し線上Fから一五〇メートルのところ

- 二 大東川尻左岸護岸延長線と新宇多津港防波堤延長線との交差点
- 水 旧沖楨塩田西護岸北延長線上から一五〇メートルのところ
- ヘ MからN見通し延長線とDからB見通し線との交差点
- ト OからD見通し延長線と昭和町埋立地北護岸との交差点
- チ SからT見通し延長線とVからU見通し延長線との交差点
- リ Aからイ見通し線と(A)から(B)見通し線との交差点
- 又 (G)から(H)見通し延長線上(H)から一五〇メートルのところ

- ル PからO見通し線上Pから一五〇メートルのところ
- ヲ 多度津町臨海土地(堀江五丁目)終末処理場西側護岸と平行に又から南へ二八四メートルのところ

- ワ (J)から(L)見通し線上(J)から一メートルのところ
- カ Wから東汐入川東護岸と平行に南へ二〇〇メートルのところ
- ヨ (L)から(J)見通し線上(L)から三メートルのところ
- タ ヨから東汐入川西護岸と平行に南へ二〇〇メートルのところ
- レ 丸亀港福島二号護岸延長線上(M)から北東へ二メートルのところ
- ソ (N)から丸亀港内堀南物揚場沿い東へ二メートルのところ
- ツ (O)から(P)見通し延長線上(P)から五メートルのところ
- ネ (Q)から(R)見通し延長線上(R)から八メートルのところ
- ナ ツを通り外堀岸壁旧岸壁面に平行な直線とネを通り丸亀魚市場荷捌き所前の外堀岸壁に平行な直線との交差点

漁場の区域 (A)リ、リイ、イロ、ロハ、ハF、FHの六直線と最大高潮時

海岸線に囲まれた区域。ただし、大東川にあっては(C)から(D)見通し線まで、安達川にあっては(E)から(F)見通し線まで、土器川にあっては土器川大橋下流側から下流一〇メートルのところまで、金倉川にあっては金倉川橋下流側から下流一〇メートルのところまでとする。なお、次の1から10までの区域を除く。

- 1 Eニ、ニJの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 2 Kホ、ホLの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 3 M、N、Nへ、へD、Dトの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 4 (H)又、又ヲ、ヲル、ルPの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 5 QからR見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 6 Tチ、チUの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 7 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

- 8 (J)ワ、ワカ、カタ、タヨ、ヨ(L)の五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 9 (M)レ、(N)ソの二直線と(M)Nの間沖出し二メートルの直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- 10 (P)ツ、ツナ、ナネ、ネ(R)の四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

- (5) 港内にあつては、港長の承認を得て操業しなければならない。

- (6) 丸亀港、多度津港の出入港船舶の航行を妨げないよう操業しなければならない。

(四) 関係地区 坂出市(坂出市漁業協同組合の地区に限る)

綾歌郡宇多津町

丸龜市(丸龜市漁業協同組合の地区に限る)
 仲多度郡多度津町(多度津町・白方漁業協同組合の地区に限る)

計画番号共第二三八号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市瀬居町北東地先

点の位置

基点A 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角(旧本浦大石)

" B 大屋富町相模坊

" C 瀬居島北浦大石

点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" 口 Cから真方位〇度一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、C口の二直線とAC間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島
- 計画番号共第二三九号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市沙弥島地先

点の位置

基点A 番ノ洲埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ一五〇メートルのと

ころ

" B 沙弥島北端

" C 瀬居島北西端

" D 沙弥港北防波堤基部

" E 坂出市乃生岬北端

点イ BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ

" 口 BからC見通し線と番ノ洲埋立地北西護岸との交差点

" ハ DからE見通し線と瀬戸大橋記念公園西側護岸との交差点

漁場の区域 イ口、Dハの二直線とAB間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島
- 計画番号共第二四〇号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域 坂出市小瀬居島地先

漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市瀬居町

計画番号共第二四一号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市三ツ子島地先

漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市与島町

計画番号共第二四二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市小与島地先

漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市与島町

計画番号共第二四三号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市与島町・鍋島・羽佐島地先

漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市与島町

計画番号共第一四四号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市岩黒地先

漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市岩黒

計画番号共第二四五号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市室木島地先

漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市檀石

計画番号共第二四六号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先

漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期

藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市檀石

計画番号共第二四七号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市檀石・歩渡島地先

漁場の区域 檀石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 坂出市与島町・岩黒・檀石

計画番号共第二四八号(建網)

漁場の位置及び区域	丸龜市牛島地先
漁場の区域	牛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 丸龜市本島町・牛島

計画番号共第二四九号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸龜市本島町地先

点の位置

基点A 龜山鼻東端

" B 坂出市与島南西端

" C 黒鼻南端

" D 牛島町八ッセン鼻西端

" E カブラサキ鼻西端

" F 広島町竹浦鼻南端

" G 岡山県下水島南西端

" H 岡山県杓島高頂

" I 広島北端

- " J タコツボ鼻北端
 - " K 長崎鼻北端
 - " L 弁天島西端
 - " M 向島北端
 - " N 長島東端
 - " O 向島東端
 - " P 坂出市櫃石島南端
 - 点 イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 - " ロ CからD見通し線上Cから一五〇メートルのところ
 - " ハ EからF見通し線とGからH見通し延長線との交差点
 - " ニ IからJ見通し線とGからH見通し延長線との交差点
 - " ホ LからG見通し線上Lから一五〇メートルのところ
 - " ヘ IからJ見通し線とKからホ見通し線との交差点
 - " ト MからN見通し線上Mから一五〇メートルのところ
 - " チ OからP見通し線上Oから一五〇メートルのところ
- 漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘホ、ホト、トチ、チイの八直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、雀ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域を含む。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第二五〇号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市本島町長島地先

漁場の区域 長島と西の礁周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第二五二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市広島町地先

漁場の区域 広島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期

藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 丸亀市広島町

計画番号共第二五二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市手島町地先

漁場の区域 手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 丸亀市手島町

計画番号共第二五三号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市広島町小手島地先
 漁場の区域 小手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 丸亀市広島町小手島

計画番号共第二五四号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳東部地先

点の位置

基点A 佐柳島南端

" B 小島南端

" C 岡山県真鍋島北端

" D 佐柳島北端

" E 丸亀市本島町カブラサキ鼻西端

" F 丸亀市広島町エンド鼻南端

点イ CからD見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

" 口 AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

漁場の区域 A口、ロイ、イドの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳
計画番号共第二五五号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳西部地先
点の位置

- 基点 A 丸亀市手島北西端
- " B 佐柳島北西端
- " C 高見島南西端
- " D 佐柳島南西端

点 イ AからB見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点
漁場の区域 Bイ、イDの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳
計画番号共第二五六号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町高見島地先
点の位置

- 基点 A 高見島北端
 - " B 丸亀市牛島町ハッセン鼻西端
 - " C 高見島南東端
 - " D 高見島南端
 - " E 多度津町二面島高頂
- 点 イ AからB見通し線上Aから二〇〇〇メートルのところ
" ロ CからB見通し線上Cから二〇〇〇メートルのところ
" ハ CからB見通し線上Cから一〇〇メートルのところ
" ニ DからE見通し線上Dから一〇〇メートルのところ
" ホ DからE見通し線上Dから一五〇メートルのところ
" ヘ AからE見通し線上Aから一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニホ、ホヘ、ヘAの六直線と八二間沖出し
〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

磯建網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 計画番号共第二五七号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町二面島地先

漁場の区域 二面島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 仲多度郡多度津町高見、三豊郡詫間町大字粟島
- 計画番号共第二五八号(建網)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字志々島地先
点の位置

基点A 新田城高頂

" B 粟島立髪南端

" C 多度津町佐柳島高頂

" D 多度津町高見島南西端

" E 多度津町小島西端

" F 矢倉石中央

" G 丸亀市上真島南端

" H 丸亀市下真島北端

点 I AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

" 口 AからB見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点

" ハ CからD見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

" ニ EからF見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハニ、ニイの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
か に 建 網 漁 業	六月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町
計画番号共第二五九号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字粟島地先

点の位置

基点A 観音崎

" B 多度津町二面島西端

" C 志々島北端

" D 須田港入口中央

" E 岡山県笠岡市六島南西端

" F 矢倉石中央

" G 岡山県笠岡市六島北端

点イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

" ロ AからC見通し線とDからE見通し線との交差点

" ハ AからC見通し線とDからF見通し線との交差点

" ニ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点

漁場の区域 イ口、ロハ、ハF、Fニ、ニイの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
春かに建網漁業	三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。

- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町
計画番号共第二六〇号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町三崎突端から仁尾町に至る地先

点の位置

基点A 仁尾町、観音寺市境界

" B 観音寺市円上島北端

" C 詫間町、仁尾町境界

" D 観音寺市伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

" E 古三崎突端

" F 三崎突端

" G 愛媛県越智郡江の島高頂

点イ AからB見通し線上Aから一〇〇〇メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから一〇〇〇メートルのところ

" ハ EからB見通し線上Eから一〇〇〇メートルのところ

" ニ FからG見通し線上Fから一〇〇〇メートルのところ

漁場の区域 AI、イ口、ロハ、ハニ、ニFの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、仁尾港金坂地区一号防波堤突端から二号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
春かに建網漁業	三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。
 - (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (四) 関係地区 三豊郡詫間町大字大浜・積・箱・生里、仁尾町
 計画番号共第二六一号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 三豊郡三野町から詫間町三崎突端に至る地先
 点の位置

- 基点 A 三崎突端
- " B 愛媛県越智郡江の島高頂
- " C 広島県福山市宇治島東端
- " D 早崎
- " E 岡山県笠岡市六島東端
- " F 室浜漁港南防波堤基部
- " G 岡山県笠岡市真鍋島東端
- " H 箱崎東端
- " I 多度津町二面島高頂
- " J 積漁港北防波堤旧突端
- " K 志々島北端
- " L 香田鼻
- " M 粟島不天洲南端
- " N 三玉岩中央
- " O 多度津町岩島高頂
- " P 多度津町、三野町境界
- " Q 志々島東端
- " R 水出埋立地北西角
- " S 高谷貯木場三号防波堤基部

" T 高谷貯木場三号防波堤突端

" U 高谷鼻

- 点
- イ AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ
 - ロ AからC見通し線上Aから五〇〇メートルのところ
 - ハ DからE見通し線上Dから五〇〇メートルのところ
 - ニ FからG見通し線上Fから五〇〇メートルのところ
 - ホ HからI見通し線上Hから五〇〇メートルのところ
 - ヘ JからK見通し線上Jから一〇〇メートルのところ
 - ト LからM見通し線上Lから一〇〇メートルのところ
 - チ OからQ見通し線上Oから一五〇メートルのところ
 - リ RからU見通し線とSからT見通し延長線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トN、Nチ、チO、OPの十一直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあつては河尻までとする)。ただし、Rリ、リTの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び岩島周囲最大高潮時海岸線から冲出し五〇メートル以内の区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
春 かに 建 網 漁 業	三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町
計画番号共第二六二号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 観音寺市から三豊郡豊浜町に至る地先
点の位置

- 基点 A 香川県、愛媛県境界(余木崎)
- " B 伊吹町赤崎
- " C 関谷港南防波堤基部
- " D 小股島高頂
- " E 江浦草(九十九)山南端
- " F 伊吹町不動鼻(伊吹島北端)
- " G 仁尾町、観音寺市境界
- " H 円上島北端

点 I AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
" CからD見通し線上Cから二〇〇メートルのところ
" H EからF見通し線上Eから二〇〇メートルのところ
" GからH見通し線上Gから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニGの五直線と最大高潮時海岸線(観音寺港にあつては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあつては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場南西端を結んだ線まで、財田川にあつては三架橋橋脚まで、柞田川にあつては鉄橋橋脚までとする。)に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域(平成十一年香川県告示第八百八十六号)及びこの埋立に係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

名 称	時 期
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
春 かに 建 網 漁 業	三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。
- (4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (5) 観音寺港の出入港船舶に対し航行を妨げないよう操業しなければならない。

(四) 関係地区 三豊郡大野原町・豊浜町、観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・室本町

計画番号共第二六三号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域
漁場の位置 観音寺市伊吹町地先
漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
磯 建 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
春 かに 建 網 漁 業	三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。
- (3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第二六四号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

点の位置

漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
藻建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
磯建網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
春かに建網漁業	三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第二六五号(建網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市円上島地先

漁場の区域 円上島周囲(オンゴウ岩を含む。)最大高潮時海岸線から沖出し二〇〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称 時期

藻建網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

磯建網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

春かに建網漁業 三月一日から六月三十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(3) 魚類を威嚇して操業してはならない。

(4) 背丈一七〇センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第三〇一号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市兀崎地先

点の位置

基点 A 香川県、徳島県境界

" B 竜王山東の窪

" C 通念島高頂

点 I A から C 見通し線上 A から九〇〇メートルのところ

" B から A 見通し延長線上 A から一〇〇〇メートルのところ

" C から A 見通し延長線上 A から一〇〇〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚桝網漁業	三月十五日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

- 事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股及び徳島県鳴門市北灘町

計画番号共第三〇二号(角網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市坂元、南野地先

点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

" B 竜王山東の窪

" C 通念島高頂

" D 松島東端

" E 徳島県鳴門市北灘町三津吉崎

点イ BからA見通し延長線上Aから一〇〇メートルのところ

" ロ イからC見通し線上イから一〇〇メートルのところ

" ハ DからE見通し線とBからA見通し延長線との交差点

漁場の区域 イ口、ロD、Dハ、ハイの四直線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
あじ・さば角網漁業	六月一日から翌年一月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第三〇三号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田沖

点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

" B 犬毛どり

" C 虎丸山高頂

" D 兵庫県男鹿島高頂

" E 兵庫県上島灯台

" F 徳島県鳴門市瀬戸町北泊北端

点イ AからE見通し線上Aから九〇〇メートルのところ

" ロ BからD見通し線上Bから九〇〇メートルのところ

" ハ Cから真方位二三度三〇分旧海岸線から八八〇メートルのところ

" ニ ハからF見通し線とBからD見通し線との交差点

" ホ ハからF見通し線とAからE見通し線との交差点

漁場の区域 ロニ、ニホ、ホイの三直線とAB間最大高潮時海岸線から沖出し九〇メートルの只曲線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら桝網漁業	三月十五日から五月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (3) 操業位置については、共第三〇七号の桝網漁業権者と協議しなければならない。

- (四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第三〇四号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市松島地先

点の位置

基点A 松島西端

" B 徳島県鳴門市大麻山高頂

" C 松島東端

点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" ロ CからB見通し線上Cから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	三月十五日から翌年二月十五日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第三〇五号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

点の位置

基点A 毛無島東端

" B 双子島高頂

" C 毛無島西端

点イ AからB見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" ロ CからB見通し線上Cから一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称

時期

雑魚柵網漁業

七月十五日から翌年二月十五日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第三〇六号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田沖

点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

" B 犬もどり

" C 兵庫県津名郡北淡町江崎

" D 通念島高頂

点イ AからD見通し線上Aから九〇〇メートルのところ

" ロ BからC見通し線上Bから九〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、Bロの二直線とAB間沖出し九〇〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	三月十五日から翌年二月十五日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股
 計画番号共第三〇七号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠及びさぬき市津田町鶴羽沖

点の位置

- 基点A 犬もどり
 - " B 虎丸山高頂
 - " C 打伏の鼻
 - " D 庵治町高島北端
 - " E 内海町風ノ子島東端
 - " F 兵庫県男鹿島高頂
 - " G 徳島県鳴門市瀬戸町北泊北端
 - 点イ Bから真方位三三度三〇分旧海岸線から八八〇メートルのところ
 - " 口 AからF見通し線上Aから九〇〇メートルのところ
 - " 八 CからE見通し線上Cから九〇〇メートルのところ
 - " 二 CからE見通し線とイからD見通し線との交差点
 - " 水 AからF見通し線とイからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 八二、二イ、イホ、ホ口の四直線とAC間沖出し九〇〇メートルの只曲線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら桝網漁業	三月二十日から六月二十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (3) 操業位置については共第三〇三号桝網漁業権者と協議しなければならない。

(四) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠及びさぬき市津田町鶴羽

(一) 計画番号共第三〇八号(桝網)

漁場の位置 東かがわ市湊、松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠地先

点の位置

- 基点A 犬もどり
 - " B 東かがわ市、さぬき市境界
 - " C 兵庫県西島高頂
 - " D 兵庫県津名郡北淡町江崎
 - " E 三本松港西埋立地南西角
 - " F Eから護岸沿い北へ七五メートルのところ
 - " G 三本松港西埋立地北西角
 - " H 三本松港西防波堤突端北東角
 - 点イ AからD見通し線上Aから九〇〇メートルのところ
 - " 口 BからC見通し線上Bから九〇〇メートルのところ
 - " 八 Eから真方位三〇六度四二分二〇メートルのところ
 - " 二 Fから真方位三〇六度四二分二〇メートルのところ
 - " 水 Gから真方位三五一度四一分二八メートルのところ
 - " へ Hから真方位三四二度七四メートルのところ
- 漁場の区域 AI、B口の二直線とAB間沖出し九〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については旧海岸線を基準とする。また、E八、八二、二ホ、ホへ、へHの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
- 計画番号共第三〇九号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先
点の位置

- 基点A 白鳥港新川防波堤赤灯台
- " B 虎丸山高頂
- " C 東かがわ市、さぬき市境界
- " D さぬき市津田町丸山鼻
- " E さぬき市津田町鷹島高頂
- " F 兵庫県西島高頂
- " G 一ツ島高頂
- 点イ AからD見通し線とBから真方位三三度三〇分の線との交差点
- " 口 AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- " ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- " ニ EからG見通し線とBから真方位三三度三〇分の線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
かれい柵網漁業	十二月一日から翌年一月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠
- 計画番号共第三一〇号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先
点の位置

- 基点A 津田町北山高頂（三〇七メートル）
- " B 東かがわ市絹島高頂
- " C 丸山鼻南東端
- " D 東かがわ市北山鼻北端
- " E 鵜部鼻北西端
- " F 東かがわ市、さぬき市境界
- " G 名古島西端
- " H 兵庫県西島高頂
- 点イ AからB見通し線とEからG見通し延長線との交差点
- " 口 AからB見通し線とFからH見通し線との交差点
- " ハ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点
- " ニ CからD見通し線とEからG見通し延長線との交差点
- 漁場の区域 イ口、口ハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第三二一号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町地先

点の位置

基点A 東かがわ市、さぬき市境界

" B 鶴部鼻北西端

" C 名古島北西端

" D 東かがわ市北山高頂(三〇七メートル)

" E 大鼻東端

" F 鷹島南西端

" G 兵庫県西島高頂

点 イ AからG見通し線上Aから九〇〇メートルのところ

" ロ BからC見通し延長線とDからイ見通し線との交差点

" ハ EからF見通し延長線とBからC見通し延長線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町

計画番号共第三二二号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市小田地先

点の位置

基点A 虎ヶ鼻

" B 馬ヶ鼻

" C 苦張弁天鼻

" D 大串崎

" E 池田町地蔵崎灯台

" F 内海町大角鼻灯台

点 イ AからF見通し線上Aから九〇〇メートルのところ

" ロ BからE見通し線上Bから九〇〇メートルのところ

" ハ CからE見通し線上Cから九〇〇メートルのところ

" ニ DからE見通し線上Dから九〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第三二三号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市鴨庄地先

点の位置

基点A 大串崎

" B 小串崎

" C 庵治町太鼓鼻

" D 池田町三都崩鼻

" E 白方大水門東端

点イ AからD見通し線上Aから三五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから三五〇メートルのところ

" H Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

漁場の区域 Aイ、B口、E八の三直線とA B間沖出し三五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	三月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第三二四号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市志度、木田郡牟礼町地先

点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端

" B 鷲ヶ鼻

" C 松ヶ鼻

" D 小串崎

点イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

" BからC見通し線上イから三五〇メートルのところ

" H CからD見通し線上Cから三五〇メートルのところ

漁場の区域 イ口、C八の二直線とイC間沖出し三五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	三月一日から八月二十日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町

計画番号共第三一五号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 木田郡庵治町高尻地先

点の位置

基点A 太鼓鼻東端

" B 松ヶ鼻

" C さぬき市小串崎

" D さぬき市大串崎

点イ AからD見通し線上Aから三五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから三五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とA B間沖出し三五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚罟網漁業	三月一日から八月二十日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (四) 関係地区 さぬき市志度、木田郡牟礼町・庵治町
- 計画番号共第三一六号(罟網)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 木田郡庵治町新開地先
- 点の位置
- 基点 A 新開埋立地南西角
 - " B 米ハカリ鼻
 - " C 高松市宮ノ窪洲鼻(旧防砂堤跡)
 - " D 高松市女木島北端
 - 点 イ AからD見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
 - " ロ BからC見通し線上Bから二〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、Bロの二直線とA B間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚罟網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (四) 関係地区 木田郡庵治町
- 計画番号共第三一七号(罟網)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 高松市屋島東地先
- 点の位置
- 基点 A 牟礼町旧久通塩田北西角
 - " B 旧日本栽培漁業協会屋島事業場埋立地南東角
 - " C 屋島台頂北端
 - " D 男木島北東端
 - " E 庵治漁港王ノ下旧突堤白灯台
 - " F 庵治町小丸山高頂
 - 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 - " ロ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点
- 漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第二種共同漁業

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (四) 関係地区 木田郡庵治町
- 計画番号共第三一八号(罟網)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦虹崎地先
- 点の位置

名 称	時 期
雑魚罟網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

基点A 唐櫃、家浦境界（深谷川尻）

” B 岡山県岡山市幸西外波崎

” C 白崎

点イ AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ

” ロ CからB見通し線上Cから二五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第三一九号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦中玉地先

点の位置

基点A ケサガ鼻

” B 岡山県岡山市米崎

” C 甲崎

点イ AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ

” ロ CからB見通し線上Cから二五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称

時期

雑魚柵網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第三二〇号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦タツタカ鼻地先

点の位置

基点A タツタカ鼻

” B 直島町姫泊山頂

” C 保崎

点イ AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ

” ロ CからB見通し線上Cから二五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第三二二号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先
 漁場の区域 小豊島周囲最大高潮時海岸線から沖出し二七〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	三月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第三三二二号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先
 点の位置

基点A 葛島南端(ナギリ石)
 漁場の区域 葛島南端(ナギリ石)を中心として半径一五〇メートルの線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	三月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末
 計画番号共第三三三三号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小江から大部に至る地先
 点の位置

基点A 内海町星ヶ城高頂
 B 大部灘山集落東の鼻
 C 小部テガラモ鼻西端
 D 大島東端
 E 大島西端
 F 妙見崎北端

G 岡山県邑久郡邑久町木島高頂
 H 北浦小島北端
 I 早崎目島北端
 J 岡山県邑久郡牛窓町黄島東端
 K 蕪崎

点 I AからB見通し延長線上Bから一〇〇メートルのところ
 CからD見通し線上Cから六〇〇メートルのところ
 FからG見通し線上Fから三〇〇メートルのところ
 HからI見通し線上Iから三〇〇メートルのところ

漁場の区域 B、I、ロD、E八、八H、H二、ニKの七直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び大島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

雑魚柵網漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮・北浦・大部
- 計画番号共第三三四号（桝網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先
点の位置

- 基点A 虹崎北端
 - " B 岡山県岡山市沖鼓島高頂
 - " C 礼田崎南端
 - " D 庵治町大島北端
 - 点イ AからB見通し線上Aから二七〇メートルのところ
 - " ロ CからD見通し線上Cから二七〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、Cロの二直線とAB間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	三月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦
- 計画番号共第三三五号（桝網）
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡東部地先

点の位置

- 基点A 金ヶ崎
 - " B 福田小島東端
 - " C 干出岩
 - " D 兵庫県飾磨郡家島町院下島東端
 - " E 笠ヶ鼻
 - " F 兵庫県三原郡西淡町丸山崎
 - " G 東かがわ市寺山（秋葉山）高頂（九七メートル）
 - " H 風ノ子島北東端
 - " I 坂手とびのす
 - 点イ BからC見通し延長線とDからG見通し線との交差点
 - " ロ EからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イロ、ロH、HIの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら桝網漁業	三月二十日から六月二十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 小豆郡内海町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手
- 計画番号共第三三六号（桝網）
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡内海町吉田から坂手に至る地先
- 点の位置

基点A 土庄町、内海町境界

" B 弁天鼻

" C 水ノ子礁

" D 笠ヶ鼻

" E 坂手とびのす

" F 風ノ子島北端

" G 風ノ子島南端

" H 大角鼻南の高頂(一五九メートル)

" I 星ヶ城高頂(八一七メートル)

点イ IからA見通し延長線上Aから二七〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから二七〇メートルのところ

" CからD見通し線上Dから二七〇メートルのところ

" DからE見通し線上Eから二七〇メートルのところ

" EからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" FからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" GからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 AI、OH、IF、G水の四直線と福田小島を含むAB間、DE間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) たい・さわら柵網の漁期中は双方協議の上操業しなければならない。
 - (3) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (四) 関係地区 小豆郡内海町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手
- 計画番号共第三二七号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手地先

点の位置

基点A 風ノ子島南端

" B 大角鼻南の高頂(一五九メートル)

" C 雨倉鼻(坂手、掘越境界)

" D 東かがわ市絹島高頂

点イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

" BからA見通し線上イからAへ二七〇メートルのところ

" CからD見通し線上Cから二七〇メートルのところ

" DからE見通し線とイC間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

漁場の区域 イD、Cの二直線とイC間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	三月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 坂手港赤灯台から西波止に至る間張建してはならない。
 - (3) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 - (四) 関係地区 小豆郡内海町坂手
- 計画番号共第三二八号(柵網)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 小豆郡内海町福部島地先
- 点の位置
- 基点A 大福部島北西端
- " B 塩谷鼻南端

" C 大角鼻南端
 " D 小福部島東端
 " E 小福部島西端
 " F 大福部島東端
 点 イ AからB見通し線上Aから二七〇メートルのところ
 " ロ DからC見通し線上Dから二七〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、Dロ、E Fの三直線とAD間沖出し二七〇メートルの只曲
 線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町坂手
 計画番号共第三三九号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡内海町堀越・田浦・古江地先
 点の位置
 基点A 雨倉鼻(坂手、堀越境界)
 " B 東かがわ市絹島高頂
 " C 古江亀岬北端
 " D 弁天島東端
 " E 田浦松ヶ鼻突端
 " F 旧二生村、三都村境界(大崎)
 点 イ AからB見通し線上Aから二七〇メートルのところ

" ロ EからF見通し線上Eから二七〇メートルのところ
 " ハ EからF見通し線上Eから一五〇メートルのところ
 " ニ CからD見通し線上Cから一五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、ロハ、Cニの三直線とAE間沖出し二七〇メートルの只曲
 線、EC間沖出し一五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に
 囲まれた区域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦
 計画番号共第三三〇号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 小豆郡内海町苗羽弁天島地先
 漁場の区域 弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区
 域
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業
 (三) 制限又は条件
 (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽
 計画番号共第三三三一号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町西村清水地先
 点の位置

- 基点A 西村清水(株)島醸前の鼻突端
 " B 弁天島北端
 " C NHK内海テレビ中継放送所中央電波塔
 点イ Aから海岸沿い北へ七五メートルのところ
 " ロ Aから海岸沿い西へ七五メートルのところ
 " ハ ロからC見通し線上口から一八〇メートルのところ
 " ニ イからB見通し線上イから一八〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、八ニ、ニイの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桝網漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町苗羽・西村
 計画番号共第三三三二号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町西村、池田町大字二生地先
 点の位置
 基点A 小豆島オリーブユースホテル前の防砂堤基部

- " B 丸山鼻南の高頂(一八六メートル)
 " C 旧二生村、三都村境界(大崎)
 " D 権現鼻
 " E 田浦松ヶ鼻突端
 " F 内海町、池田町境界

- 点イ AからB見通し線上Aから一八〇メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから二七〇メートルのところ
 " ハ FからE見通し線上Fから二七〇メートルのところ
 " ニ FからE見通し線上Fから一八〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、二ハ、Cロの三直線とAF間沖出し一八〇メートルの只曲線、FC間沖出し二七〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桝網漁業	三月一日から翌年一月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
 (四) 関係地区 小豆郡内海町西村、池田町大字二生
 計画番号共第三三三三号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町大字蒲野地先
 点の位置
 基点A 旧二生村、三都村東側境界
 " B 内海町権現鼻西端
 " C チョウシヤノ鼻東端

計画番号共第三三六号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市屋島地先

点の位置

基点A 屋島西町旧屋島塩田西端

" B 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ二五二メートルのところ

" C 朝日町G地区埋立地北東角(高松市朝日町六丁目埋立地北東角)

" D 庵治町矢竹島西端

" E 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

" F 庵治町丸山大西鼻南西端

" G 屋島台頂北端(北嶺北端)

" H 女木島北端

点イ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点

" 口 FからH見通し線とEからG見通し線との交差点

" 八 EからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 A、B、C、イ、口、口八の五直線と最大高潮時海岸線に囲

まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号共第三三七号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町魚戸地先

点の位置

基点A 魚戸南鼻

" B Aから海岸沿い北へ一〇〇メートルのところ

" C 庵治町五剣山高頂

" D 庵治町大島北の高頂(六二メートル)

点イ AからC見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" 口 BからD見通し線上Bから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 A、イ、口、口Bの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第三三八号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市女木町西浦明神地先

点の位置

基点A 荒多大明神鳥居から海岸沿い南へ五〇メートルのところ

" B 荒多大明神鳥居から海岸沿い南へ一五〇メートルのところ

" C 大槌島高頂

点イ AからC見通し線上Aから二〇〇メートルのところ

" 口 BからC見通し線上Bから二〇〇メートルのところ

(一) 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 高松市女木町
 計画番号共第三三九号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

点の位置

- 基点A 香東川左岸突端(瀬戸内工業埋立地北側護岸東角)
- " B 女木島南端
- " C 本津川左岸突端(香西本町埋立地北側護岸東角)
- " D Cから真方位九五度の線と本津川尻右岸護岸との交差点
- " E 貯木場埋立地北側護岸西角
- " F Fから護岸沿い西へ二〇〇メートルのところ
- 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
- " ロ Cから真方位九五度八メートルのところ
- " ハ 口から真方位五度一九五メートルのところ
- " ニ 八から真方位九五度九メートルのところ
- " ホ 二から真方位五度一九五メートルのところ
- " ヘ 瀬戸内工業埋立地北側護岸と直角にFから北へ三八〇メートルのとこ
- 二〇〇
- 漁場の区域 Aイ、Dロ、ロハ、ハニ、ニホの五直線とAE間沖出し二〇〇メ

1トルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、E
 へ、へFの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 高松市(下笠居、香西漁業協同組合の地区に限る。)
 計画番号共第三四〇号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

点の位置

- 基点A 神在港東防波堤基部
- " B 土庄町豊島檀山高頂(三四〇メートル)
- " C 紅ノ峰鼻
- " D 直島町荒神島西端
- " E 大崎鼻
- " F 亀水港一号防波堤基部
- " G 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角
- " H 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角
- 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
- " ロ CからD見通し線上Cから二〇〇メートルのところ
- " ハ Fから真方位三〇七度三〇分四六二メートルのところ
- " ニ 八から真方位一七九度三〇分五九三メートルのところ
- " ホ 二から真方位一一九度〇〇分三五メートルのところ

- ハ 水から真方位二〇九度〇〇分六〇メートルのところ
- ト へから真方位七四度〇〇分一五五メートルのところ
- チ Fから真方位三〇一度三〇分六一八メートルのところ
- リ チから真方位一七三度三〇分五八二メートルのところ
- ヌ リから真方位一九〇度三〇分九七メートルのところ
- ル 又から真方位一四九度〇〇分五五メートルのところ
- ヲ ルから真方位二七四度〇〇分二二五メートルのところ
- ワ Gから真方位三三五度〇〇分一七メートルのところ
- カ Hから真方位三三五度〇〇分一七メートルのところ

漁場の区域 Aイ、ロEの二直線とAC間沖出し二〇〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホへ、ト、ヲル、ルヌ、ヌリ、リチ、チハの九直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びGワ、ワカ、カHの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 高松市(下笠居、香西漁業協同組合の地区に限る。)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 坂出市大屋富町地先
- 点の位置
- 基点A 王越町、大屋富町境界

- B 小与島北東端
- C 旧総社塩田北西護岸北角
- D 小瀬居島北端
- 点イ AからB見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
- ロ AからD見通し線上Aから二〇〇メートルのところ
- ハ CからB見通し線上Cから二〇〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハCの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあつては河尻まで)。ただし、昭和二十一年八月一日(株)松浦工業が埋め立て免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦三〇三九番地地先海面を除き、大番橋地先海面にあつては、大番橋北西側から北西へ一〇メートルのところまでとする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 坂出市(松山漁業協同組合の地区に限る。)

(一) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 丸龜市本島町大浦地先
- 点の位置
- 基点A タコツボ鼻北端
- B 岡山県六口島南端
- C フクヘ鼻北端
- D 岡山県上水島南東端

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

点 イ AからB見通し線上Aから七〇〇メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから七〇〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

名 称	時 期
雑魚 桝 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 丸亀市本島町
 計画番号共第三四三号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 丸亀市広島町芦大浦地先
 点の位置
 基点A おなご岩東端
 " B 田ノ浦鼻東端
 " C 本島町女郎鼻西端
 " D 本島町フクベ鼻北端
 点 イ AからD見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 " ロ BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、Bロの二直線とAB間沖出し一五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

雑魚 桝 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで
------------	-----------------

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町
 計画番号共第三四四号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 丸亀市広島町江ノ浦地先
 点の位置
 基点A 江ノ浦港立石地区西防波堤基部
 " B エンド鼻南東端
 " C 羽節岩灯標
 " D 上真島高頂
 点 イ AからD見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 " ロ BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ
 漁場の区域 Aイ、Bロの二直線とAB間沖出し一五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
 第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝 網 漁 業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町

計画番号共第三四五号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市広島町青木地先

点の位置

基点A 市井の脇突端

" B カレイ崎西端

" C 小手島南端

点イ AからC見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町

計画番号共第三四六号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市広島町茂浦地先

点の位置

基点A 桜鼻西端

" B 西ノ鼻北端

" C 手島町高州南東端

計画番号共第三四七号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市手島町西浦地先

点の位置

基点A 金ヶ崎南端

" B アナジ鼻西端

" C 広島町小手島槌手北端

" D 広島町小手島牛ヶ首

点イ AからD見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し一五〇メートルの只曲線及び

最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 丸亀市広島町(小手島を除く)・手島町

計画番号共第三四七号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市手島町西浦地先

点の位置

基点A 金ヶ崎南端

" B アナジ鼻西端

" C 広島町小手島槌手北端

" D 広島町小手島牛ヶ首

点イ AからD見通し線上Aから一五〇メートルのところ

" BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く）・手島町
計画番号共第三四八号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 丸亀市手島町高ノ越鼻地先
点の位置

- 基点A 西赤崎北端
 - " B 高ノ越鼻北端
 - " C 岡山県倉敷市玉島黒崎帆崎南端
 - 点イ AからC見通し線上Aから一五〇メートルのところ
 - " BからC見通し線上Bから一五〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、B口の二直線とAB間沖出し一五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く）・手島町

計画番号共第三四九号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方地先
点の位置

- 基点A 西港町西側護岸の北から第一番目鉄塔
 - " B 多度津町、三野町境界
 - " C 岩島高頂
 - 点イ BからC見通し線上Bから三〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イBの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方
計画番号共第三五〇号（柵網）

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島地先
漁場の区域 亀笠島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方
- 計画番号共第三五二号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町岩島地先

漁場の区域 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し一五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (四) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方
- 計画番号共第三五二号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡三野町から詫間町三崎突端に至る地先

点の位置

- 基点 A 三崎突端
- " B 岡山県笠岡市六島東端
- " C 黒崎鼻
- " D 多度津町二面島高頂
- " E 粟島城山高頂
- " F 矢倉石中央

" G 志々島東端

" H 多度津町高見島東端

" I 多度津町、三野町境界

" J 粟島不天洲南端

" K 高谷貯木場三号防波堤基部

" L 高谷貯木場三号防波堤突端

" M 高谷鼻

" N 水出埋立地北西角

" O 水出埋立地北東角

" P 多度津町亀笠島南端

" Q 多度津町岩島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから五〇〇メートルのところ

" ロ イからE見通し線とCからD見通し線との交差点

" ハ GからH見通し線上Gから五〇〇メートルのところ

" ニ CからD見通し線とHからF見通し延長線との交差点

" ホ HからG見通し延長線とIからJ見通し線との交差点

" ヘ IからJ見通し線とOからP見通し線との交差点

" ト IからQ見通し線とOからP見通し線との交差点

" チ NからM見通し線とKからL見通し延長線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロニ、ニハ、ハホ、ホへ、へト、トエの八直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあつては河尻までとする。)、ただし、Nチ、チLの二直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	三月十日から翌年一月十五日まで

(三) 制限又は条件

名 称	
時 期	

(一) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。陸岸から六〇メートル以内で操業しなければならない。

(3) 逆張りをしてはならない。

(4) 関係地区 三豊郡詫間町大字志々島・粟島・詫間・大浜・積・箱

計画番号共第三五三三号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町三崎突端から豊浜町に至る地先

点の位置

基点 A 香川県、愛媛県境界(余木崎)

" B 観音寺市伊吹町赤崎

" C 岡山県笠岡市六島東端

" D 詫間町三崎突端

" E 小薦島高頂

点 I AからB見通し線上Aから三三〇メートルのところ

" ロ IからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの三直線と最大高潮時海岸線(仁尾港)にあっては金坂地区一号防波堤突端と二号防波堤突端を結んだ線まで、観音寺港にあっては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあっては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場南西端を結んだ線まで、財田川にあっては三架橋橋脚まで、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。()に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域(平成十一年香川県告示第八百八十六号)及びこの埋立に係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	
時 期	

(一) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。一統分の網の長さは三〇メートル以内とする。

(3) 逆張りをしてはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	
時 期	

たい 桝 網 漁 業 三月十五日から六月十五日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。たい 桝 網 一統分の長さは三〇メートル以内とする。

(3) 地元間の協定により認められたあいご 桝 網 以外は逆張りをしてはならない。

(4) 雑魚 桝 網 漁業は陸岸から五〇メートル以内で操業しなければならない。

(5) 関係地区 三豊郡詫間町大字生里・大浜、仁尾町、大野原町、豊浜町、観音寺市(伊吹町を除く。)

(四) 計画番号共第三五四号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市伊吹町地先

漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し七〇メートル以内の区域

計画番号共第三五五号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先
 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し七〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい 桝網 漁業	三月十五日から六月十五日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (3) 一統分の網の長さは三〇メートル以内とする。
- (4) 逆張りをしてはならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第三五六号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市円上島地先
 漁場の区域 円上島周囲(オンゴウ岩を含む。)最大高潮時海岸線から沖出し七〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい 桝網 漁業	三月十五日から六月十五日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う

事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- (3) 一統分の網の長さは三〇メートル以内とする。
- (4) 逆張りをしてはならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第三五七号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市伊吹町地先
 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し三五メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚 桝網 漁業	十月十五日から翌年一月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第三五八号(桝網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先
 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し三五メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期

雑魚柵網漁業

十月十五日から翌年一月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第三五九号(柵網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 観音寺市円上島地先

漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し三五〇メートル以内の区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種共同漁業

名称	時期
雑魚柵網漁業	十月十五日から翌年一月十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(四) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第四〇一号(地びき網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡詫間町大字大浜名部戸、仁尾町大字家ノ浦地先

点の位置

- 基点A 父母峠西端
- " B 観音寺市円上島北端
- " C 詫間町丸山島南西端

" D 交合谷

" E 大鷲島北西端

" F 詫間町大字大浜名部戸中央防波堤突端

" G 観音寺市伊吹町不動鼻(伊吹島北端)

点 I AからB見通し線上Aから一〇〇メートルのところ

" D 口からE見通し線上Dから六七五メートルのところ(中央点)

" H IからC見通し線と口からB見通し線との交差点

" II 二イからC見通し線とFからG見通し線との交差点

漁場の区域 D口、口八、八二、二Fの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種共同漁業

名称	時期
地びき網漁業	四月一日から十一月三十日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(四) 関係地区 三豊郡詫間町大字大浜、仁尾町

計画番号共第四〇二号(地びき網)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡仁尾町地先

点の位置

- 基点A 仁尾町、観音寺市境界
- " B 観音寺市円上島北端
- " C 父母峠西端
- " D 詫間町丸山島南西端
- " E 交合谷

- 〃 F 大鷲島北西端
- 点 イ AからB見通し線上Aから一〇〇〇メートルのところ
- 〃 ロ CからB見通し線上Cから一〇〇〇メートルのところ
- 〃 ハ EからF見通し線上Eから六七五メートルのところ(中央点)
- 〃 ニ GからD見通し線とハからB見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イロ、ロニ、二ハ、ハEの五直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、仁尾港金坂地区一号防波堤突端から二号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第三種共同漁業

名 称	時 期
地びき網漁業	四月一日から十一月三十日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) あじ地びき網漁業は操業してはならない。
- (四) 関係地区 三豊郡仁尾町
- 計画番号共第四〇三号(地びき網)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 観音寺市から三豊郡豊浜町に至る地先
- 点の位置
- 基点A 香川県、愛媛県境界(余木崎)
- 〃 B 伊吹町赤崎
- 〃 C 関谷港南防波堤基部
- 〃 D 小股島高頂
- 〃 E 江南草(九十九)山南端
- 〃 F 伊吹町不動鼻(伊吹島北端)
- 〃 G 仁尾町、観音寺市境界

- 〃 H 円上島北端
- 点 イ AからB見通し線上Aから一〇〇〇メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線上Cから二〇〇メートルのところ
- 〃 ハ EからF見通し線上Eから二〇〇メートルのところ
- 〃 ニ GからH見通し線上Gから一〇〇〇メートルのところ
- 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、二Gの五直線と最大高潮時海岸線(観音寺港にあつては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあつては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場南西端を結んだ線まで、財田川にあつては三架橋脚まで、柞田川にあつては鉄橋脚までとする。)に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域(平成十一年香川県告示第八百八十六号)及びこの埋立に係る埋立護岸構造物設置区域は除く。
- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
- 第三種共同漁業

名 称	時 期
雑魚地びき網漁業	四月一日から十一月三十日まで

- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) あじ地びき網漁業は操業してはならない。
- (四) 関係地区 三豊郡大野原町・豊浜町、観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・室本町
- 計画番号共第五〇一号(くろだいの飼付)
- (一) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 さぬき市津田町名古屋地先
- 点の位置
- 基点A 名古屋西端
- 〃 B ザット岩中央

- " C 長磯南端
- " D 小麦岩中央
- " E 東頭白岩中央
- " F 西頭白岩中央
- " G 名古屋北端

漁場の区域 A、B、C、D、E、F、Gの六直線と名古屋、ザット岩、長磯、小麦岩、東頭白岩、西頭白岩から沖出し五〇メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

名 称	時 期
くろだい飼付漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第三種共同漁業
- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。
- (四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽
- 計画番号共第五〇二号(くろだい飼付)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町タテバ地先

点の位置

- 基点 A 丸山鼻北東端
- " B 鷹島北西端
- " C 東かがわ市絹島高頂
- " D 東かがわ市丸亀島高頂
- " E 津田港北防波堤突端
- " F 平畑北側防砂堤突端
- 点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

- " ロ BからE見通し線とFからD見通し線との交差点
- 漁場の区域 A、イ、ロ、口Fの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

名 称	時 期
くろだい飼付漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- (二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期
第三種共同漁業
- (三) 制限又は条件
- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。
- (四) 関係地区 さぬき市津田町津田
- 計画番号共第六〇一号(つきいそ)
- (一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町名古屋地先

点の位置

- 基点 A 名古屋南西端
- " B ザット岩中央
- " C 長磯中央
- " D 小麦岩中央
- " E 東頭白岩中央
- " F 西頭白岩中央
- 点 イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点
- ロ AからC見通し延長線とDからE見通し線との交差点
- " ハ DからE見通し線と口からEへ二〇〇メートルのところ
- " ニ BからF見通し線上イからFへ二〇〇メートルのところ

漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの四直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第六〇二号(つきいそ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 さぬき市津田町タテバ地先

点の位置

- 基点 A タテバの北鼻
 - " B 丸山鼻南東端
 - " C 鵜部鼻北端
 - " D タテバの南鼻
 - 点 イ Aから海岸沿い北へ二五〇メートルのところ
 - ロ イからB見通し線上イから四〇メートルのところ
 - " ハ イからB見通し線上イから一八〇メートルのところ
 - " ニ DからC見通し線上Dから一八〇メートルのところ
 - ホ DからC見通し線上Dから四〇メートルのところ
- 漁場の区域 ロハ、ホニの二直線とイD間沖出し四〇メートルの只曲線及びイD間沖出し一八〇メートルの只曲線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第六〇三号(つきいそ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 坂出市大屋富町相模坊地先

点の位置

- 基点 A 相模坊下五号防砂堤突端
 - " B 瀬居島北端
 - " C 松ヶ浦港北防波堤中央屈折部
 - " D 瀬居島南端
 - " E 松ヶ浦港西防波堤突端
 - 点 イ AからB見通し線上Aから四〇〇メートルのところ
 - ロ CからD見通し線とEからイ見通し線との交差点
- 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

(四) 関係地区 坂出市大屋富町・青梅町・高屋町・神谷町

計画番号共第六〇四号(つきいそ)

(一) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三豊郡仁尾町大薦島水ヶ浦地先
点の位置

基点 A 大薦島高頂（九メートル）

” B 平石中央

” C 家ノ浦漁港南防波堤基部

” D 仁尾港金坂地区一号防波堤突端

” E 帆解崎防波堤基部

点 イ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

” ロ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

” ハ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点

漁場の区域 イロ、ロハ、ハEの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(四) 関係地区 三豊郡仁尾町

2 存続期間 平成十六年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

3 免許予定日 平成十六年一月一日

4 免許申請期間 平成十五年十二月一日から同月五日十七時まで

平成十五年六月二十七日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極三千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています